
世田谷区実施計画

世田谷区行政経営改革計画

(平成20年度～平成23年度)

世 田 谷 区

いつまでも住み続けたい

「魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷」

の実現をめざして

世田谷区では、平成17年度に世田谷区基本計画(平成17年度～平成26年度)を策定し、いつまでも住み続けたい「魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷」の実現をめざしています。

この基本計画を着実に実現するため、平成17年度から19年度までの計画に続き、今回、平成20年度から23年度までの実施計画と行政経営改革計画を策定しました。

実施計画は、基本計画に掲げられた「安全で安心のまち」をはじめとした5つの将来目標などの実現を図るために、中期的展望に基づき、具体的な事業をさらに推進するものです。

また、行政経営改革計画は、基本計画の推進に向けて、事務事業の見直しや職員定数の適正化など執行体制の効率化を進めるとともに、従来の行財政改善から一歩進め、区民の目線に立った「行政経営」の確立をめざすものです。

この実施計画と行政経営改革計画に基づき、区は、もっと区民の目線に立って、もっと新たな政策を創り、さらに区民の信頼に応える区政運営に全力で取り組んでまいります。

平成20年3月

世田谷区長

熊本 哲之

目 次

実施計画

第1章 計画の考え方

1	策定にあたって	8
2	計画事業の基準	8
3	計画の構成	8
4	計画の進行管理	8
5	計画の期間	9
6	成果指標について	9
7	財政計画について	9

第2章 重点的取組み - リーディングプロジェクト -

1	身近で便利 交流促進プロジェクト	12
2	次代を担う世田谷っ子プロジェクト	14
3	いつまでも生きがいを 生涯現役プロジェクト	16
4	区民が創る良好な環境プロジェクト	18
5	世田谷の魅力倍増プロジェクト	20

第3章 実施計画事業

1	実施計画事業体系	24
2	実施計画事業	26
	〔票の見方〕	26
	災害に強いまちづくり	28
	犯罪のないまちづくり	32
	ユニバーサルデザインのまちづくり	36
	地域道路、交通ネットワークの構築	40
	サービスを安心して利用できる環境の整備	44
	地域に住み続けられるまちづくり	50
	世田谷のにぎわいアップ	58
	地域産業の活性化	62
	魅力ある都市農業の推進	66
	やすらぎのあるまちづくり	68

「環境都市」世田谷の実現	72
健康づくりから介護予防までの一貫した取り組み	76
成長に応じた子どもの支援	82
地域とともに子どもを育てる教育	86
魅力ある学校づくり	90
多様な子育て支援	98
子どもを守る仕組みづくり	102
世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり	106
協働のまちづくりの推進	112
男女共同参画の推進	116

第4章 財政計画

1 財政見通し	122
2 実施計画事業費	124

行政経営改革計画

第1章 計画の考え方

- 1 計画策定の考え方 130
- 2 計画の位置づけ 131
- 3 区の実施の経緯 131

第2章 基本方針

- 1 基本方針 132
 - (1) 自治体運営の自律の推進 132
 - (2) 新たな時代にふさわしい地域行政の推進 132
 - (3) 区民の目線に立った行政経営の確立 132
 - (4) 資源の有効活用による区民サービスの向上 132
 - (5) 継続的な事務改善の推進 132
- 2 重点取り組み 133
 - (1) 自律した自治体の実現 133
 - (2) 区民満足度の向上 133
 - (3) 実施効率の向上 133
 - (4) 行財政の改善 133
 - (5) 改革の継続的推進 133

第3章 行政経営改革計画年次別計画

- 1 年次別計画の考え方 136
 - (1) 年次別計画の考え方 136
 - (2) 年次別計画の内容 136
 - (3) 推進状況の報告と計画の改定について 136
- 2 行政経営改革計画取り組み項目 137
 - (1) 取り組み項目一覧 137
 - (2) 取り組み個表の見方 138
- 3 行政経営改革計画年次別計画（取り組み項目個表） 140
 - (1) 自律した自治体の実現 140
 - (2) 区民満足度の向上 144
 - (3) 実施効率の向上 148
 - (4) 行財政の改善 158
 - (5) 改革の継続的推進 164

実 施 計 画

第 1 章 計画の考え方

第 2 章 重点的取組み

- リーディングプロジェクト -

第 3 章 実施計画事業

第 4 章 財政計画

第1章 計画の考え方

- 1 策定にあたって
- 2 計画事業の基準
- 3 計画の構成
- 4 計画の進行管理
- 5 計画の期間
- 6 成果指標について
- 7 財政計画について

1 策定にあたって

この実施計画は、世田谷区基本計画(平成17年度～平成26年度)を具体的実現するため、世田谷区実施計画(平成17年度～平成19年度)の取組みを踏まえ、引き続き、平成20年度を初年度とする4年間の計画を年次別に示したものです。

また、実施計画の取組みを着実に実施していくため、今後の財政収支の見通しを踏まえ、4年間の年次別の実施計画事業費も示しており、予算編成や事業執行の指針ともなっています。

なお、基本計画の第6章「計画推進に向けて」の具体化については、行政改革、経営改革に関する区の計画である世田谷区行政経営改革計画に委ねており、基本計画のもとにおいて、実施計画と行政経営改革計画があいまって、区民の信頼に応える区政運営を推進していきます。

2 計画事業の基準

この実施計画は、基本計画にある13の主要テーマに示された問題解決の方向性に沿って、横断的な取組みを計画化しています。

計画事業の選定にあたっては、特に、次の点に留意しています。

- (1) 区民、事業者、区が協働で取り組むことを基本とした基本計画を具体的実現する事業
- (2) 計画や方針の策定などの新たなしくみをつくる施策
- (3) 実施計画期間において、特に重点的に取り組む必要がある事業

3 計画の構成

この実施計画は、基本計画に対応し、計画の考え方、重点的取組み「リーディングプロジェクト」、実施計画事業、財政計画をもって構成しています。

重点的取組み「リーディングプロジェクト」では、基本計画が示した重点的取組み「リーディングプロジェクト」の実現に向けた4年間の具体的な取組みとなる実施計画事業を構成する事業を示しました。

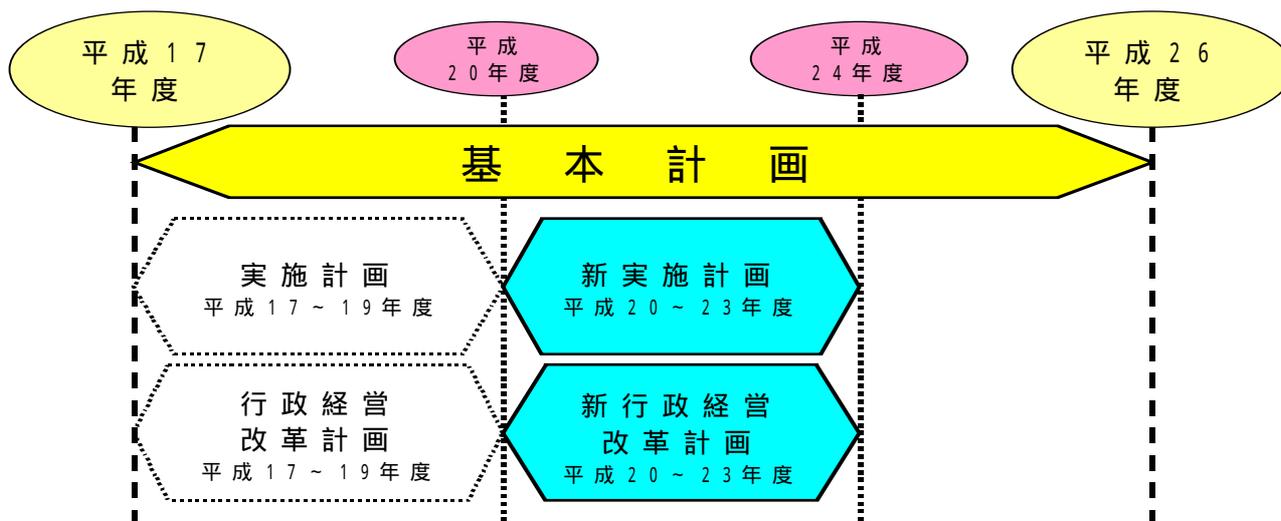
実施計画事業では、目標、事業目的、成果指標、具体的な取組み事業である実施計画事業を構成する事業を示しました。

財政計画では、3年間の財政収支の見通しと4年間の実施計画事業費を示しています。

4 計画の進行管理

この実施計画については、毎年度、実施計画事業の成果指標などに基づき評価し、評価結果を計画や事業の見直し(追加、修正など)に活用するとともに、その推進状況を区民に明らかにしていきます。

5 計画の期間



6 成果指標について

成果指標

成果指標とは、実施計画事業の「目標」の実現に向けて、目指すべき水準を数値などを用いて、定量的に分かりやすく示すものです。

成果指標選定の基本的な考え方

実施計画事業ごとに、1～3個の成果指標を設定しています。

区民に分かりやすい成果指標の項目であることを基本として、データの把握が可能なものを選定しています。

なお、成果指標は、できるだけ成果（アウトカム）に着目した指標を採用しましたが、データがとれないなど、そうした設定が困難な場合は、活動（アウトプット）に着目した指標で示しています。

平成 23 年度目標値について

平成 23 年度の目標値については、現状値や実施計画事業の取組みによ

る効果などを勘案して、設定しています。

成果指標の活用

毎年度、この成果指標に基づき、実施計画事業を評価、検証し、計画や事業の見直し（追加・修正など）に活用していきます。

7 財政計画について

財政計画（財政収支の見通し）は、実施計画事業に要する事業費をあらかじめ見込んでいるものです。財政収支の見通しについては、第 4 章に示すとおりですが、計画期間内の各年度において、計画の進捗率や計画目標の達成度をとらえ、必要に応じて、事業費を変更していきます。

また、財政状況の変化から、各年度の収支見込みを大幅に変更せざるを得ない場合には、必要な調整を行います。

第2章 重点的取組み

- リーディングプロジェクト -

- 1 身近で便利 交流促進プロジェクト
- 2 次代を担う世田谷っ子プロジェクト
- 3 いつまでも生きがいを 生涯現役プロジェクト
- 4 区民が創る良好な環境プロジェクト
- 5 世田谷の魅力倍増プロジェクト

基本計画の「重点的取組み - リーディングプロジェクト - 」を推進する4年間の具体的な取組みを、実施計画事業を構成する事業単位で示しました。

身近で便利 交流促進プロジェクト

目的

都心に近く風格がある住宅都市、世田谷区には、暮らしに便利なまちの機能や魅力がいっぱい詰まっています。これらの魅力に気軽に触れるため、誰もが、まちに出かけやすい安全で快適な移動環境を整備し、また、身近で気軽に区政や地域活動に参加できる環境づくりを進め、交流が活発で身近なまちを実現します。

取組みの方向性

1 身近で利用しやすい道路・交通環境の整備

道路網の整備や自転車の利用環境の向上、地域と地域とを身近に結ぶ公共交通サービスの導入を進め、まちの利便性を向上します。

2 だれもがまちに足を運びたくなる安全・便利な歩行空間の整備

身近な商店街におけるユニバーサルデザインのまちづくり、バス停や主要駅の快適性向上やバリアフリー化の推進、歩車道分離など安全な歩道空間の確保などを進め、誰でも気軽に足を運びたくなる、誰もが移動しやすいまちを実現します。

3 IT(情報通信技術)の活用による身近な参加と利用の促進

身近な地域における活動の場やIT(情報通信技術)を活用しながら、区民への情報提供や意見を聞く環境を整備するなど、区民参加を促進します。出張所における活動スペースの確保など区民の交流の場の整備や電子相談などのサービスが気軽に利用できる環境の整備を進めます。

実施計画事業を構成する事業

身近で利用しやすい道路・交通環境の整備

道路ネットワークの形成（0401）

開かずの踏切解消（0402）

地域をつなぐ自転車利用環境の整備（0403）

新たな公共交通サービスの創造（0404）

だれもがまちに足を運びたくなる安全・便利な歩行空間の整備

ユニバーサルデザインによる公共的施設の整備（0301）

交通バリアフリーの推進（0302）

安全な歩道づくり（0303）

I T (情報通信技術)の活用による身近な参加と利用の促進

区民参加、参画の促進（1902）

I C Tなどを活用した情報やサービスの提供（行政経営改革計画）

次代を担う世田谷っ子プロジェクト

目的

世田谷区では、これまでも世界に誇る人材が育ってきました。これからは、世田谷区らしい特色のある教育を進め、さまざまな人との関わりや体験を通して、世界にはばたく世田谷っ子が育つまちを目指します。また、子育て不安の解消など、より良い子育て環境を整備し、安心して子育てができるまちを目指します。

取組みの方向性

1 地域とともに子どもを育てる

子どもの健やかな成長のため、子どもどうしの交流や地域の人たちとの交流、さまざまな遊びや体験の場や機会の充実を図ります。また、地域の区民が参加する、地域に根ざした学校教育を推進し、地域の教育力の向上を目指します。

2 特色のある世田谷の教育の推進

世田谷区が持つ文化資源を活かした文化や芸術の体験事業、地域の企業や商店街、区内大学と連携した体験学習など、子どもの体験の機会の充実を図るとともに就学前(幼児)教育を推進し、子どもの個性や多様な才能を伸ばします。また、特色のある世田谷の教育を通して、日本の伝統と文化を継承し、深く考え、自分を表現できる子どもを育てます。

3 子育て環境の向上

保育サービスの一層の充実と在宅子育てへのきめ細やかな支援、子どもの安全確保や健康づくりの支援など、子育ての負担の軽減と不安解消を総合的に進め、保護者が安心して子育てでき、健やかで元気な子どもが育つ環境を整えます。

実施計画事業を構成する事業

地域とともに子どもを育てる

子どもの体験、社会参加の推進（1301）

地域教育力の向上（1401）

地域が参画する学校づくり（1402）

特別支援教育の充実、いじめ、不登校問題への取組み（1503）

地域の学習拠点としての図書館の充実（1805）

特色のある世田谷の教育の推進

豊かな人間性を育む体験学習の推進（1501）

9年間を見通した質の高い学校教育の実現（1502）

特別支援教育の充実、いじめ、不登校問題への取組み（1503）

教育の情報化の推進（1505）

就学前（幼児）教育の充実（1507）

子育て環境の向上

子どもの安全を守る取組み（0202）

子どもの健康づくり（1302）

配慮の必要な子どもへの支援（1303）

家庭教育への支援（1403）

保育サービスなどの充実（1601）

在宅子育て支援（1602）

児童虐待防止対策の推進（1701）

いつまでも生きがいを 生涯現役プロジェクト

目的

区民の5人に1人が高齢者となる時代を迎えます。日頃からこころとからだの健康を維持・向上することで、誰もが自らの知識や経験、地域の豊かな文化や人びとのつながりを活かし、地域の一員として活躍できる生涯現役社会を実現します。

取組みの方向性

1 地域での活躍を支える健康づくりの推進

生活習慣病予防、ねたきり予防、認知症予防など、就労世代や壮年期の段階から、健康づくりと介護予防を一体的に進めます。基本健康診査の結果など健康に関する情報を区民が手軽に利用し健康づくりに役立てたり、食育の観点から普段の食生活の改善に区民自身が取り組むなど、予防の観点から、区民の健康づくりに取り組んでいきます。

2 経験や知識を活かせる地域づくり

区民が文化活動やスポーツを通して心の豊かさを味わったり、さまざまな知識や経験を吸収できる環境を充実させます。地域での自主的な防犯活動、子育てや教育の場への参加など、さまざまな社会参加の場の充実や活動の支援を通して、これから高齢期を迎える団塊の世代がもつ知恵や経験を地域の中で活かせるまちを実現します。

地域での活躍を支える健康づくりの推進

健康づくり支援の充実（1201）

食を通じた健康づくりの推進（1202）

介護予防施策の推進（1203）

経験や知識を活かせる地域づくり

生涯現役、地域支えあいの推進（1204）

世田谷の地域文化の創造（1801）

音楽文化の振興（1802）

生涯学習の推進（1803）

生涯スポーツの振興（1804）

区民が創る良好な環境プロジェクト

目的

大都市の一角を占めながら、土やみどりの恵みを楽しむ豊かな環境が、世田谷区にはまだ残されています。これからも、区民・事業者が中心となって、水と緑、土と農に親しめる自然的環境を守り育てるとともに、省エネルギーやごみの減量など環境に配慮した暮らしの実践により、心豊かな生活や、うるおいある地域づくりを進めます。

取組みの方向性

1 環境に配慮した暮らしの実践・創出

地球環境の保全、将来に向けた持続可能な地域社会の形成に向け、公共施設や学校で率先してごみ減量や省エネルギー対策に取り組むとともに、環境学習・環境教育の推進を図り、区民・事業者の自発的な環境配慮行動を促進します。

2 身近な緑の充実と交流促進

世田谷区内の農地の活用や未利用地等の利用に関する区民参加を通して、みどりを大切にする意識を高め、身近なみどりづくり活動を広げます。さらに、区独自のルールに基づく開発・建築に関する規制・誘導を行い、世田谷区内の貴重なみどりの生命線である国分寺崖線の環境保全や、緑地の創出を進めていきます。

実施計画事業を構成する事業

環境に配慮した暮らしの実践・創出

区民とのパートナーシップに基づく環境啓発事業の推進(1101)

カーボンマイナス社会への転換(1102)

エコ区役所の実現(1103)

身近な緑の充実と交流促進

都市型農業の推進(0901)

区民共生型農業の支援(0902)

みどりと花いっぱい運動の推進(みどりとみずの基本計画の推進)(1001)

国分寺崖線など民有地のみどりの保全(1002)

みどりとみずのまちづくり(1003)

都市景観の形成(1004)

地区街づくりの推進(1005)

世田谷の魅力倍増プロジェクト

目的

若者の集う商店街や、劇場のあるまちなど、暮らしに身近なにぎわいは、世田谷区に住む人、世田谷区を訪れる人にとって大きな魅力です。人びとが集い、出会うにぎわいの核づくりを進め、世田谷区の新たな魅力を創造し、多様な人びとが活発に交流し、一段と魅力的な「世田谷」を実現します。

取組みの方向性

1 人びとが憩い集う核づくりの推進

駅周辺の道路や駅前広場など、区内の拠点の整備を進め、まちの機能性や利便性を向上させます。まちの景観の統一的な整備やアクセス改善などの取組みを進め、商店街の魅力や地域の活気をさらに高め、多様な人びとが憩い集える核づくりを計画的に進めます。

2 世田谷の魅力を満載した産業の振興

世田谷区が有する豊富な観光資源を活用した魅力再発見の取組みを展開し、また、世田谷区の特徴である映像や音楽、演劇などの文化発信力を高め、にぎわいの拠点の整備を進めるなど、産業振興や地域の活性化につなげる取組みを、区民、事業者、NPO、行政が協働で実現し、まちの集客力を高めます。

3 区民の力を活かした世田谷ブランドの魅力向上

まちづくり、産業、文化、教育、福祉など様々な分野において、区民、事業者、NPO、行政それぞれが互いの経験や知識などを活かし交流することで、新たなアイデアやニュービジネスを創出し、更なる世田谷ブランドの向上を図ります。

実施計画事業を構成する事業

人びとが憩い集う核づくりの推進

街のにぎわいの核づくり(0701)

地域街づくりと協働した商店街の振興(0702)

世田谷の魅力を満載した産業の振興

区民生活を支え、高める生活支援拠点づくり(0605)

世田谷型観光の推進(0703)

区民の力を活かした世田谷ブランドの魅力向上

安全安心まちづくりの推進(0201)

地域に密着した在宅サービスの展開(0602)

中小企業の人材活用への支援(0802)

地域教育力の向上(1401)

地域が参画する学校づくり(1402)

世田谷の地域文化の創造(1801)

音楽文化の振興(1802)

生涯スポーツの振興(1804)

第3章 実施計画事業

- 1 実施計画事業体系
- 2 実施計画事業

1 実施計画事業体系

基本計画		実施計画					
将来目標	主要テーマ	実施計画事業	実施計画事業を構成する事業				
			事業番号				
安全で安心なまち	地域社会の安全の確保	災害に強いまちづくり	0101	防災街づくりの推進			
			0102	地先道路の整備			
			0103	住宅、建築物の耐震性の確保			
			0104	地域防災力の強化			
			0105	都市型水害対策の推進			
		犯罪のないまちづくり	0201	安全安心まちづくりの推進			
			0202	子どもの安全を守る取組み			
			ユニバーサルデザインのまちづくり	0301	ユニバーサルデザインによる公共的施設の整備		
				0302	交通バリアフリーの推進		
				0303	安全な歩道づくり		
	0304	高齢者、障害者などの移動困難者への支援					
	地域道路、交通ネットワークの構築	0401	道路ネットワークの形成				
		0402	開かずの踏切解消				
		0403	地域をつなぐ自転車利用環境の整備				
		0404	新たな公共交通サービスの創造				
		0405	土地区画整理事業の推進				
	区民生活の安心の実現	サービスを安心して利用できる環境の整備	0501	消費者の自立支援			
			0502	保健福祉サービスの質の向上			
			0503	成年後見制度の推進			
		地域に住み続けられるまちづくり	0601	高齢者の安心生活づくり			
0602			地域に密着した在宅サービスの展開				
0603			障害者の地域生活の支援				
0604			住まいの確保と居住継続の支援				
0605			区民生活を支え、高める生活支援拠点づくり				
魅力的で活力あふれるまち			にぎわいのあるまちづくり	世田谷のにぎわいアップ	0701	街のにぎわいの核づくり	
					0702	地域街づくりと協働した商店街の振興	
	0703	世田谷型観光の推進					
	世田谷だからできる魅力ある産業の振興	地域産業の活性化	0801	都市型産業の育成			
			0802	中小企業の人材活用への支援			
		魅力ある都市農業の推進	0901	都市型農業の推進			
			0902	区民共生型農業の支援			
			健康でやすらぎのあるまち	水と緑が豊かで美しいまちなみのある世田谷づくり	やすらぎのあるまちづくり	1001	みどりと花いっぱい運動の推進(みどりとみずの基本計画の推進)
						1002	国分寺崖線など民有地のみどりの保全
1003	みどりとみずのまちづくり						
1004	都市景観の形成						
1005	地区街づくりの推進						

基本計画		実施計画			
将来目標	主要テーマ	実施計画事業	実施計画事業を構成する事業		
			事業番号		
健康でやすらぎのあるまち	快適な環境で持続可能な地域社会の実現	「環境都市」世田谷の実現	1101	区民とのパートナーシップに基づく環境啓発事業の推進	
			1102	カーボンマイナス社会への転換	
			1103	エコ区役所の実現	
	健康づくり・疾病予防の推進	健康づくりから介護予防までの一貫した取組み	1201	健康づくり支援の充実	
			1202	食を通じた健康づくりの推進	
			1203	介護予防施策の推進	
			1204	生涯現役、地域支えあいの推進	
	世田谷の文化を育み、未来が輝くまち	次代を担う人づくり	成長に応じた子どもの支援	1301	子どもの体験、社会参加の推進
				1302	子どもの健康づくり
				1303	配慮の必要な子どもへの支援
地域とともに子どもを育てる教育			1401	地域教育力の向上	
			1402	地域が参画する学校づくり	
			1403	家庭教育への支援	
魅力ある学校づくり			1501	豊かな人間性を育む体験教育の推進	
		1502	9年間を見通した質の高い学校教育の実現		
		1503	特別支援教育の充実、いじめ、不登校問題への取組み		
		1504	信頼される学校経営の推進		
		1505	教育の情報化の推進		
		1506	教育環境の整備		
		1507	就学前(幼児)教育の充実		
安心して子どもを育てられる環境づくり		多様な子育て支援	1601	保育サービスなどの充実	
			1602	在宅子育て支援	
		子どもを守る仕組みづくり	1701	児童虐待防止対策の推進	
			1702	小児救急医療の充実	
世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり	世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり	1801	世田谷の地域文化の創造		
		1802	音楽文化の振興		
		1803	生涯学習の推進		
		1804	生涯スポーツの振興		
		1805	地域の学習拠点としての図書館の充実		
区民が創るまち	協働のまちづくり	協働のまちづくりの推進	1901	区民によるコミュニティづくりの支援	
			1902	区民参加、参画の促進	
			1903	市民活動の促進	
	男女共同参画推進のまちづくり	男女共同参画の推進	2001	男女共同参画による地域社会の活性化	
			2002	男女共同参画センターの機能充実	
			2003	ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶	

2 実施計画事業

[票の見方]

実施計画事業

実施計画 事業名					関係 所管部	先頭に記載の部 が、代表部です。
目 標	基本計画の主要テーマの「問題解決の方向性」にそって設定したこの実施計画事業が目指す(10年間の)目標です。					
事業目的	4年間の実施計画の事業目的です。					
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値		
	実施計画事業が目指すべき水準(目標数値等)です。1~3個の成果指標を示しています。					
	「現状値」は、平成20年3月末時点での状況、「平成23年度目標値」は、平成24年3月末の目標値です。		成果指標設定の考え方			
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
構成する 事業の 考え方	実施計画事業を構成する事業の考え方や事業の概要です。					
事業体系						

* 1

xxxxx~。

計画事業で使用している用語を解説しています。表中に*で表示しています。

実施計画事業を構成する事業が実現すべき計画の目標(数値など)です。
「現況」は、平成20年3月末時点での状況、「平成23年度」は、平成24年3月末の目標です。

実施計画事業を構成する事業が、リーディングプロジェクトを推進するための事業に該当する場合、そのプロジェクト番号を記載しています。

実施計画事業を構成する事業

先頭に記載の部分が、代表部です。

事業番号	事業名	所管部	計画目標				事業分類		
			現況	平成23年度	L	分類			
ねらい									
事業内容	事業の年次別の取組み内容を記載しています。 数値は、各年度で行う事業の件数、回数、量などを示しています。								
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度					
	(件)	該当年次に取組みの予定がない場合は、-と記載してあります。							
事業費	事業にかかる経費を示していますが、平成20年度は予算額、平成21年度から平成23年度は見込み額を記載しています。 なお、現時点で、具体的な経費を記載することができないものについては「-」で示しています。								
	千円	千円	千円	千円				千円	

*1 xxxxx~。

《関連する計画》

計画

計画事業で使用している用語を解説しています。表中に*で表示しています。また、事業に関連する計画名を記載してあります。

実施計画事業を構成する事業を協働の視点から分類しています。

- 1 - 民間主体型
(民間主体で、独自に行う事業)
- 2 - 民間主体協働型
(民間主体で、行政と協働で行う事業)
- 3 - 行政主体協働型
(行政主体で、民間と協働で行う事業)
- 4 - 行政主体型
(行政主体で、独自に行う事業)

実施計画事業

実施計画事業名	災害に強いまちづくり		関係所管部	都市整備部 道路整備部 土木事業担当部 総合支所 危機管理室	
目標	住宅が密集し、道路が狭い密集市街地の防災性を向上させるための整備を進める。また、自助、共助の考え方のもと、地域の助け合い活動を支援し、災害時に備えた地域の防災力の強化に取り組むなど、ハード、ソフト両面から災害に強いまちを実現する。				
事業目的	<p>密集市街地の防災性を向上させるため、区画道路や広場の整備、建築物の不燃化への助成など防災街づくりを推進するとともに、住宅の耐震性確保のための取組みを実施する。</p> <p>また、地域防災リーダー*1の活動促進を図り、地域の助け合いネットワークの核となる防災区民組織の活動を支援するとともに、災害時に備え、避難所などの環境整備や情報通信基盤の整備など、総合的に地域防災力の強化を図る。</p>				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) ①事業用地取得率 ②地先道路*2整備延長		①69.5% ② -	①79.1% ②2,190m	
	2) 耐震相談件数		-	耐震相談 3,000件	
	成果指標設定の考え方				
<p>1) 密集市街地においては、道路や公園、広場の整備により消防活動の円滑化、避難経路の確保、延焼遮断など、実施計画事業の目的とする「災害に強い街づくりの推進」の達成に直接つながる効果が見込まれる。そのため、街づくり事業計画に対応した事業用地取得率と地先道路整備延長を成果指標とする。</p> <p>2) あわせて、区民の防災意識の高まりと関連性がある住宅の耐震相談件数を成果指標とする。</p>					
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	8,694,349 千円	1,631,028 千円	2,400,117 千円	2,434,011 千円	2,229,193 千円
構成する事業の考え方	<p>1 密集市街地の防災性を向上させるため、区画道路、広場の整備、建築物の不燃化への助成など、防災街づくりを推進するとともに、住宅の耐震性確保の取組みを実施し、区民、事業者と連携、協働して、防災性向上、減災への取組みを促進する。</p> <p>2 道路が未整備で、延焼の危険性が高く、防災上の問題を抱える地区内で、迅速な消防活動や二方向への避難が可能で、安全、快適に通行できる地先道路を整備する。</p> <p>3 区民防災組織の活動や「自助、共助」による地域の協力、支援体制を強化するとともに、災害時の避難生活における環境整備に取り組む。</p> <p>4 今後策定する豪雨対策基本計画に基づき、都市型水害対策の推進を図る。</p>				
事業体系	<p>防災街づくりの推進 【事業番号 0101】 区画道路や小広場の整備、老朽住宅などの建替えを促進し、市街地の防災性を向上する。</p> <p>地先道路の整備 【事業番号 0102】 地域地先道路整備計画に基づき、積極的な道路整備を推進する。</p> <p>住宅、建築物の耐震性の確保 【事業番号 0103】 大震災時に危惧される建築物倒壊による人的、物的被害の防止のため、木造住宅等の耐震改修を促進する。</p> <p>地域防災力の強化 【事業番号 0104】 区民相互の協力、救援体制の仕組みを整備し、区民の防災力の向上を目指すとともに、災害時に備えた地域の環境を整備し、総合的に地域防災力を強化する。</p> <p>都市型水害対策の推進 【事業番号 0105】 都市型水害の軽減を目的とした基本方針と計画を策定して対策の強化を図る。</p>				

* 1 地域防災リーダー 地域の防災力向上のため、知識や技術を活かして地域の防災訓練などに携わる者。
* 2 地先道路 各宅地に接続する道路で、日常生活の中で利用する最も基本となる道路。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0101	事業名	防災街づくりの推進		所管部	都市整備部 総合支所		
ねらい	地震などの自然災害に備え、木造住宅密集地域の防災機能の向上を図るため、区民、事業者、区が協働して災害に強い街づくりを目指す。							
事業内容	1 国、都の補助事業を活用し、各種道路、公園などの都市基盤の整備や老朽木造住宅の建替えを促進し、不燃化を進めることにより、木造住宅密集地域の防災機能を向上させる。				計画目標		事業分類	
					現況	平成23年度	L	分類
					1) 事業用地取得率 69.5%	1) 事業用地取得率 79.1%		4
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
	①道路の整備 80㎡	①道路の整備 426㎡	①道路の整備 626㎡	①道路の整備 550㎡				
	②	②公園(小広場等)の整備 280㎡	②	②				
	③	③行き止まり路の解消 16㎡	③行き止まり路の解消 16㎡	③行き止まり路の解消 16㎡				
	④不燃化助成事業の実施 4件	④不燃化助成事業の実施 10件	④不燃化助成事業の実施 10件	④不燃化助成事業の実施 10件				
⑤延焼遮断帯*1の形成 1件	⑤延焼遮断帯の形成 21件	⑤延焼遮断帯の形成 21件	⑤延焼遮断帯の形成 21件					
事業費	430,930 千円	1,113,719 千円	1,154,453 千円	956,460 千円				

*1 延焼遮断帯 道路、河川、鉄道、公園、緑道などの都市施設を骨格として活用又は整備し、必要な場合には、これらの施設とその沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより、火災の延焼を防止するもの。
 《関連する計画》 住宅市街地総合整備事業(各地区)整備計画及び事業計画、都市防災不燃化促進事業計画、延焼遮断帯形成事業計画

事業番号	0102	事業名	地先道路の整備		所管部	道路整備部 土木事業担当部 総合支所		
ねらい	消防活動や二方向避難に寄与するなど防災性の向上や地域街づくりを行うための基盤整備として、6m以上の地先道路*1を整備し、防災空間ネットワークを形成する。							
事業内容	1 地先道路整備方針などに基づき、地域の特性に応じた整備手法によって、住民の理解と協力を得ながら、効率的な道路整備を実施する。				計画目標		事業分類	
					現況	平成23年度	L	分類
					—	1) 整備延長 2,190m 2) 用地取得 2,900㎡		4
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
	①地先道路の整備 690m	①地先道路の整備 500m	①地先道路の整備 500m	①地先道路の整備 500m				
	②用地取得 1,100㎡	②用地取得 600㎡	②用地取得 600㎡	②用地取得 600㎡				
事業費	775,846 千円	600,000 千円	600,000 千円	600,000 千円				

*1 地先道路 各宅地に接続する道路で、日常生活の中で利用する最も基本となる道路。
 《関連する計画》 地先道路整備方針

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0103	事業名	住宅、建築物の耐震性の確保	所管部	都市整備部
ねらい	切迫する首都直下地震に伴う建築物倒壊による人的、物的被害を最小限にとどめるために、自主防災の啓発に努めるとともに、住宅、建築物の耐震相談、耐震診断や改修などを集中的に実施し、早期に区全体として「災害に強いまち」の実現を図る。				
事業内容	1 平成27年度までの耐震化の目標や具体的な施策を明らかにした「世田谷区耐震改修促進計画*1」に基づき、住宅、建築物の耐震診断、耐震改修などを計画的かつ総合的に実施していく。特に、住宅の耐震化率95%の実現を図るため、直接支援として具体的な支援誘導策の拡充、新設を行いながら早期の達成を目指す。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 耐震化率 住宅 77.5% 民間特定建築物 77.7%	1) 耐震化率 住宅 87% 民間特定建築物 84%		3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	①耐震相談・簡易診断 3,000件 ②耐震診断 木造住宅 600件 分譲マンション、 特定建築物 23件 ③耐震改修 木造住宅 70件 分譲マンション、 特定建築物 2件 ④家具転倒防止助成 1,000件	①耐震相談・簡易診断 3,000件 ②耐震診断 木造住宅 600件 分譲マンション、 特定建築物 23件 ③耐震改修 木造住宅 70件 分譲マンション、 特定建築物 2件 ④家具転倒防止助成 1,000件	①耐震相談・簡易診断 3,000件 ②耐震診断 木造住宅 600件 分譲マンション、 特定建築物 23件 ③耐震改修 木造住宅 70件 分譲マンション、 特定建築物 2件 ④家具転倒防止助成 1,000件	①耐震相談・簡易診断 3,000件 ②耐震診断 木造住宅 600件 分譲マンション、 特定建築物 23件 ③耐震改修 木造住宅 70件 分譲マンション、 特定建築物 2件 ④家具転倒防止助成 1,000件	
事業費	331,911 千円	600,000 千円	600,000 千円	600,000 千円	

*1 世田谷区耐震改修促進計画 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第7項に基づき、策定した計画。
切迫性が指摘されている首都直下地震による建築物の被害、損傷を未然に防ぎ、区民の生命、財産を守ることを目的とする。

《関連する計画》 世田谷区耐震改修促進計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0104	事業名	地域防災力の強化	所管部	危機管理室 総合支所
ねらい	予防の視点に立ち、災害時の被害を最小限にするため、「自分の身は自分で守る（自助）」、「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」の考え方のもとで、地域の助け合い活動をより一層推進するとともに、災害時に備え、避難所などの生活環境の整備に取り組み、総合的に地域防災力の強化を図る。				
事業内容	1 防災の知識や技術を身につけた地域防災リーダー* ₁ をフォローアップ研修などで支援し、地元町会自治会などにおける各種訓練などへの参加、協力を促進する。 2 災害時の避難生活で、特に懸念されるトイレ対策として、災害用マンホールトイレ* ₂ の整備を進める。あわせて平成23年度までに地域防災無線のデジタル化への対応を図る。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 地域防災リーダー養成 299人	1) 地域防災リーダー養成 399人		3
		2) 災害用マンホールトイレ 358基	2) 災害用マンホールトイレ 676基		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	①地域防災リーダーの活動支援 地域別 5回 ② _____ ③災害用マンホールトイレの整備 435基	①地域防災リーダーの活動支援 地域別 5回 ② _____ ③災害用マンホールトイレの整備 502基	①地域防災リーダーの活動支援 地域別 5回 ②地域防災リーダーの養成 100人 ③災害用マンホールトイレの整備 559基	①地域防災リーダーの活動支援 地域別 5回 ② _____ ③災害用マンホールトイレの整備 676基	
事業費	76,038 千円	75,058 千円	79,558 千円	72,733 千円	

- *1 地域防災リーダー 地域の防災力向上のため、知識や技術を活かして地域の防災訓練などに携わる者。
 *2 災害用マンホールトイレ 断水などで一般のトイレが使用できない際に、井戸水などを活用し、排泄物を下水道本管に直接流す仕組みの仮設トイレ。
 《関連する計画》 世田谷区地域防災計画

事業番号	0105	事業名	都市型水害対策の推進	所管部	土木事業担当部
ねらい	都市型水害による被害を軽減させるため、雨水対策の強化を図るとともに、区民、事業者などへの啓発、PRを行う。				
事業内容	1 豪雨対策計画を策定し、区民、事業者の理解と協力を得ながら、雨水対策を推進していく。また、雨水貯留施設* ₁ を公共施設（道路、公園など）にこれまで以上に設置していくとともに、個人住宅への雨水浸透施設* ₂ 、雨水タンク* ₃ の設置助成を拡充していく。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 流域対策による雨水流出抑制量 191,000m ³ (時間2ミリ相当)	1) 流域対策による雨水流出抑制量 <平成29年度> 470,000m ³ (時間5ミリ相当)		3
年次別計画	平成20年度 ①豪雨対策基本方針の策定	平成21年度 ①豪雨対策計画の策定	平成22年度 ①計画に基づく取組み	平成23年度 ①計画に基づく取組み	
事業費	16,303 千円	11,340 千円	— 千円	— 千円	

- *1 雨水貯留施設 雨水を一時的に貯留し、河川に徐々に流出させることによって、雨量のピーク時の流出を遅らせる施設。雨水タンクなど。
 *2 雨水浸透施設 雨水を地下浸透させることによって、流出量を減少させる施設。雨水浸透枳（ます）*₄など。
 *3 雨水タンク 屋根に降った雨を貯めて、植木や庭への散水など、生活用水として利用するための一時貯留槽。
 *4 雨水浸透枳（ます） コンクリート（または合成樹脂）製で底がなく、横にたくさんの穴があいている「枳（ます）」のこと。屋根に降った雨水を雨樋（どい）から浸透枳（ます）に入れ、地下にしみ込ませる。

実施計画事業

実施計画 事業名	犯罪のないまちづくり			関係 所管部	危機管理室 子ども部 教育委員会事務局
目 標	区民が、自ら見守りあい、地域で自主的な防犯活動をすることにより、犯罪や事故のない安全で安心して暮らせるまちを目指す。				
事業目的	犯罪の根絶に向けた区民の自主的、自発的な防犯活動を支援し、警察と連携を図りながら、犯罪を防止し、特に、子どもが犯罪に巻き込まれないようにし、安全で、安心なまちを実現する。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 区民防犯活動団体支援数		117団体	150団体	
	成果指標設定の考え方				
	1) 区民の防犯活動団体の増加による防犯活動が活発化することで、犯罪の発生を抑止する効果が生れると考えられるため、区民防犯活動団体支援数を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	1,005,308 千円	250,877 千円	251,177 千円	251,477 千円	251,777 千円
構成する 事業の 考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民が、自らが見守りあい、地域で防犯活動に取り組む地域コミュニティの構築を目指す。 2 区民の不安解消に向け、区民が進める安全安心まちづくり活動を支援する。 3 区民、警察、区が連携、協力して、防犯対策を進める。 4 子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、子どもの安全の強化を図る。 				
事業体系	<p>安全安心まちづくりの推進 【事業番号 0201】 地域防犯リーダー*₁や地域の防犯活動団体の活動を支援するとともに、世田谷区24時間安全安心パトロール*₂の実施や地域の防犯環境の整備を通じて、「もっと安心して暮らせるまち世田谷」の実現を目指す。</p> <p>子どもの安全を守る取組み 【事業番号 0202】 危険回避プログラム*₃の実施や「災害・防犯情報メール」の運用により、子どもを犯罪や事故から守るとともに、子どもの健やかな成長を目指す。</p>				

* 1 地域防犯リーダー 安全安心まちづくりカレッジを修了し、地域で防犯活動を行っている者。

* 2 世田谷区24時間安全安心パトロール 警察署からの防犯などに関する情報に基づいて、青色回転灯付きの車両5台で区内を24時間巡回するパトロール。

* 3 危険回避プログラム 小学校就学直前の5歳児を対象に保育園、幼稚園、児童館などの施設で行っている事故や犯罪から身を守るためのロールプレイなどのプログラム。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0201	事業名	安全安心まちづくりの推進	所管部	危機管理室
ねらい	区民、警察などとの連携を図りながら、区内で発生する侵入窃盗、ひったくりなどの犯罪を未然に防止する。オウム真理教問題解決に向けた積極的な取り組みを含め、「もっと安全で、安心して暮せるまち世田谷」の実現を目指す。				
事業内容	1 警察からの情報提供を受けながら、犯罪実態に応じた弾力的かつ効果的な「世田谷区24時間安全安心パトロール*1」を実施する。 2 地域防犯リーダー*2や防犯活動団体の活動を支援するとともに、商店街や町会などの地域団体による防犯設備の整備を推進する。 3 区民の防犯意識の向上を図るため、区民、警察、区が連携して防犯活動を推進するとともに、区民に対して的確な情報発信を行う。 4 地域住民や警察などの関係機関と連携を図りながら、分裂後の団体を含め、オウム真理教問題解決に向けた積極的な取り組みを行う。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 防犯カメラの整備助成など防犯環境の整備 4か所 2) 安全ステーション*3 1か所	1) 防犯カメラの整備助成など防犯環境の整備 44か所 2) 安全ステーション 5か所	5	3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	地域防犯リーダーの活動支援 意見交換会 2回 区民防犯活動団体の支援 120団体 19年度末117団体 24時間安全安心パトロールの実施 防犯カメラの整備助成など防犯環境の整備 14か所 安全ステーションの整備支援 2か所	地域防犯リーダーの活動支援 研修会 2回 区民防犯活動団体の支援 130団体 24時間安全安心パトロールの実施 防犯カメラの整備助成など防犯環境の整備 24か所 安全ステーションの整備支援 3か所	地域防犯リーダーの活動支援 意見交換会 2回 区民防犯活動団体の支援 140団体 24時間安全安心パトロールの実施 防犯カメラの整備助成など防犯環境の整備 34か所 安全ステーションの整備支援 4か所	地域防犯リーダーの活動支援 研修会 2回 区民防犯活動団体の支援 150団体 24時間安全安心パトロールの実施 防犯カメラの整備助成など防犯環境の整備 44か所 安全ステーションの整備支援 5か所	
事業費	247,904 千円	248,204 千円	248,504 千円	248,804 千円	

* 1 世田谷区24時間安全安心パトロール 警察署からの防犯などに関する情報に基づいて、青色回転灯付きの車両5台で区内を24時間巡回するパトロール。

* 2 地域防犯リーダー 安全安心まちづくりカレッジを修了し、地域で防犯活動を行っている者。

* 3 安全ステーション 防犯活動を行う際の一時集合場所やパトロールに必要な物品を保管する施設。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0202	事業名	子どもの安全を守る取組み		所管部	危機管理室 子ども部 教育委員会事務局	
ねらい	子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、「安全の強化」を図り、子どもの健やかな成長を目指す。						
事業内容	1 子どもが犯罪や事故に巻き込まれない仕組みづくりや施設などの安全対策を進める。 2 小学校などへの就学予定の5歳児を対象に、誘拐、通り魔などの犯罪に係る危険などについての対応能力の向上を図る危険回避プログラム* ₁ を施設単位に実施する。 3 4歳以下の子どもを持つ家庭を対象として、身近な事故回避ガイド* ₂ の配付を行い、注意喚起を促す。 4 携帯電話などのメールを用いた「災害・防犯情報メール」を運用し、保護者に対してきめ細やかな危険に関する情報提供を行う。 5 小学校が、PTAなどの協力のもと、登下校時に通学路などのパトロールや見守り活動(子ども安全ボランティア事業)を実施する。	計画目標		事業分類			
		現況	平成23年度	L	分類		
		1) 災害・防犯情報メール登録者数 13,800人	1) 災害・防犯情報メール登録者数 16,000人	2		3	4
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	危険回避プログラムの実施 100施設 事故回避ガイドの配付 子ども安全ボランティア事業の実施 小学校64校 災害・防犯情報メール 登録者数 14,500人	危険回避プログラムの実施 100施設 事故回避ガイドの配付 子ども安全ボランティア事業の実施 小学校64校 災害・防犯情報メール 登録者数 15,000人	危険回避プログラムの実施 100施設 事故回避ガイドの配付 子ども安全ボランティア事業の実施 小学校64校 災害・防犯情報メール 登録者数 15,500人	危険回避プログラムの実施 100施設 事故回避ガイドの配付 子ども安全ボランティア事業の実施 小学校64校 災害・防犯情報メール 登録者数 16,000人			
事業費	2,973 千円	2,973 千円	2,973 千円	2,973 千円			

* 1 危険回避プログラム 小学校就学直前の5歳児を対象に保育園、幼稚園、児童館などの施設で行う事故や犯罪から身を守るためのロールプレイなどのプログラム。

* 2 事故回避ガイド 0～4歳の子どもとその保護者を対象とした、主に家庭内での事故を予防するためのパンフレット。

《関連する計画》 世田谷区子ども計画

実施計画事業

実施計画 事業名	ユニバーサルデザインのまちづくり		関係 所管部	交通政策担当部 都市整備部 総合支所 保健福祉部 土木事業担当部 生活拠点整備担当部		
目 標	ユニバーサルデザイン* ₁ による公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化を進め、やさしい移動環境を総合的に整備することにより、すべての区民が、安全で安心して快適に住み続けられる環境整備を推進する。					
事業目的	歩道の整備や公共施設の計画的なバリアフリー整備、鉄道駅施設での上下移動の円滑化など良好な移動環境を整備するとともに、高齢者や障害者などの移動困難者の多様なニーズにあわせた移送システムを構築することによって、すべての区民が、安全で安心して快適に移動できる環境を実現する。					
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値		
	1) 歩道整備などによる安全に歩ける道路延長		-	8,620m		
	2) バリアフリー化駅数		36駅	41駅		
	3) 区民施設のバリアフリー整備数		39施設	199施設		
事業費	総事業費		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	4,631,287 千円		753,218 千円	1,102,953 千円	1,411,213 千円	1,363,903 千円
構成する 事業の 考え方	<p>1 ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために、公共施設のバリアフリー化を推進していく。</p> <p>2 歩道の新設や改良、視覚障害者誘導ブロックの整備、電線類の地中化などを行い、安全に歩ける歩行者空間を整備する。 また、鉄道駅舎のエレベーターなどの整備の促進やバス停留所の環境整備により、公共交通機関の利用の円滑化を促進し、すべての区民が安全で快適に移動できる環境を実現する。</p> <p>3 高齢者、障害者などの移動困難者を対象として、NPO、民間事業者などが連携し、多様なニーズに合わせた移送システムなどを構築する。</p>					
事業体系	<p>ユニバーサルデザインによる公共的施設の整備 【事業番号 0301】 高齢者や障害者などすべての人々が、安全で、安心して快適に住み続けられる地域社会を実現するため、ユニバーサルデザインによる公共的施設の整備を推進する。</p> <p>交通バリアフリーの推進 【事業番号 0302】 バス停留所の利用環境の改善、鉄道駅施設のバリアフリー化などにより、高齢者、障害者をはじめとするすべての人が出かけやすい街づくりを推進する。</p> <p>安全な歩道づくり 【事業番号 0303】 歩道整備、電線類地中化*₂などにより、すべての区民が、安全に歩ける道路整備を推進する。</p> <p>高齢者、障害者などの移動困難者への支援 【事業番号 0304】 高齢や障害などにより移動が困難な区民の外出を支援し、通院や社会参加などにおける利便性の向上を図る。</p>					

* 1 ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、能力などにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいような生活環境を構築する考え方。

* 2 電線類地中化 電線や通信線などを電線共同溝などにより地中に埋設すること。防災性の向上と景観の改善、歩行空間の確保を目的とする。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0301	事業名	ユニバーサルデザインによる公共的施設の整備		所管部	都市整備部 総合支所	
ねらい	区民との協働の下に、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*1の考え方に基づき、生活環境の整備を促進して、区民の自立と社会参加の機会を確保し、すべての区民が、安全で、安心して快適に住み続けられる地域社会の実現を図る。						
事業内容	1 ユニバーサルデザイン推進計画に基づき、「生活環境*2」の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。また、区立施設バリアフリー整備方針に沿って、区施設の計画的なバリアフリー整備を推進していく。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 推進地区 5か所	1) 推進地区 6か所		1	3	
		2) 区立施設整備 39施設	2) 区立施設整備 199施設				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	ユニバーサルデザイン推進計画と公共的施設整備基準などの策定 区立施設バリアフリー整備 79施設	推進計画に基づく取組み 推進地区の生活環境の整備 6か所 区立施設バリアフリー整備 119施設	推進計画に基づく取組み 区立施設バリアフリー整備 159施設	推進計画に基づく取組み 区立施設バリアフリー整備 199施設			
事業費	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円			

*1 ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、能力などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいような生活環境を構築する考え方。

*2 生活環境 公共的施設及び住宅の構造、設備など並びに情報及びサービスの提供のこと。

《関連する計画》 ユニバーサルデザイン推進計画

事業番号	0302	事業名	交通バリアフリーの推進		所管部	交通政策担当部	
ねらい	高齢者、障害者などを含むすべての区民の公共交通機関を利用した移動を円滑にする。						
事業内容	1 路線バス停留所の快適性などの向上、鉄道駅のエレベーターなどの整備を促進する。 エレベーター設置対象駅 下北沢駅〔連立事業〕 新代田駅 桜上水駅〔工事中〕 芦花公園駅 千歳烏山駅	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) バス停ベンチ 59か所	1) バス停ベンチ 69か所		1	2	
		2) 高齢者、障害者などが円滑に移動可能な駅 41駅中36駅	2) 高齢者、障害者などが円滑に移動可能な駅 41駅中41駅				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	区道へのバス停ベンチの設置 10か所 都道、国道へのバス停ベンチ設置の促進 鉄道駅のエレベーター整備 1駅	都道、国道へのバス停ベンチ設置の促進 鉄道駅のエレベーター整備 1駅	都道、国道へのバス停ベンチ設置の促進 鉄道駅のエレベーター整備 3駅	都道、国道へのバス停ベンチ設置の促進			
事業費	5,144 千円	- 千円	- 千円	- 千円			

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0303	事業名	安全な歩道づくり		所管部	土木事業担当部 生活拠点整備担当部	
ねらい	都市計画道路などの整備による歩道の新設や既存歩道を改良する場合などによって、歩行者などのスムーズな移動の確保や限られた歩道幅員の有効活用などを図ることにより、誰もが、安全で、安心して歩ける快適な歩行空間の整備を推進する。						
事業内容	1 歩道未設置の道路を歩車道分離にするともに、既存歩道の改良整備を推進する。 2 電線類地中化*1の整備計画に基づき、電線共同溝の整備を推進する。 3 既存歩道のバリアフリー整備を推進する。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度	L	分類		
		-	1) 安全に歩ける道路整備延長 8,620m	1	4		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	歩道整備(新設・改良) 1,300m バリアフリー整備 59か所 電線地中化共同溝整備 340m	歩道整備(新設・改良) 1,390m バリアフリー整備 61か所 電線地中化共同溝整備 760m	歩道整備(新設・改良) 1,250m バリアフリー整備 98か所 電線地中化共同溝整備 1,130m	歩道整備(新設・改良) 1,420m バリアフリー整備 86か所 電線地中化共同溝整備 1,030m			
事業費	718,266 千円	1,073,145 千円	1,381,405 千円	1,334,095 千円			

*1 電線類地中化 電線や通信線などを電線共同溝などにより地中に埋設すること。防災性の向上と景観の改善、歩行空間の確保を目的とする。

《関連する計画》 世田谷区電線類地中化5ヵ年計画

事業番号	0304	事業名	高齢者、障害者などの移動困難者への支援		所管部	保健福祉部	
ねらい	高齢や障害などにより、一人では公共交通機関の利用が困難な方の外出を支援し、通院や社会参加などの利便性を向上させる。						
事業内容	1 高齢者や障害者など移動困難者の通院、社会参加や余暇活動を充実させるため、福祉移動サービス*1事業者の参入促進を図る。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度	L	分類		
		1) 福祉移動サービス支援の実施 37事業者	1) 福祉移動サービス支援の実施 49事業者		2		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	福祉移動サービス事業者の参入促進 40事業者	福祉移動サービス事業者の参入促進 43事業者	福祉移動サービス事業者の参入促進 46事業者	福祉移動サービス事業者の参入促進 49事業者			
事業費	29,808 千円	29,808 千円	29,808 千円	29,808 千円			

*1 福祉移動サービス 公共交通機関の利用が困難な方が、外出する際、車椅子でも対応可能な車両などを活用し、移動を手伝うサービス。

実施計画事業

実施計画事業名	地域道路、交通ネットワークの構築		関係所管部	道路整備部 交通政策担当部 生活拠点整備担当部 土木事業担当部 総合支所	
目標	安全で、快適便利な区民生活を支えるために、円滑な道路、交通ネットワーク*1を形成する。				
事業目的	区民の社会生活を支える都市基盤を整備するため、道路整備を促進するとともに、開かずの踏切解消や地域のまちづくりに向けた区民自らの活動を支援する。また、公共交通不便地域を解消し、高齢社会における地域交通の利便性を向上するため、公共交通の充実を図る。身近な交通手段である自転車についても、その利用環境整備を進める。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 道路整備率*2 (地区幹線道路と主要生活道路の完成延長 / 計画延長)		30%	31.2%	
	成果指標設定の考え方				
	1) 区民生活と関わりが深い地区幹線道路(都市計画道路補助線と主要生活道路)の整備が、区民生活の利便性、安全性の向上に資するという観点から、これらの道路の計画延長に対して完成延長が占める割合を道路整備率とし、目標値にする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	20,934,507 千円	5,564,078 千円	5,106,663 千円	5,133,943 千円	5,129,823 千円
構成する事業の考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路整備方針に基づき、計画道路(地区幹線道路、主要生活道路など)を効率的に整備することにより、道路交通環境の向上を図る。 2 開かずの踏切の解消を目指し、道路と鉄道の立体化の実現に向けて取り組む。 3 区民にもっとも身近な交通手段である自転車の利用環境を整える。 4 新規バス路線の導入を促進し、地域交通の利便性向上や区内の公共交通不便地域の解消を図る。 5 「土地区画整理事業」を支援し、地域の住環境にふさわしい基盤整備を推進する。 				
事業体系	<p>道路ネットワークの形成 【事業番号 0401】 円滑な道路、交通ネットワークを形成するため、都市計画道路*3と主要生活道路*4を整備する。</p> <p>開かずの踏切解消 【事業番号 0402】 開かずの踏切による交通渋滞や地域分断を解消するため、道路と鉄道の立体化の実現に向けて取り組む。</p> <p>地域をつなぐ自転車利用環境の整備 【事業番号 0403】 放置自転車の撤去や駐輪場の整備など、区民に身近な交通手段である自転車の利用環境を整備する。</p> <p>新たな公共交通サービスの創造 【事業番号 0404】 新たなバス路線の導入に向けて、新路線の検討と関係機関との調整を図る。</p> <p>土地区画整理事業の推進 【事業番号 0405】 区民主体の土地区画整理事業*5を促進し、まちの基盤整備を推進する。</p>				

- *1 交通ネットワーク 鉄道、バス、自動車、自転車、歩行者などがスムーズに移動するための基盤。
 *2 道路整備率 計画された道路の長さに対する完成された道路の長さ。
 *3 都市計画道路 都市の骨格を形成する幹線道路やバス通りなどの地区の幹線道路。
 *4 主要生活道路 都市計画道路を補完する地区の生活の中心となる道路。
 *5 土地区画整理事業 農地などが無秩序に市街化することを防ぐとともに、道路、公園などの生活基盤施設の面的な整備改善を進め、健全な市街地の形成を図る事業。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0401	事業名	道路ネットワークの形成		所管部	道路整備部 土木事業担当部 生活拠点整備担当部		
ねらい	円滑な道路、交通ネットワークを形成するため、都市計画道路* ₁ と主要生活道路* ₂ を整備する。							
事業内容	1 道路整備方針で定めた「優先整備路線」について、区民の理解と協力を得ながら、計画的、効率的な事業執行により積極的な道路整備を進める。	計画目標				事業分類		
		現 況		平成23年度		L	分類	
		1) 道路整備率* ₃ 30%		1) 道路整備率 31.2%		1	4	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
	都市計画道路と主要生活道路の築造 500m 用地取得 4,000m ²	都市計画道路と主要生活道路の築造 500m 用地取得 4,600m ²	都市計画道路と主要生活道路の築造 1,420m 用地取得 6,500m ²	都市計画道路と主要生活道路の築造 560m 用地取得 4,300m ²				
事業費	4,882,112 千円	4,500,000 千円	4,500,000 千円	4,500,000 千円				

- * 1 都市計画道路 都市の骨格を形成する幹線道路やバス通りなどの地区の幹線道路。
 * 2 主要生活道路 都市計画道路を補完する地区の生活の中心となる道路。
 * 3 道路整備率 計画された道路の長さに対する完成された道路の長さ。

事業番号	0402	事業名	開かずの踏切解消		所管部	交通政策担当部 総合支所		
ねらい	道路と鉄道の立体化により開かずの踏切を解消し、交通渋滞や地域分断を改善する。							
事業内容	1 開かずの踏切を解消するため、道路と鉄道の立体化に向け、区民と一体となってその実現に取り組む。あわせて、区民、鉄道事業者と連携、協働し、交通ネットワーク* ₁ の整備など、地域の活性化に資する沿線地域のまちづくりを推進する。	計画目標				事業分類		
		現 況		平成23年度		L	分類	
		1) 道路と鉄道との連続立体交差化へ向けた取り組み 2) 沿線地域の街づくりの検討		1) 道路と鉄道との連続立体交差化へ向けた取り組み 2) 沿線地域の街づくりの検討		1	3	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
	道路と鉄道との連続立体交差化へ向けた取り組み 沿線地域の街づくりの検討	道路と鉄道との連続立体交差化へ向けた取り組み 沿線地域の街づくりの検討	道路と鉄道との連続立体交差化へ向けた取り組み 沿線地域の街づくりの検討	道路と鉄道との連続立体交差化へ向けた取り組み 沿線地域の街づくりの検討				
事業費	23,069 千円	50,000 千円	50,000 千円	50,000 千円				

- * 1 交通ネットワーク 鉄道、バス、自動車、自転車、歩行者などがスムーズに移動するための基盤。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0403	事業名	地域をつなぐ自転車利用環境の整備	所管部	交通政策担当部
ねらい	区民に身近な交通手段である自転車の利用環境を整備する。				
事業内容	1 鉄道駅における駐輪場などの整備、放置自転車の撤去を進め、良好な自転車利用環境の形成を図る。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 駐輪場など 83か所 2) 放置自転車 5,000台	1) 駐輪場など 87か所 2) 放置自転車 4,100台 (20年度比18%減)	1	3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	放置自転車の撤去 放置防止PR 自転車等駐車場整備、誘導 1か所 レンタサイクルポートの設置 1か所	放置自転車の撤去 放置防止PR 自転車等駐車場整備、誘導 1か所	放置自転車の撤去 放置防止PR 自転車等駐車場整備、誘導 1か所	放置自転車の撤去 放置防止PR 自転車等駐車場整備、誘導 1か所	
事業費	646,829 千円	516,696 千円	516,696 千円	516,696 千円	

事業番号	0404	事業名	新たな公共交通サービスの創造	所管部	交通政策担当部
ねらい	区内の公共交通不便地域の解消と高齢社会における地域交通の利便性の向上を図る。				
事業内容	1 新規バス路線の導入を促進する。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) バス路線 7路線	1) バス路線 9路線	1	2
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	新規バス路線の検討調査と関係機関との調整 ルートを選定	新規バス路線の検討調査と関係機関との調整 ルートの改良	新規バス路線の運行開始と関係機関との調整 1路線（運行開始）	新規バス路線の運行開始と関係機関との調整 1路線（運行開始）	
事業費	2,500 千円	2,500 千円	4,800 千円	4,300 千円	

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0405	事業名	土地区画整理事業の推進		所管部	生活拠点整備担当部	
ねらい	区民などの積極的、主体的参加と地域合意に基づくまちづくりである土地区画整理事業*1を推進し、道路などの生活基盤の整備を促進する。						
事業内容	1 個人施行、組合施行などの区民主体の土地区画整理事業について、その事業準備組織に対して、土地区画整理事業を施行すべき区域をはじめとした区内全域を対象として、助成などの支援を行うとともに、新規着手を促すための調査、啓発を行う。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 区画整理完了地区数(累積地区数) 18地区	1) 区画整理完了地区数(累積地区数) 23地区			2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		
	施行準備者、施行中組合などの支援 4地区 新規地区など調査 2地区 準備会などへの助成 1地区 _____ 街路灯設置工事 1地区	施行準備者、施行中組合などの支援 6地区 新規地区など調査 2地区 準備会などへの助成 2地区 施行中組合などへの助成 2地区 街路灯設置工事 1地区	施行準備者、施行中組合などの支援 6地区 新規地区など調査 2地区 準備会などへの助成 2地区 施行中組合などへの助成 1地区 街路灯設置工事 1地区		施行準備者、施行中組合などの支援 7地区 新規地区など調査 2地区 準備会などへの助成 2地区 _____ 街路灯設置工事 1地区		
事業費	9,568 千円	37,467 千円	62,447 千円		58,827 千円		

*1 土地区画整理事業 農地などが無秩序に市街化することを防ぐとともに、道路、公園などの生活基盤施設の面的な整備改善を進め、健全な市街地の形成を図る事業。

実施計画事業

実施計画 事業名	サービスを安心して利用できる環境の整備			関係 所管部	介護予防担当部 子ども部 生活文化部 保健福祉部
目標	区民が安心して生活できるよう、消費生活に必要な情報提供や保健福祉サービスの自己選択、自己決定が円滑にできる取組みを推進する。				
事業目的	消費者被害を防止し、区民自らが正しい消費選択ができるよう、啓発事業を行うとともに、啓発活動を行う区民の人材育成にも取り組む。 また、利用者本位の保健福祉サービスを提供し、サービスの質を高めるため、サービス評価のしくみを普及、定着させるとともに、判断能力が十分でない区民の権利を擁護する取組みの推進を図る。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 区民講師* ₁ 、消費者あんしんサポーター* ₂ 新規人数		区民講師 25人 消費者あんしんサポーター 41人	区民講師 85人 消費者あんしんサポーター 81人	
	2) 成年後見相談件数		1,400件	3,000件	
	成果指標設定の考え方				
	1) 区民と協働して消費者被害を防止する取組みを推進するにあたり、区民を区民講師や消費者あんしんサポーターとして新規に養成し、啓発活動を行う人材を育成することが重要であることから、新規の人材育成の人数を成果指標とする。 2) 区民の権利を擁護するために、成年後見制度を広く周知し相談や制度の利用を拡大することが重要であることから、相談件数を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	484,597 千円	126,374 千円	119,796 千円	119,788 千円	118,639 千円
構成する 事業の 考え方	<p>1 多発する消費者被害を未然に防止するため、消費者被害を受けやすい高齢者を中心とした区民層に重点を置いた啓発事業を行うとともに、啓発活動を行う区民の人材育成に取り組む。また、多様化する消費生活相談に柔軟に対応し、迅速、的確な被害者救済に努める。</p> <p>2 区民、事業者、区の連携により、「評価」（事業者及びサービスの情報公開を促進する第三者評価などの取組み）、「苦情・事故」（苦情、相談の対応や事故の情報を活用したサービス改善、事故予防の取組み）、「指導」（サービスの質を確保するための事業者指導の取組み）を三要素とした「サービスの質の保証システム」を構築し、区民が安心して良質なサービスを利用できる環境を整備する。</p> <p>3 成年後見支援センターの運営により、成年後見制度*₃を広く周知し、区民の権利擁護を推進するとともに、区民成年後見人の活用を図り、成年後見制度の拡充を図る。</p>				
事業体系	<p>消費者の自立支援 【事業番号 0501】 啓発紙、各種講座などによる悪質商法に関する情報提供、消費者カレッジなどによる人材の育成、消費生活相談の充実などを図り、消費者の自立支援を進める。</p> <p>保健福祉サービスの質の向上 【事業番号 0502】 都の福祉サービス第三者評価*₄システムなどを活用しながら、事業所運営の透明性確保などを促進するとともに、保健福祉サービス苦情審査会や保健福祉サービス向上委員会の運営により、区民の権利擁護と区の事業者支援と指導*₅の充実などによるサービスの質の向上を図る。</p> <p>成年後見制度の推進 【事業番号 0503】 成年後見支援センターを中心に、総合支所、あんしんすこやかセンター*₆の相談体制を拡充し、成年後見制度の利用者支援を図り、権利擁護を進める。また、区民成年後見人の活用を進めていく。</p>				

実施計画事業

- * 1 区民講師 消費者カレッジステップアップ講座を修了し、出前講座の講師としての養成を受けた区民ボランティア。
- * 2 消費者あんしんサポーター 消費者あんしんサポーター養成講座を修了したのち、消費者あんしん講座を中心に活動する区民ボランティア。
- * 3 成年後見制度 認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になり、自分一人では、契約や財産の管理などが難しい者に対し、その権利を守り、法的に支援する制度。
- * 4 第三者評価 サービスの質について、公正かつ中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。
- * 5 事業者支援、指導 事業者への適切な情報提供や事業者が守るべきルールの点検など、事業者が提供するサービスの質を確保し、向上させるための区の取組み。
- * 6 あんしんすこやかセンター 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、介護予防ケアプランの作成や、介護保険の申請手続きなどの受付や支援を行う介護保険法の地域包括支援センターのこと（区内27か所）。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0501	事業名	消費者の自立支援		所管部	生活文化部	
ねらい	高齢者など消費者被害を受けやすい区民層を重点的な対象とした出前講座* ₁ や消費者あんしん講座* ₂ などの啓発事業を進め、被害の未然防止を図る。また、啓発事業を区民と協働して進めるために、区民講師* ₃ や消費者あんしんサポーター* ₄ などの人材育成に努める。さらに、迅速かつ確かな被害救済を行うため、消費者ほっと協力員* ₅ の活用などにより、多様化する消費生活相談に柔軟に対応する。						
事業内容	1 啓発紙の配付や消費者あんしん講座などの実施により、悪質商法に関する情報提供を行い、被害の未然防止を図る。また、出前講座については、自立した消費者の育成という視点から、食育や環境をテーマに小中学校で実施するなど、受講対象者の拡充を図る。 2 区民講師や消費者あんしんサポーターの養成を行い、これらの人材と協働して地域での啓発事業を進める。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 出前講座85回 2) 消費者あんしん講座 100回 3) 区民講師 新規25人 4) 消費者あんしんサポーター 新規41人	1) 出前講座90回 2) 消費者あんしん講座 100回 3) 区民講師 新規85人 4) 消費者あんしんサポーター 新規81人			3	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	出前講座の実施 90回 消費者あんしん講座の実施 100回 区民講師養成 40人 消費者あんしんサポーター養成、活用 51人	出前講座の実施 90回 消費者あんしん講座の実施 100回 区民講師養成、活用 55人 消費者あんしんサポーター養成、活用 61人	出前講座の実施 90回 消費者あんしん講座の実施 100回 区民講師養成、活用 70人 消費者あんしんサポーター養成、活用 71人	出前講座の実施 90回 消費者あんしん講座の実施 100回 区民講師養成、活用 85人 消費者あんしんサポーター養成、活用 81人			
事業費	32,585 千円	32,585 千円	32,585 千円	32,585 千円			

- * 1 出前講座 町会や各種地域団体などが開く学習会に講師を派遣し、2時間程度の消費生活に関する啓発を行う講座。
- * 2 消費者あんしん講座 主に、高齢者を対象として、食事会や健康体操教室などをはじめ、さまざまな機会を活用し、30分程度の悪質商法に関する啓発を行う講座。
- * 3 区民講師 消費者カレッジステップアップ講座を修了し、出前講座の講師としての養成を受けた区民ボランティア。
- * 4 消費者あんしんサポーター 消費者あんしんサポーター養成講座を修了したのち、消費者あんしん講座を中心に活動する区民ボランティア。
- * 5 消費者ほっと協力員 消費生活アドバイザーや民生委員など、消費生活に関する知識を有している者で、消費者被害を受けやすい高齢者などに対し、被害救済の支援活動を行う区民協力員。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0502	事業名	保健福祉サービスの質の向上	所管部	介護予防担当部 保健福祉部 子ども部	
ねらい	区民、事業者、区の連携により、「評価」（事業者及びサービスの情報公開を促進する第三者評価*1などの取組み）、「苦情・事故」（苦情、相談の対応や事故の情報を活用したサービス改善、事故予防の取組み）、「指導」（サービスの質を確保するための事業者指導の取組み）を三要素とした「サービスの質の保証システム」を構築し、区民が安心して良質なサービスを利用できる環境を整備する。					
事業内容	1 都の福祉サービス第三者評価や介護サービス情報の公表、利用者調査により各分野において第三者評価対象サービス施設の100%評価実施と継続を目指し、事業所運営の透明性の確保と事業者の自主的なサービス改善を促進する。 2 保健福祉サービス向上委員会の提言に基づき、区の事業者支援、指導*2の充実を図る。 3 保健福祉サービス苦情審査会の運営や区が収集した苦情、事故の情報を活用した取組みにより、サービスの改善と事故予防策を推進する。	計画目標		事業分類		
		現況	平成23年度	L	分類	
		1) 第三者評価などの実施率 介護保険サービス 100% 障害者施設サービス約70% 児童福祉サービス 約70%	1) 第三者評価などの実施率 介護保険サービス 100% 障害者施設サービス100% 児童福祉サービス 100%		2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	介護保険サービス 介護サービス情報の公表、第三者評価の推進 19か所実施 障害者施設サービス 第三者評価などの推進 8か所実施 児童福祉サービス 第三者評価などの推進 33か所実施 サービス向上のための事業者支援、指導策の検討、実施 事故報告ルール構築と事故防止策の検討、実施	介護保険サービス 介護サービス情報の公表、第三者評価の推進 16か所実施 障害者施設サービス 第三者評価などの推進(実施率100%達成) 8か所実施 児童福祉サービス 第三者評価などの推進(実施率100%達成) 27か所実施 サービス向上のための事業者支援、指導の充実 事故報告ルール構築と事故防止策の検討、実施	介護保険サービス 介護サービス情報の公表、第三者評価の推進 19か所実施 障害者施設サービス 第三者評価などの推進 8か所実施 児童福祉サービス 第三者評価などの推進 22か所実施 サービス向上のための事業者支援、指導の充実 事故報告ルール構築と事故防止策の検討、実施	介護保険サービス 介護サービス情報の公表、第三者評価の推進 16か所実施 障害者施設サービス 第三者評価などの推進 8か所実施 児童福祉サービス 第三者評価などの推進 21か所実施 サービス向上のための事業者支援、指導の充実 事故報告ルール構築と事故防止策の検討、実施		
	事業費	67,778 千円	61,200 千円	61,192 千円	61,153 千円	

* 1 第三者評価 サービスの質について、公正かつ中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

* 2 事業者支援、指導 事業者への適切な情報提供や事業者が守るべきルールの点検など、事業者が提供するサービスの質を確保し、向上させるための区の取組み。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0503	事業名	成年後見制度の推進		所管部	介護予防担当部	
ねらい	成年後見支援センターの運営により、成年後見制度* ₁ を広く周知し、区民の権利擁護を推進するとともに、区民成年後見人の活用を図り、成年後見制度の拡充を図る。						
事業内容	1 成年後見支援センターを中心に、あんしんすこやかセンター* ₂ などの区の相談窓口と連携した相談体制を拡充し、成年後見制度の利用者支援を図る。 2 区民成年後見人を養成し、区長申立て事例において活用する。 3 成年後見制度の普及や事例検討会による利用促進を図る。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 成年後見制度への相談件数 1,400件	1) 成年後見制度への相談件数 3,000件			3	
		2) 区民成年後見人 就任 5人	2) 区民成年後見人 就任 30人				
		3) 区民成年後見人養成研修修了者 30人	3) 区民成年後見人養成研修修了者 60人				
		4) 普及、啓発の実施	4) 普及、啓発の促進				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	成年後見制度への相談件数 1,900件 区民成年後見人への就任 10人 区民成年後見人の養成研修修了者 40人 成年後見制度の普及、啓発の推進	成年後見制度への相談件数 2,400件 区民成年後見人への就任 15人 区民成年後見人の養成研修修了者 50人 成年後見制度の普及、啓発の推進	成年後見制度への相談件数 2,700件 区民成年後見人への就任 20人 区民成年後見人の養成研修修了者 60人 成年後見制度の普及、啓発の推進	成年後見制度への相談件数 3,000件 区民成年後見人への就任 30人 成年後見制度の普及、啓発の推進			
事業費	26,011 千円	26,011 千円	26,011 千円	24,901 千円			

* 1 成年後見制度 認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になり、自分一人では、契約や財産の管理などが難しい者に対し、その権利を守り、法的に支援する制度。

* 2 あんしんすこやかセンター 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、介護予防ケアプランの作成や、介護保険の申請手続きなどの受付や支援を行う介護保険法の地域包括支援センターのこと（区内27か所）。

実施計画事業

実施計画 事業名	地域に住み続けられるまちづくり			関係 所管部	保健福祉部 総合支所 都市整備部 産業政策部 介護予防担当部
目 標	誰もが安心して地域に住み続けられるまちを目指し、高齢者の生活環境を整備し、また、障害者が地域で自立して生活できるよう支援する。				
事業目的	高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、虐待予防や地域での見守りネットワークの拡大を推進し、地域密着型サービス* ₁ （認知症高齢者グループホームなど）の整備、障害者地域生活支援施設の整備、障害者就労の促進、居住支援制度の充実などを図る。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 高齢者安心コール* ₂ の登録者		1,250人	2,000人	
	成果指標設定の考え方				
	1) 高齢者安心コールを利用することにより、高齢者が日々の困りごとを気軽にいつでも相談でき、地域で安心して暮らすことができるようになるという観点から、高齢者あんしんコールの登録者数を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	2,505,699 千円	689,921 千円	645,771 千円	582,873 千円	587,134 千円
構成する 事業の 考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅で24時間、365日の安心を提供するため、あんしんすこやかセンター*₃、事業者、地域住民などが連携、協力し、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる支援体制の充実を図る。 2 高齢者などが、住み慣れた地域で、安全で、安心して住み続けられるように、事業者や区民などと連携、協力し、在宅生活を支援するサービスの基盤整備と仕組みづくりを行う。 3 障害者の日中活動の場を確保するとともに、障害者の就労を支援し、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、障害者の地域生活を支援する。また、必要な福祉サービスを受けることが困難な高次脳機能障害者について、区民や施設などへの理解促進を図り、地域全体で支える仕組みを構築する。 4 住まいに関する総合的で、ワンストップの施策を目指し、高齢者、障害者などの住まい確保の円滑化を図り、住み慣れた地域で、継続して住み続けられるように支援する。 5 商店街を区民が住み慣れた地域で継続して生活できるための拠点として位置づけ、商店街などに対する支援を行う。 				
事業体系	<p>高齢者の安心生活づくり 【事業番号 0601】 高齢者が、地域で安心して暮らすことができるよう、あんしんすこやかセンターの機能の充実を図るとともに、高齢者安心コール、高齢者虐待対策、地域におけるネットワーク活動の充実を図る。医療連携推進協議会*₄の取組みを推進し、在宅医療、介護の体制の充実を図る。</p> <p>地域に密着した在宅サービスの展開 【事業番号 0602】 地域密着型サービス、ケアハウス*₅、ショートステイの整備、誘導や特別養護老人ホームにおける在宅支援機能の充実を図る。区民、事業者との協働を発展させ、世田谷型福祉のまちづくりを推進するため、「福祉100人委員会*₆」の運営を支援する。</p> <p>障害者の地域生活の支援 【事業番号 0603】 養護学校卒業後の活動の場の確保、グループホームの整備誘導、就職相談や就労支援の強化を図る。また、高次脳機能障害者に対する理解促進を図り、相談や支援の仕組みを構築するため、研修や講演会の実施、支援者の人材育成を進める。</p> <p>住まいの確保と居住継続の支援 【事業番号 0604】 住まいサポートセンター*₇を運営し、居住支援制度の普及啓発を図り、賃貸物件情報提供サービスやへや探しお出かけサポート*₈事業を実施する。また、都営住宅の移管受入れや既存住戸内のバリアフリー改修を進め、良質な住宅の確保を図る。</p> <p>区民生活を支え、高める生活支援拠点づくり 【事業番号 0605】 高齢者や障害者などが、安心して地域に住み続けられるように、商店街の持つ生活支援機能（身近な買い物の場、「憩い・くつろぎ・にぎわいの場」）を活性化するための支援を行う。</p>				

実施計画事業

- * 1 地域密着型サービス 住み慣れた地域での生活を続けられるように、地域の特性、実情に対応した多様な介護保険サービス。
- * 2 高齢者安心コール ひとり暮らし高齢者などの日常生活の困りごとを24時間365日、いつでも電話で相談にのり、相談内容に応じ、ボランティアの訪問や情報提供を行う事業。
- * 3 あんしんすこやかセンター 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、介護予防ケアプランの作成や、介護保険の申請手続きなどの受付や支援を行う介護保険法の地域包括支援センターのこと（区内27か所）。
- * 4 医療連携推進協議会 在宅療養支援の仕組みなどを検討し、協議するため、区内医師会などと設置している協議会。
- * 5 ケアハウス 独立した生活が困難な高齢者が、低額な料金で、日常生活上必要なサービスを受けながら居住する施設。
- * 6 福祉100人委員会 区民、事業者、区の協働により、福祉や介護などに関する施策提案と実践を目指す自主活動団体。
- * 7 住まいサポートセンター 高齢の方や障害のある方をはじめ、区民に住まいに関する情報を提供する。
- * 8 へや探しお出かけサポート 区と協定を結んだNPO団体の登録ボランティアが付き添って、不動産店訪問に不慣れな方、不安のある方を支援すること。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0601	事業名	高齢者の安心生活づくり	所管部	保健福祉部 総合支所 介護予防担当部
ねらい	在宅で24時間、365日の安全安心を提供するため、あんしんすこやかセンター* ₁ 、事業者、ボランティア、地域の各種団体、地域住民などが協力連携し、高齢者が地域から孤立することなく、安心して住み慣れた地域に住み続けられる支援体制の充実を図る。				
事業内容	1 地域のふれあいや支えあいを大切にしながら、高齢者が孤立することなく、地域社会全体で支えるため、その中核となるあんしんすこやかセンターの機能の充実や地域におけるネットワーク活動の拡充を図る。 2 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、日々の困りごとを相談できる高齢者安心コール* ₂ の充実や高齢者虐待対策の拡充を図る。 3 医療制度改革による療養病床の再編* ₃ などに対応し、高齢者の在宅療養を支援する仕組みづくりを行う。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 地域ネットワーク活動* ₄ の充実 地区活動参加年1,000回 2) 高齢者安心コールの充実 登録者 1,250人 3) 高齢者虐待対策の充実(ネットワーク、事例検討会、事例集作成、一時保護施設4室運営) 4) 在宅療養支援の仕組みの構築	1) 地域ネットワーク活動の充実 地区活動参加年1,500回 2) 高齢者安心コールの充実 登録者 2,000人 3) 高齢者虐待対策の充実(ネットワーク、関係者の対応力向上、一時保護施設4室運営) 4) 在宅療養支援の推進		2
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	あんしんすこやかセンターを中心とした地域ネットワーク活動の充実 地域活動 1,100回 高齢者安心コール事業の充実 登録者 1,400人 高齢者虐待対策の充実 一時保護施設運営 4室 介護従事者などの対応力向上研修の充実、相談体制の充実 医療連携推進協議会* ₅ の開催 年6回 在宅医療電話相談センターの地域展開準備	あんしんすこやかセンターを中心とした地域ネットワーク活動の充実 地域活動 1,200回 高齢者安心コール事業の充実 登録者 1,580人 高齢者虐待対策の充実 一時保護施設運営 4室 介護従事者などの対応力向上研修の充実、相談体制の充実 医療連携推進協議会の開催 年6回 在宅医療相談の地域展開の実施	あんしんすこやかセンターを中心とした地域ネットワーク活動の充実 地域活動 1,300回 高齢者安心コール事業の充実 登録者 1,780人 高齢者虐待対策の充実 一時保護施設運営 4室 介護従事者などの対応力向上研修の充実、相談体制の充実 医療連携推進協議会の開催 年6回 在宅医療相談の地域展開の充実	あんしんすこやかセンターを中心とした地域ネットワーク活動の充実 地域活動 1,500回 高齢者安心コール事業の充実 登録者 2,000人 高齢者虐待対策の充実 一時保護施設運営 4室 介護従事者などの対応力向上研修の充実、相談体制の充実 医療連携推進協議会の開催 年6回 在宅医療相談の地域展開の充実	
事業費	178,379 千円	184,326 千円	184,326 千円	184,326 千円	

実施計画事業を構成する事業

- * 1 あんしんすこやかセンター 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、介護予防ケアプランの作成や、介護保険の申請手続きなどの受付や支援を行う介護保険法の地域包括支援センターのこと（区内27か所）。
- * 2 高齢者安心コール ひとり暮らし高齢者などの日常生活の困りごとを24時間365日、いつでも電話で相談にのり、相談内容に応じ、ボランティアの訪問や情報提供を行う事業。
- * 3 医療制度改革による療養病床の再編 平成23年度末までに介護療養病床を廃止し、老人保健施設などへの転換を行う改革。
- * 4 地域ネットワーク活動 高齢者の見守りや福祉のまちづくりなどを推進するため、あんしんすこやかセンター、民生児童委員、ケアマネジャー、町会自治会、高齢者クラブ、ボランティア団体などの地域の福祉関係者などと連携を図る日常活動。
- * 5 医療連携推進協議会 在宅療養支援の仕組みなどを検討し、協議するため、区内医師会などと設置している協議会。

《関連する計画》 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0602	事業名	地域に密着した在宅サービスの展開	所管部	保健福祉部
ねらい	高齢者などが、住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、事業者や区民と区が協力連携して在宅生活を支援する基盤整備と仕組みづくりを行う。				
事業内容	1 地域密着型サービス*1、ケアハウス*2、ショートステイの整備誘導を図る。 2 特養ホームにおける在宅生活支援機能を充実する。 3 介護者や地域の方々との交流を通し、介護者の負担軽減やより良い介護の実現を目指すため、「せたがや介護の日」の事業を実施する。 4 福祉100人委員会*3の運営により、区民、事業者、区の協働による福祉施策の提案と実践を図り、評価検証を行う。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 地域密着型サービスの整備、誘導 2) ケアハウスの整備、誘導に向けた事業着手 3) ショートステイの整備、誘導 30床 4) 特養ホームにおける在宅、入所相互利用の開始	1) 地域密着型サービスの整備、誘導 100床 2) ケアハウスの整備、誘導 100床 3) ショートステイの整備、誘導 100床 4) 特養ホームにおける在宅、入所相互利用の推進 5) 「せたがや介護の日」事業の充実	5	2
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム等）の整備、誘導 認知症高齢者グループホーム 5か所 ケアハウスの整備、誘導 ショートステイの整備、誘導 50床 特養ホームにおける在宅、入所相互利用の実施、拡充の検討 「せたがや介護の日」事業の実施	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム等）の整備、誘導 ケアハウスの整備、誘導 100床 ショートステイの整備、誘導 20床 特養ホームにおける在宅、入所相互利用の実施、拡充 「せたがや介護の日」事業の拡充	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム等）の整備、誘導 ケアハウスの整備、誘導 ショートステイの整備、誘導 特養ホームにおける在宅、入所相互利用の実施、拡充 「せたがや介護の日」事業の評価、検証	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム等）の整備、誘導 ケアハウスの整備、誘導 ショートステイの整備、誘導 特養ホームにおける在宅、入所相互利用の実施、拡充 「せたがや介護の日」事業の充実	
事業費	163,168 千円	26,270 千円	30,231 千円	34,191 千円	

*1 地域密着型サービス 住み慣れた地域での生活を続けられるように、地域の特性、実情に対応した多様な介護保険サービス。

*2 ケアハウス 独立した生活が困難な高齢者が、低額な料金で、日常生活上必要なサービスを受けながら居住する施設。

*3 福祉100人委員会 区民、事業者、区の協働により、福祉や介護などに関する施策提案と実践を目指す自主活動団体。

《関連する計画》 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0603	事業名	障害者の地域生活の支援		所管部	保健福祉部	
ねらい	障害者の日中活動及び居住の場を確保するとともに、障害者の就労、社会復帰を促進し、住み慣れた地域で暮らせるよう障害者の地域生活を支援する。						
事業内容	1 障害者の就労、社会復帰を支援し、地域における障害者の自立を促進する。 2 居住の場であるグループホームの整備誘導を進める。 3 障害者の日中活動の場を計画的に確保する。 4 高次脳機能障害者などの新たなニーズに対応するため、移動支援や失語症会話パートナー*1などを充実する。	計画目標			事業分類		L 分類
		現 況	平成23年度		3		
		1) 年間就職者数 90人	1) 年間就職者数 100人				
		2) グループホームなどの利用者数 134人	2) グループホームなどの利用者数 174人				
		3) 区内施設利用者数 1,317人	3) 区内施設利用者数 1,557人				
			4) 高次脳機能障害者への移動支援 10,600時間				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	年間就職者数 90人 区内グループホームなどの利用者数 2か所 144人 障害者施設日中利用者数 1,377人 高次脳機能障害者への移動支援事業の開始 10,000時間	年間就職者数 90人 区内グループホームなどの利用者数 2か所 154人 障害者施設日中利用者数 1,437人 高次脳機能障害者への移動支援事業の充実 10,200時間	年間就職者数 100人 区内グループホームなどの利用者数 2か所 164人 障害者施設日中利用者数 1,497人 高次脳機能障害者への移動支援事業の充実 10,400時間	年間就職者数 100人 区内グループホームなどの利用者数 2か所 174人 障害者施設日中利用者数 1,557人 高次脳機能障害者への移動支援事業の充実 10,600時間			
事業費	344,754 千円	415,915 千円	345,216 千円	345,517 千円			

*1 失語症会話パートナー 失語症（脳血管障害や事故などの後遺症によって、言葉の能力に障害が残った状態）を理解して、失語症の方の不自由なコミュニケーションを補いながら、会話し、サポートする者。

《関連する計画》 世田谷区障害福祉計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0604	事業名	住まいの確保と居住継続の支援	所管部	都市整備部
ねらい	高齢者、障害者などの住まい確保の円滑化を図る事業を展開し、住み慣れた地域での継続居住を支援する。				
事業内容	1 住まいサポートセンター*1において賃貸物件情報提供サービス、へや探しお出かけサポート*2、居住支援住宅認証制度*3、居住支援制度などを実施し、民間賃貸住宅への円滑な入居を図る。 2 区営住宅の供給増を目指し、都営住宅の移管受入れ、既存住戸内バリアフリー改修などを推進する。 3 住まいに関する情報提供を充実するため、住宅相談、講座、研修会、啓発事業などを実施する。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		-	1)居住支援制度 200件 2)居住支援住宅認証 120戸 3)区営住宅などの 入居者 310戸		3
年次別 計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	居住支援住宅認証制度の実施 30戸	居住支援住宅認証制度の実施 30戸	居住支援住宅認証制度の実施 30戸	居住支援住宅認証制度の実施 30戸	
	賃貸物件情報提供サービスの実施 300件	賃貸物件情報提供サービスの実施 300件	賃貸物件情報提供サービスの実施 300件	賃貸物件情報提供サービスの実施 300件	
	へや探しお出かけサポートの実施 100件	へや探しお出かけサポートの実施 100件	へや探しお出かけサポートの実施 100件	へや探しお出かけサポートの実施 100件	
	居住支援制度 50件	居住支援制度 50件	居住支援制度 50件	居住支援制度 50件	
区営住宅の供給 70戸	区営住宅の供給 75戸	区営住宅の供給 80戸	区営住宅の供給 85戸		
事業費	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	

- *1 住まいサポートセンター 高齢の方や障害のある方をはじめ、区民に住まいに関する情報を提供する。
 *2 へや探しお出かけサポート 区と協定を結んだNPO団体の登録ボランティアが付き添って、不動産店訪問に不慣れな方、不安のある方を支援すること。
 *3 居住支援住宅認証制度 区内で一般に供給される民間賃貸住宅のうち、高齢者などの入居を拒まない住宅について「居住支援住宅」として認証する制度。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0605	事業名	区民生活を支え、高める生活支援拠点づくり		所管部	産業政策部	
ねらい	急速な高齢化が進展する中、商店街を区民が住み慣れた地域で継続して生活できるための拠点として位置づけ、区民の生活を支える機能（身近な買い物場、「憩い・くつろぎ・にぎわいの場」など）を持つことができるよう、商店街などに対して支援していく。						
事業内容	1 区民生活を支える機能の充実に図ろうとする商店街を生活支援拠点商店街として位置づけ、活性化に向けた計画を策定する際にアドバイザーを派遣して支援する。 2 計画に基づき、まちのステーション*1の整備への支援や、商店街の機能の充実に向けた事業などへの支援を行う。	計画目標		事業分類		L	分類
		現況	平成23年度				
		1) 生活支援拠点商店街の計画策定支援の検討	1) 生活支援拠点商店街の計画策定 8か所			5	2
		2) 生活支援拠点計画に基づく活性化支援 0か所	2) 生活支援拠点計画に基づく活性化支援 8か所				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	生活支援拠点計画策定の支援 2か所 生活支援拠点計画に基づく活性化支援 まちのステーション整備支援 2か所	生活支援拠点計画策定の支援 2か所 生活支援拠点計画に基づく活性化支援 まちのステーション整備支援 2か所 商店街が行う活性化事業への支援 2か所	生活支援拠点計画策定の支援 2か所 生活支援拠点計画に基づく活性化支援 まちのステーション整備支援 2か所 商店街が行う活性化事業への支援 2か所	生活支援拠点計画策定の支援 2か所 生活支援拠点計画に基づく活性化支援 まちのステーション整備支援 2か所 商店街が行う活性化事業への支援 2か所			
事業費	3,620 千円	19,260 千円	23,100 千円	23,100 千円			

*1 まちのステーション 民間事業者が行う誰もが気軽に立ち寄ることができ、にぎわいや憩いの場となるまちの拠点。

《関連する計画》 世田谷区産業振興計画

実施計画事業

実施計画事業名	世田谷のにぎわいアップ		関係 所管部	産業政策部 総合支所 政策経営部 生活文化部 生活拠点整備担当部 道路整備部 土木事業担当部		
目標	世田谷に住む人々が、日々の生活に幸せを感じ、また、世田谷を訪れる人々が、買い物や観光を楽しむことができる、魅力的で活力にあふれたにぎわいの感じられるまちを目指す。					
事業目的	公共施設の整備や世田谷における観光のしくみづくりを進めるなど、さまざまなまちづくりの視点から区民、事業者、区との連携や協働により、地域のにぎわいを創出する。 また、世田谷の資源（自然、まちなみ、文化施設、イベントなど）を活かして地域の活性化を図るため、二子玉川や下北沢などの拠点地域の整備を促進するとともに、商店街プランづくりへの支援や、世田谷型の観光事業の推進などにより、世田谷の魅力の創造、発信を総合的に展開していく。					
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値		
	1) 市街地再開発事業による整備床面積 (期、 期)		4,000㎡	(期) 282,000㎡ (期) 84,000㎡		
	2) 交通広場整備面積		0.7ha	0.9ha		
	3) イベント、施設などの来場者数		265万人	300万人		
	成果指標設定の考え方					
	1) 市街地再開発事業により生み出される施設は、生活拠点におけるにぎわいの核となることが期待される。施設整備の進捗を成果として示すため、その床面積の整備量を指標とする。 2) 鉄道駅の交通広場は、区民が集い憩うことのできる空間としての機能を持つことが期待されている。また、訪れる人にとっては、そのまちのにぎわいを感じ取る「顔」としての役割があると考えられる。そのため、広場整備の進捗を表わす整備面積を成果指標とする。 3) 世田谷型観光を推進し、魅力的で活力のあるまちの実現を目指した取組みにより、区内外からの集客数を増やすという観点から、主要イベントや文化施設などの来場者数を成果指標とする。					
事業費	総事業費		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	25,335,501 千円		6,094,485 千円	9,320,434 千円	7,607,863 千円	2,312,719 千円
構成する事業の考え方	1 広域生活拠点や駅周辺について、市街地再開発事業や道路整備事業により、道路や交通広場などの公共施設の整備を進める。 2 地域の街づくりと連携、協働した商店街振興のプランづくりを支援する。 3 世田谷らしい観光事業を推進し、世田谷の魅力を発信する。					
事業体系	街のにぎわいの核づくり 【事業番号 0701】 二子玉川東地区での再開発事業などにより、各地区全体のにぎわいの核となるまちづくりを推進する。 地域街づくりと協働した商店街の振興 【事業番号 0702】 地域の街づくりと連携し、駅周辺などにおける商店街の活性化を図る。 世田谷型観光の推進 【事業番号 0703】 観光事業の推進、観光PRの強化、区民による観光情報の発信、観光基本計画の策定を行う。					

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0701	事業名	街のにぎわいの核づくり	所管部	生活拠点整備担当部 道路整備部 土木事業担当部
ねらい	人が憩い、集うことができる「にぎわいと魅力ある核づくり」にとって必要な都市空間を創出するため、拠点整備の推進を図る。				
事業内容	1 交通の要衝にある各生活拠点（二子玉川、下北沢、成城学園前、経堂）について、市街地再開発事業や都市計画道路事業により、交通広場などの公共施設の整備を進める。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		施設建築物と公共施設の整備 1)1期 建築施工床面積 4,000㎡ 2)2期 事業計画策定 3)交通広場整備 0.7ha	施設建築物と公共施設の整備 1)1期 建築施工床面積 282,000㎡ 2)2期 建築施工床面積 84,000㎡ 3)交通広場整備 0.9ha	5	2 4
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	施設建築物と公共施設整備(期)施工床面積 83,000㎡ 事業計画認可(期)	施設建築物と公共施設整備(期)施工床面積 194,000㎡ 工事着手準備(期)	施設建築物と公共施設整備(期)施工床面積 1,000㎡ 施設建築物と公共施設整備(期)施工床面積 40,000㎡ 交通広場と接続街路用地取得 交通広場と接続街路築造、広場整備	組合の清算、解散手続き(期)施工床面積 施設建築物と公共施設整備(期)施工床面積 44,000㎡ 交通広場と接続街路用地取得 交通広場と接続街路築造、広場整備	
事業費	6,077,800 千円	9,298,400 千円	7,591,495 千円	2,296,351 千円	

《関連する計画》 世田谷区交通街づくり基本計画、二子玉川東地区再開発地区計画、世田谷区電線類地中化整備5ヵ年計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0702	事業名	地域街づくりと協働した商店街の振興	所管部	産業政策部 総合支所
ねらい	商店街で質の高い商品やサービスを購入することができ、街のにぎわい、憩いの場としても機能できるよう、地域の街づくりと協働して、長期的な視点で振興を図ろうとする商店街を支援する。				
事業内容	1 長期的な計画による振興の取組みを進めようとする商店街に対し、ソフト、ハードの両面から商店街のプランづくりの支援を行う。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 街づくりと協働した新たな商店街振興施策の実施	1) 商店街プランづくり 3か所	5	2
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	商店街プランづくり事業の支援 新規2か所	商店街プランづくり事業の支援 継続2か所 新規1か所	商店街プランづくり事業の支援 継続3か所	商店街プランづくり事業の支援 継続3か所	
事業費	3,332 千円	1,666 千円	- 千円	- 千円	

《関連する計画》 世田谷区産業振興計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0703	事業名	世田谷型観光の推進	所管部	産業政策部 政策経営部 生活文化部
ねらい	観光事業を推進し、区内外からの集客を増やすことにより、世田谷に住む人や世田谷を訪れる人にとって、魅力的で活力あるまちの実現を目指す。				
事業内容	1 (仮称)せたがやまちの観光特派員*1を募集し、観光特派員を活用した観光PRを実施する。 2 観光ガイドマップの作成やホームページによる情報提供の拡充を行うなど、区内外へ世田谷の魅力を発信するPRを強化する。 3 3年間の観光事業を検証し、世田谷の観光のあり方について「観光基本計画」を策定する。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 観光ホームページの検討 2) (仮称)せたがやまちの観光特派員 0人 3) 観光情報コーナーの設置 1か所	1) 観光ホームページの稼働 2) (仮称)せたがやまちの観光特派員 200人 3) (仮称)せたがやまちの観光特派員を活用した観光PRの実施 4) 観光基本計画策定 5) 観光情報コーナーの設置 5か所	5	2
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	(仮称)せたがやまちの観光特派員の募集、選定 200人 観光ガイドマップの発行 観光ホームページの開設 撮影支援事業の検討 観光情報コーナーの設置 2か所	(仮称)せたがやまちの観光特派員による観光PRの実施 分野別観光ガイドマップ*2の発行 観光ホームページの拡充 撮影支援事業の仕組みづくり 観光情報コーナーの設置 3か所	(仮称)せたがやまちの観光特派員による観光PRの実施 分野別観光ガイドマップの発行 観光ホームページの拡充 撮影支援事業の実施 観光情報コーナーの設置 4か所	(仮称)せたがやまちの観光特派員による観光PRの実施 分野別観光ガイドマップの発行 観光ホームページの拡充 撮影支援事業の実施 観光情報コーナーの設置 5か所 観光基本計画の策定	
事業費	13,353 千円	20,368 千円	16,368 千円	16,368 千円	

*1 (仮称)せたがやまちの観光特派員 区内の観光資源の情報を、観光ホームページ上などで紹介する区民など。

*2 分野別観光ガイドマップ 毎年分野を変えて、テーマを絞った案内を掲載するガイドマップ。

《関連する計画》 世田谷区産業振興計画

実施計画事業

実施計画 事業名	地域産業の活性化			関係 所管部	産業政策部 都市整備部 生活文化部 子ども部
目 標	世田谷の特性を活かした都市型産業の発展を促進するとともに、区内の中小企業における人材の確保、活用を活発にすることにより、地域産業の活性化を図る。				
事業目的	住民参加型のまちづくり手法を取り入れ、地域における産業の役割のPRや住宅と産業が共生するまちづくりを推進するとともに、起業創業支援や企業間ネットワークなどにより、都市型産業を誘導、育成する。また、区内企業が設置する企業内合同託児施設の設置、運営を支援することにより、子育て中の人材の活用と確保の取組みを促進する。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 区内事業所数 区内事業所従業員数		26,109事業所 242,342人	28,000事業所 249,000人	
	成果指標設定の考え方				
	1) 事業所数、従業員数の増加は、地域産業の活性化をわかりやすく示すものとして、区内事業所数とその従業員数を目標値に設定する。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	98,312 千円	30,380 千円	22,260 千円	22,836 千円	22,836 千円
構成する 事業の 考え方	<p>1 区における地域産業を活性化する手法として、住民参加型の産業関連まちづくり懇談会の開催や、住宅と共存して発展する都市型産業の誘導、育成などにより、産業の活性化を図る。</p> <p>2 区内の中小企業が行う人材の活用と確保をするため、特に子育て中の人材に視点を置き、企業内合同託児施設の整備に向けた企業への支援を行う。また、区内中小企業と区民求職者との就業マッチングについて、就業相談や職業紹介など総合的に行う就労支援事業を展開する。</p>				
事業体系	<p>都市型産業の育成 【事業番号 0801】 地域住民参加型の手法を取り入れ、準工業地域の積極的活用を図るとともに、世田谷の特性を踏まえた都市型産業を誘導、育成する。</p> <p>中小企業の人材活用への支援 【事業番号 0802】 区内企業による企業内合同託児施設*1の整備に向けた支援を行う。 就業相談から職業紹介、区内事業所とのマッチングを図り、求職者の総合的な就労支援事業を展開する。</p>				

* 1 企業内合同託児施設 複数の企業が、合同して設置、運営する従業員の子どもの保育施設。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0801	事業名	都市型産業の育成		所管部	産業政策部 都市整備部	
ねらい	住宅と共存して発展できる都市型の産業を誘導、育成し、区内産業の活性化を図る。						
事業内容	1 地域住民参加型懇談会などの手法を取り入れ、産業の大切さを地域住民と共有し、準工業地域の特性を生かしたまちづくり意識の醸成を図る。 2 住宅地の多い世田谷区内で成長していくことができる産業のあり方や育成手法について調査、研究し、都市型産業の誘致の展開を図る。 3 産業情報ネットワークシステム*1を構築し、これを活用した異業種交流や区内産業のPRを推進する。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 準工業地域まちづくり懇談会 0か所	1) 準工業地域まちづくり懇談会 3か所 合同まちづくり懇談会 1回		2		
		2) 都市型産業の誘致検討 3) 産業情報ネットワークシステムの検討	2) 都市型産業誘致方針の策定 3) 産業情報ネットワークシステムの稼動				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		
	準工業地域まちづくり懇談会の実施 新規1か所 都市型産業誘致の調査研究、誘致手法の検討 産業情報ネットワークシステム構築に伴う実態調査	準工業地域まちづくり懇談会の実施 新規1か所 継続1か所 都市型産業誘致方針の策定 産業情報ネットワークシステム設計	準工業地域まちづくり懇談会の実施 新規1か所 継続2か所 都市型産業誘致の展開 産業情報ネットワークシステム一部稼動		準工業地域まちづくり懇談会の実施 継続3か所 合同まちづくり懇談会の実施 1回 都市型産業誘致の展開 産業情報ネットワークシステム本稼動		
事業費	10,379 千円	1,152 千円	1,728 千円		1,728 千円		

*1 産業情報ネットワークシステム 区内事業者のデータベース、事業者間の交流促進、事業者のPRなどの活用に対応するシステム。

《関連する計画》 世田谷区産業振興計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0802	事業名	中小企業の人材活用への支援		所管部	産業政策部 生活文化部 子ども部	
ねらい	区内の中小企業が行う人材の活用と確保のための環境整備を支援する。区内事業所の人材確保と区民などの就業支援を総合的に実施する。						
事業内容	1 子育て中の人材の活用と確保の取組みとして、区内企業による企業内合同託児施設*1の整備に向けた支援を行う。 2 就労支援のための総合的な窓口を開設し、就業相談から職業紹介、区内事業所とのマッチングを図り、求職者の総合的な就労支援事業を展開する。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 企業内合同託児施設の検討	1) 企業内合同託児施設の設置支援の実施		5	2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		
	企業内合同託児施設設置への支援に関する調査研究 就労支援総合窓口の開設、運営	企業内合同託児施設整備促進計画の策定 就労支援総合窓口事業の拡充	企業内合同託児施設の設置支援、啓発 就労支援総合窓口事業の拡充		企業内合同託児施設の設置支援、実施及び今後のあり方検討 就労支援総合窓口事業の拡充及び事業検証、見直し検討		
事業費	20,001 千円	21,108 千円	21,108 千円		21,108 千円		

*1 企業内合同託児施設 複数の企業が、合同して設置、運営する従業員の子どもの保育施設。
《関連する計画》 世田谷区産業振興計画

実施計画事業

実施計画 事業名	魅力ある都市農業の推進			関係 所管部	産業政策部
目 標	地域に根ざした都市農業を振興し、区民、農家などとともに、世田谷における魅力ある都市型の農業を推進する。				
事業目的	さまざまな機会を通して、区民と農家の相互交流を実現することにより、農業に対する理解の促進と都市農業への理解を深め、魅力ある都市農業を推進する。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 次大夫堀自然体験農園事業参加者数		30人	延べ330人	
	成果指標設定の考え方				
	1) 区民と農家との交流を図り、次大夫堀自然体験農園での農作業体験に参加することにより、都市農業や農地への理解を促進することが重要なため、次大夫堀自然体験農園の事業の参加者数を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	248,303 千円	34,249 千円	95,614 千円	96,400 千円	22,040 千円
構成する 事業の 考え方	<p>1 農家が、自ら開設し、管理を行う体験農園*₁や農産物共同直売所の整備などを行うことにより、区民との相互交流を実現し、魅力ある都市型の農業を推進する。</p> <p>2 世田谷の農業、農地を守り、育て、みどりと快適な住環境を次世代に残すため、区民と農家との交流を通して、都市の農業や農地への理解促進を行う。</p>				
事業体系	<p>都市型農業の推進 【事業番号 0901】 体験農園の開設を希望する農家に対して、農園整備や開設当初の管理運営について支援し、経営改善を図る。農産物共同直売所をまちのステーションとして整備することを支援し、地域のにぎわいづくりを推進するとともに、出荷農家の経営改善を図る。</p> <p>区民共生型農業の支援 【事業番号 0902】 次大夫堀自然体験農園を開設し、農家などの指導のもとで、区民が自然にふれあい、農作業を体験する中で、都市農業、農地への理解を深める。ふれあい農園の協力農家を増やし、区民が野菜や果樹の収穫を体験する中で、都市農業、農地への理解を深める。</p>				

* 1 体験農園 農家が、自ら開設し、管理を行い、農地の保全、区民と農家との交流を農作業を通じて図る事業。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	0901	事業名	都市型農業の推進	所管部	産業政策部	
ねらい	農家の安定した経営の確保などを通して都市農地の保全を図る。					
事業内容	1 体験農園*1の開設を希望する農家に対して、農園整備や開設当初の管理運営の支援を行う。 2 農産物共同直売所整備の支援を行い、地域のにぎわいづくりを推進するとともに、出荷農家の経営改善を図る。 3 農業の担い手不足に対応するため、区民の力を活用する。	計画目標			事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類	
		1) 体験農園 3園 2) 農産物共同直売所 0か所 3) 農業サポーターの登録 15人	1) 体験農園 7園 2) 農産物共同直売所 3か所 3) 農業サポーターの登録 35人	4	2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	体験農園の開園 4園 農産物共同直売所の整備支援 1か所 農業サポーター*2の登録 20人 (仮称)世田谷の農業のあり方への提言及び(仮称)農業振興計画の策定	体験農園の開園 5園 農産物共同直売所の整備支援 2か所 農業サポーターの登録 25人	体験農園の開園 6園 農産物共同直売所の整備支援 3か所 農業サポーターの登録 30人	体験農園の開園 7園 農産物共同直売所 3か所 農業サポーターの登録 35人		
事業費	21,714 千円	82,179 千円	82,465 千円	7,605 千円		

*1 体験農園 農家が、自ら開設し、管理を行い、農地の保全、区民と農家との交流を農作業を通して図る事業。

*2 農業サポーター 農作業体験塾などで農業の知識や技術を学んだ区民のうち、希望者を農業サポーターとして登録し、農家を支援する制度。

《関連する計画》 世田谷区産業振興計画

事業番号	0902	事業名	区民共生型農業の支援	所管部	産業政策部	
ねらい	世田谷の農業、農地を守り、育て、みどりと快適な住環境を次世代に残していくため、区民と農家との交流を通して、都市農業や農地への理解を促進する。					
事業内容	1 次大夫堀自然体験農園を開設し、農家などの指導のもとで、区民が自然にふれあい、農作業を体験する中で、都市農業、農地への理解を深める。 2 区民が野菜や果樹の収穫を体験するふれあい農園の協力農家を増やし、都市農業、農地への理解を深める。	計画目標			事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類	
		1) 次大夫堀自然体験農園事業のプレイベント参加者数 30人 2) ふれあい農園数 計69園	1) 次大夫堀自然体験農園事業参加者数 延べ 330人 2) ふれあい農園数 計77園	4	2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	次大夫堀自然体験農園事業の開始 参加者数 延べ60人 ふれあい農園の開園 71園	次大夫堀自然体験農園事業の継続実施 参加者数 延べ150人 ふれあい農園の開園 73園	次大夫堀自然体験農園事業の継続実施 参加者数 延べ240人 ふれあい農園の開園 75園	次大夫堀自然体験農園事業の継続実施 参加者数 延べ330人 ふれあい農園の開園 77園		
事業費	12,535 千円	13,435 千円	13,935 千円	14,435 千円		

《関連する計画》 世田谷区産業振興計画

実施計画事業

実施計画 事業名	やすらぎのあるまちづくり		関係 所管部	みどりのみず政策担当部 都市整備部 総合支所 生活拠点整備担当部 土木事業担当部	
目 標	区内のみどりを区民との協働により保全整備し、次世代に世田谷区の景観を引き継ぐ。				
事業目的	世田谷の「みどりの生命線」である国分寺崖線をはじめとする区内のみどりのみずの保全を推進する。あわせて、世田谷らしい地域の風景、まちなみを区民とともに保全し、創出する。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 都市の緑地面積（市民緑地、保存樹林地など、公園緑地など）		280.6ha	288.4ha	
	成果指標設定の考え方				
	1) 守るみどりと増やすみどりの総合的な数値として、樹林地保全面積と公園緑地などの面積を指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	27,861,786 千円	8,318,594 千円	9,873,850 千円	4,093,867 千円	5,575,475 千円
構成する 事業の 考え方	<ol style="list-style-type: none"> 区民、事業者、区の協働により、「みどりと花いっぱい運動」など各種事業を積極的に展開し、みどり率*133%の実現を目指す。 国分寺崖線をはじめとする民有地のみどりを区民とともに育むため、樹木樹林地の管理支援などの取組みを進める。 身近なみどりである公園緑地の整備や水辺空間*2の再生により、みどりのみずのまちづくりを推進する。 区民、事業者との協働により、みどり、まちなみの保全、創出に努め、自然や歴史的、文化的資産を継承し、世田谷らしい風景づくりを進める。 地区計画などの策定に向けた区民主体の地区街づくりへの取組みを支援し、みどり豊かなやすらぎのある街を形成する。 				
事業体系	<p>みどりと花いっぱい運動の推進(みどりのみずの基本計画の推進)【事業番号 1001】 公共施設緑化、駅や駅周辺の緑化など、あらゆる場面をとらえて、みどり率33%の実現に向けて緑化を推進していく。</p> <p>国分寺崖線など民有地のみどりの保全 【事業番号 1002】 国分寺崖線をはじめとする区内の民有地のみどりの保全、整備に向け、樹木・樹林地の管理支援などの取組みを進める。</p> <p>みどりのみずのまちづくり 【事業番号 1003】 公園緑地の整備を進めるとともに、水辺空間の再生などを図り、調和のとれたみどりのみずの環境を実現する。</p> <p>都市景観の形成 【事業番号 1004】 地域風景資産*3の普及、啓発などにより、区民などとの協働による風景の保全、整備を推進する。</p> <p>地区街づくりの推進 【事業番号 1005】 地区の街づくりに向けた区民主体の取組みを支援し、やすらぎのある街づくりを継続的に推進する。</p>				

- * 1 みどり率 緑に被われた土地、公園、水面などの合計が占める土地の割合。
* 2 水辺空間 湧水（ゆうすい）などの地域の水資源を生かし、区民が身近にみずとふれあい、地域に親しまれる空間。
* 3 地域風景資産 身近にあり、守り、育てたい風景を募集し、推薦した区民が風景づくり活動へと繋げていけるように、資産として登録した風景。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1001	事業名	みどりと花いっぱい運動の推進 (みどりとみずの基本計画の推進)		所管部	みどりとみず政策担当部	
ねらい	区民、事業者、区の協働によるハード、ソフト両面のさまざまな「みどりと花いっぱい運動」を展開することで、「みどり33*1」を実現する。						
事業内容	1 今後4年間で、135施設を対象に公共施設緑化をすすめる。 2 鉄道事業者との協働により、駅や駅周辺の緑化をすすめる。 3 フラワーロード植樹帯などのある道路で「花づくり」を実施する。 4 ガーデニングフェアを開催する。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) みどり率*2 25.56% (18年度調査)	1) みどり率 26.2%		4	3	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	公共施設緑化 33施設 駅や駅周辺の緑化 1駅 フラワーロード 1路線 100m ガーデニングフェアの開催	公共施設緑化 34施設 駅や駅周辺の緑化 1駅 フラワーロード 1路線 25m ガーデニングフェアの開催	公共施設緑化 34施設 駅や駅周辺の緑化 1駅 フラワーロード 1路線 270m ガーデニングフェアの開催	公共施設緑化 34施設 駅や駅周辺の緑化 1駅 フラワーロード 1路線 80m ガーデニングフェアの開催			
事業費	20,920 千円	9,419 千円	9,419 千円	9,419 千円			

*1 みどり33 世田谷のみどりを増やし、区制100周年(2032年)の年には、みどり率を33%まで引き上げる目標。

*2 みどり率 緑に被われた土地、公園、水面などの合計が占める土地の割合。

《関連する計画》 世田谷区みどりとみずの基本計画・行動計画

事業番号	1002	事業名	国分寺崖線など民有地のみどりの保全		所管部	みどりとみず政策担当部 総合支所	
ねらい	国分寺崖線などにある民有地のみどりを区民とともに育むため、樹木樹林地の管理支援などの取組みを推進する。						
事業内容	1 国分寺崖線をはじめとする民有樹林地などの管理支援を進める。また、国分寺崖線保全の魅力幅広く知ってもらうための啓発事業に取り組む。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 崖線に関する小学生の学習 5,066人 2) 樹林地保全 95か所 286,226㎡ 3) 樹木樹林地保全ボランティア養成 9団体	1) 崖線に関する小学生の学習 延べ25,559人 2) 樹林地保全 99か所 287,426㎡ 3) 樹木樹林地保全ボランティア養成 延べ11団体		4	3	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	国分寺崖線保全啓発 崖線に関する小学生の学習 年5,109人 樹林地の保全 96か所 延べ286,526㎡ 樹木の保全 樹木樹林地保全ボランティアの養成 9団体	国分寺崖線保全啓発 崖線に関する小学生の学習 年5,255人 樹林地の保全 97か所 延べ286,826㎡ 樹木の保全 樹木樹林地保全ボランティアの養成 10団体	国分寺崖線保全啓発 崖線に関する小学生の学習 年5,129人 樹林地の保全 98か所 延べ287,126㎡ 樹木の保全 樹木樹林地保全ボランティアの養成 10団体	国分寺崖線保全啓発 崖線に関する小学生の学習 年5,000人 樹林地の保全 99か所 延べ287,426㎡ 樹木の保全 樹木樹林地保全ボランティアの養成 11団体			
事業費	78,839 千円	68,147 千円	64,770 千円	64,492 千円			

《関連する計画》 世田谷区みどりとみずの基本計画・行動計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1003	事業名	みどりとみずのまちづくり	所管部	みどりとみず政策担当部 生活拠点整備担当部 土木事業担当部
ねらい	区民と協働して、公園緑地、水辺などのもつ多様な価値、特色を生かし、周辺施設も視野に入れてユニバーサルデザインに配慮した再生、整備を行うことにより、区民の癒し、憩い、教育の場として、みどりとみずに恵まれた住環境を保全、創出を図る。				
事業内容	1 公園、緑地の整備、水辺空間*1を再生する。	計画目標			事業分類
		現況	平成23年度	L	分類
		-	1) 公園用地買収 4か所 2) 公園新設 10か所 3) 水辺空間の再生 5か所	4	3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	公園用地買収 1か所 公園新設 2か所 水辺空間の再生 2か所	公園用地買収 1か所 公園新設 3か所 水辺空間の再生 1か所	公園用地買収 1か所 公園新設 4か所 水辺空間の再生 1か所	公園用地買収 1か所 公園新設 1か所 水辺空間の再生 1か所	
事業費	8,150,311 千円	9,736,451 千円	3,952,699 千円	5,438,539 千円	

*1 水辺空間 湧水(ゆうすい)などの地域の水資源を生かし、区民が身近にみずとふれあい、地域に親しまれる空間。

《関連する計画》 世田谷区みどりとみずの基本計画・行動計画

事業番号	1004	事業名	都市景観の形成	所管部	都市整備部 総合支所
ねらい	区民と協働して世田谷らしい風景を創出するとともに、景観法に基づく風景づくり計画*1に基づき、良好な景観形成を進めていく。				
事業内容	1 地域風景資産*2や界わい宣言*3の登録を進め、区民の風景づくり活動を支援していく。景観法に基づく建築行為などの届出制度により、建築物などの形態や色彩の規制誘導を図る。	計画目標			事業分類
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 地域風景資産 70か所 2) 界わい宣言の登録 3か所	1) 地域風景資産 100か所 2) 界わい宣言の登録 7か所 3) 界わい形成地区 2か所	4	3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	地域風景資産の維持、保全 界わい宣言の登録 4か所 界わい形成地区の指定 1か所	地域風景資産の維持、保全 界わい宣言の登録 5か所	地域風景資産の選定 30か所 界わい宣言の登録 6か所 界わい形成地区の指定 2か所	地域風景資産の維持、保全 界わい宣言の登録 7か所	
事業費	15,348 千円	9,833 千円	16,979 千円	13,025 千円	

*1 風景づくり計画 景観法及び風景づくり条例に基づき、風景づくりを進めるための具体的な方法をまとめた計画。

*2 地域風景資産 身近にあり、守り、育てたい風景を募集し、推薦した区民が風景づくり活動へと繋げていけるように、資産として登録した風景。

*3 界わい宣言 区民が、自宅まわりの界わいに魅力的な風景をつくるために、近隣の方と一緒に風景づくりを進める活動を宣言し、区長がその内容を登録し、活動を促す制度。

《関連する計画》 世田谷区風景づくり計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1005	事業名	地区街づくりの推進		所管部	都市整備部 総合支所	
ねらい	区民の積極的かつ主体的なまちづくりを支援し、住民参加のもとで地域住民の合意を形成する。地域のまちづくりのルールであり、各地域のまちづくり方針となる「地区計画」を策定することにより、地区特性に応じた良好でやすらぎのあるまちづくりを推進する。						
事業内容	1 各地区のまちづくり方針となる「地区計画」の策定に向けた区民主体の取組みを支援する。 2 既に策定した「地区計画」についても、地区のまちづくりの変化を踏まえて必要な変更を行う。 3 「地区計画」の策定に向けた基礎調査を行う。 4 地区のアンケート調査や「地区計画」の説明会を実施する。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 地区計画の策定 75地区	1) 地区計画の策定 85地区 2) 地区計画の変更 4地区		4	2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	地区計画の策定 4地区 地区計画の変更 1地区	地区計画の策定 2地区 地区計画の変更 1地区	地区計画の策定 2地区 地区計画の変更 1地区	地区計画の策定 2地区 地区計画の変更 1地区			
事業費	53,176 千円	50,000 千円	50,000 千円	50,000 千円			

実施計画事業

実施計画 事業名	「環境都市」世田谷の実現			関係 所管部	環境総合対策室 清掃・リサイクル部 土木事業担当部
目 標	区民、事業者、区が、それぞれの責務を果たすと同時に、協働して、省エネルギー、省資源、温室効果ガス削減などの取組みや環境に関する啓発を進め、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指す。				
事業目的	区民、事業者、区が、一体となって省資源・省エネルギーを実践し、環境への負荷の低減を図る。区は、区民、事業者の環境負荷低減の取組みを支援するとともに、環境に配慮した行動を自ら率先して行う。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) CO ₂ ダイエット宣言人数		22,000人	30,000人	
	2) 区民1人1日あたりのごみ排出量		669g/人日	642g/人日	
	成果指標設定の考え方				
	1) 各家庭や事業所などにおけるCO ₂ の削減への取組みに向けた環境配慮行動を重点事業とし、その具体的な行動の意思表示を図る指数として、CO ₂ ダイエット宣言の人数を成果指標とする。 2) ごみの排出量は、区民の環境に対する意識の向上や環境に配慮した行動の効果として現れてくるものであることから、区民1人1日あたりのごみの排出量を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	738,230千円	164,473千円	176,339千円	191,479千円	205,939千円
構成する 事業の 考え方	1 区民との協働による啓発事業を拡充し、区民、事業者の環境意識を醸成し、具体的行動へ誘導する。 2 地球環境の保全や循環型社会の形成に向け、区民、事業者が環境に配慮した取組みを実践できるような仕組みづくりを進める。 3 区役所が、自ら省エネ、省資源の新たな取組みを率先して進めるため、環境への負荷低減に向けた行動を実践する。				
事業体系	区民とのパートナーシップに基づく環境啓発事業の推進 【事業番号 1101】 環境学習プログラム* ₁ の充実、環境学習を進めるための人材の養成などを進める。 カーボンマイナス*₂社会への転換 【事業番号 1102】 区民、事業者の具体的な省エネ・省資源活動を推進する。 エコ区役所の実現 【事業番号 1103】 環境マネジメントシステム* ₃ を活用し、環境負荷低減に向けた区の率先行動を推進する。				

- * 1 環境学習プログラム 区民が、環境について考え、行動するきっかけづくりとして紹介している、市民活動団体、事業者、区などが企画、運営するプログラム。
- * 2 カーボンマイナス 環境負荷の少ない社会を構築するために、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減を図る活動。
- * 3 環境マネジメントシステム 区役所全体で、電気、ガス、水道などの使用量の抑制に努め、環境負荷の低減を図る取組み。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1101	事業名	区民とのパートナーシップに基づく環境啓発事業の推進		所管部	環境総合対策室 清掃・リサイクル部	
ねらい	環境学習、環境教育や環境啓発事業を推進することにより、区民、事業者などの環境意識の醸成を図り、環境に配慮した行動の促進を図る。						
事業内容	1 環境学習プログラム* ₁ の充実など、環境啓発事業の拡充を進めるとともに、環境学習を担う区民の人材を育成する。 2 育成した人材の活用を含め、区民と連携、協働した啓発事業の拡充を図る。 3 エコプラザ用賀* ₂ や資源循環センター* ₃ など区内の清掃・リサイクル施設について、清掃工場も含めた機能連携を図り、これらを活用した啓発事業を区民と協働で実施する。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 環境学習プログラム数 80プログラム	1) 環境学習プログラム数 120プログラム		4	2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	環境学習プログラムの充実 90プログラム 人材養成事業の実施 ストップ温暖化説明員の養成	環境学習プログラムの充実 100プログラム 人材養成事業の実施 ストップ温暖化説明員の派遣	環境学習プログラムの充実 110プログラム 新たな人材養成事業の検討、実施	環境学習プログラムの充実 120プログラム 人材養成事業の充実			
事業費	53,817 千円	51,119 千円	53,519 千円	53,519 千円			

* 1 環境学習プログラム 区民が、環境について考え、行動するきっかけづくりとして紹介している、市民活動団体、事業者、区などが企画、運営するプログラム。

* 2 エコプラザ用賀 ごみ減量や再使用（リユース）、リサイクルに関する普及啓発機能と粗大ごみの中継機能を併せ持った施設。

* 3 資源循環センター 区内で回収するガラスびんの資源化を行うリサイクル施設（世田谷清掃工場敷地内に設置）。

《関連する計画》 世田谷区環境基本計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1102	事業名	カーボンマイナス*1社会への転換	所管部	環境総合対策室 清掃・リサイクル部
ねらい	区民、事業者などによる環境に配慮した行動を促進し、快適な環境で、持続可能な地域社会を実現する。				
事業内容	1 アイドリングストップ装置の装着やエネルギー消費量報告書制度*2の活用、省エネ診断受診などへの支援を進め、区民、事業者などによる環境に配慮した行動を促進する。 2 区民主体の資源回収を拡充し、区による資源回収からの移行を図るとともに、ペットボトルの店頭回収の拡大など、事業者によるごみ減量の取組みを促進する。	計画目標			事業分類
		現況	平成23年度	L	分類
		1) CO2ダイエット宣言人数 22,000人	1) CO2ダイエット宣言人数 30,000人	4	2
		2) アイドリングストップ装置装着助成数 0台	2) アイドリングストップ装置装着助成数 400台		
		3) 区民主体の資源回収割合 12.3%	3) 区民主体の資源回収の割合 25%		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	CO2ダイエット宣言 25,000人 アイドリングストップ装置装着助成 100台 エネルギー報告書制度、省エネ診断助成 区民主体の資源回収拡充に向けた働きかけ、支援と制度改善の検討 区民主体の資源回収の割合 16%	CO2ダイエット宣言 27,000人 アイドリングストップ装置装着助成 200台 エネルギー報告書制度、省エネ診断助成 区民主体の資源回収拡充に向けた働きかけ、支援と制度改善の実施 区民主体の資源回収の割合 19%	CO2ダイエット宣言 29,000人 アイドリングストップ装置装着助成 300台 エネルギー報告書制度、省エネ診断助成 区民主体の資源回収拡充に向けた働きかけ、支援 区民主体の資源回収の割合 22%	CO2ダイエット宣言 30,000人 アイドリングストップ装置装着助成 400台 エネルギー報告書制度、省エネ診断助成 区民主体の資源回収拡充に向けた働きかけ、制度改善の検証 区民主体の資源回収の割合 25%	
事業費	102,303 千円	119,660 千円	134,660 千円	149,660 千円	

* 1 カーボンマイナス 環境負荷の少ない社会を構築するために、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減を図る活動。

* 2 エネルギー消費量報告書制度 中小企業事業者のエネルギー消費の改善のため、既存設備の効率的な運転や省エネルギー設備導入などを行う制度。

《関連する計画》 世田谷区環境基本計画、世田谷区一般廃棄物処理基本計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1103	事業名	エコ区役所の実現	所管部	環境総合対策室 土木事業担当部
ねらい	区が、率先して環境負荷低減に向けた取組みを推進し、エコ区役所を実現することで、区全体の環境向上を目指す。				
事業内容	1 環境マネジメントシステム* ₁ に基づき、省エネルギー行動を実施する。 2 省エネルギー設備や新エネルギー設備の活用など、環境にやさしい施設づくりに取り組む。 3 庁有車のエコドライブを推進し、環境負荷低減と省エネルギー化を図る。 4 道路舗装に遮熱性、保水性舗装を採用し、路面温度の低減化を図る。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 庁有車アイドリングストップ装置装着車数 40台	1) 庁有車アイドリングストップ装置装着数 240台	4	4
		2) エコ舗装* ₂ 8,220m ²	2) エコ舗装 51,110m ²		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	環境マネジメントの実施 庁舎等の環境配慮整備の推進 庁有車のエコドライブの実践 アイドリングストップ装置装着 140台 エコ舗装 21,110m ²	環境マネジメントの実施 庁舎等の環境配慮整備の推進 庁有車のエコドライブの実践 アイドリングストップ装置装着 200台 エコ舗装 31,110m ²	環境マネジメントの実施 庁舎等の環境配慮整備の推進 庁有車のエコドライブの実践 アイドリングストップ装置装着 220台 エコ舗装 41,110m ²	環境マネジメントの実施 庁舎等の環境配慮整備の推進 庁有車のエコドライブの実践 アイドリングストップ装置装着 240台 エコ舗装 51,110m ²	
事業費	8,353 千円	5,560 千円	3,300 千円	2,760 千円	

* 1 環境マネジメントシステム 区役所全体で、電気、ガス、水道などの使用量の抑制に努め、環境負荷の低減を図る取組み。

* 2 エコ舗装 遮熱性・保水性舗装を採用し、路面温度の上昇を抑える道路舗装。
《関連する計画》 世田谷区環境基本計画

実施計画事業

実施計画事業名	健康づくりから介護予防までの一貫した取り組み		関係 所管部	世田谷保健所 保健福祉部 総合支所 子ども部 介護予防担当部 教育委員会事務局	
目標	すべての区民が、心身ともに健康に過ごすことができるまちを目指す。				
事業目的	子どもから高齢者まで全世代にわたった健康づくり、疾病予防を推進するため、食を通じた健康づくりや生活習慣病予防の推進を図るとともに、身近な地域、地区を拠点にした介護予防施策や中高年齢者の地域貢献活動への参加推進を図る。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 介護予防事業の参加者数		7,000人	14,000人	
	2) 地域支えあい活動*1の参加者数		231,153人	295,000人	
	成果指標設定の考え方				
	1) 介護予防事業は、加齢に伴う身体機能低下や認知症を予防し、要介護、要支援状態になることを予防する重要な取り組みである。このため、各種介護予防事業への参加者数を成果指標とする。 2) 生涯を通じて元気に地域で暮らすためには、高齢者などが、住み慣れた地域の中で、孤独にならず、楽しく気軽に話をしたり、相談したりできる活動である地域支えあい活動の推進が重要である。このため、地域支えあい活動の参加者数を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	254,977 千円	80,312 千円	67,224 千円	53,667 千円	53,774 千円
構成する事業の考え方	1 生活習慣病のリスクが高い就労世代、壮年期世代の健康づくりを支援し、区民の健康度の向上を図る。 2 乳幼児期からの食育の推進について、区と企業、学校、保育園などが連携して取り組み、健康づくりを通じた協働型の地域社会を目指す。 3 加齢に伴う身体機能の低下や認知症*2の予防、要介護、要支援状態になることを積極的に予防する介護予防事業を展開するとともに、元気高齢者も含めた介護予防知識の普及啓発を促進し、介護予防のまちづくりを目指す。 4 生涯を通じて元気で暮らすことができる地域社会を目指すため、中高年世代の区民が、主体的にさまざまな地域活動に参画できる仕組みづくりと地域支えあいの社会づくりを推進する。				
事業体系	健康づくり支援の充実 【事業番号 1201】 生活習慣病対策、こころの健康づくり、たばこ対策などの健康づくり支援事業に取り組む。 食を通じた健康づくりの推進 【事業番号 1202】 若い世代と連携した情報発信、食のコミュニケーション会議*3による食育事業、食の環境づくりの基盤整備を図る。 介護予防施策の推進 【事業番号 1203】 特定高齢者*4の介護予防事業、介護予防の普及啓発事業、認知症予防プログラム、認知症サポーター*5の養成に取り組む。 生涯現役、地域支えあいの推進 【事業番号 1204】 身近な地域における区民同士のふれあい支えあい活動を支援する。地域活動に中高年世代を誘導する仕組みとして、生涯現役ポイントシステム(社会実験)や、地域活動誘導事業、生涯現役ネットワークへの支援を行う。				

実施計画事業

- * 1 地域支えあい活動 高齢者や子育て中の母親などが、住み慣れた地域の中で、孤独にならず、生き生きと暮らすことができるように、楽しく気軽に話をしたり、相談したりすることができる仲間づくりの活動。
- * 2 認知症 さまざまな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために、さまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態。
- * 3 食のコミュニケーション会議 区民、NPO、区内大学、企業などと連携して、食育の普及啓発を検討していく集まり。
- * 4 特定高齢者 現在は生活が自立していても、今後、介護を受ける状態になる可能性の高い高齢者（65歳以上）。国が定めた基本チェックリストの結果と医師による生活機能評価の判定をもとに、区が決定する。
- * 5 認知症サポーター 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、できる範囲でサポートする人。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1201	事業名	健康づくり支援の充実		所管部	世田谷保健所 総合支所	
ねらい	生活習慣病を発症するリスクが高い世代である就労世代や壮年期世代を中心に、医療制度改革などに対応した新たな仕組みのもとで、健康づくりを支援することにより、区民の健康度の向上を図る。						
事業内容	1 健康づくりと疾病予防の観点から、生活習慣病対策、こころの健康づくり、禁煙分煙登録店の拡大などの重点施策を中心に、各種健康づくり支援事業に取り組む。 2 地域の健康づくりを進めるため、区、区民、地域団体、事業者と協働した人材育成や情報提供などの基盤整備の取組みを推進する。 3 健康せたがやプランによる取組みを評価して、次期健康づくり総合計画を策定する。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 健康づくり活動イベント参加団体 10団体	1) 健康づくり活動イベント参加団体 20団体			3	3
		2) 生活習慣病予防とこころの健康づくりモデル事業 2回	2) 生活習慣病予防とこころの健康づくり事業 15回				
		3) 禁煙分煙登録店 21店	3) 禁煙分煙登録店 200店				
		4) 健康づくり活動団体などへの助成事業 2事業	4) 健康づくり活動団体などへの助成事業 延べ10事業				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	健康づくり活動イベントへの参加団体 10団体 生活習慣病予防とこころの健康づくりモデル事業の実施 モデル事業 年5回 禁煙分煙登録店の拡大 50店 大学と連携した健康づくりモデル事業の手法の開発、実施 健康づくり活動団体などへの助成事業の実施 2事業	健康づくり活動イベントへの参加団体 15団体 生活習慣病予防とこころの健康づくりモデル事業の評価 モデル事業 年10回 禁煙分煙登録店の拡大 100店 大学と連携した健康づくりモデル事業の実施、評価 健康づくり活動団体などへの助成事業の実施 2事業	健康づくり活動イベントへの参加団体 20団体 生活習慣病予防とこころの健康づくり事業の実施 事業 年10回 禁煙分煙登録店の拡大 150店 健康づくり活動団体などへの助成事業の実施 2事業 健康せたがやプランの評価	健康づくり活動イベントへの参加団体 20団体 生活習慣病予防とこころの健康づくり事業の充実 事業 年15回 禁煙分煙登録店の拡大 200店 健康づくり活動団体などへの助成事業の実施 2事業 次期健康づくり総合計画の策定			
事業費	14,885 千円	14,347 千円	15,147 千円	15,147 千円			

《関連する計画》 健康せたがやプラン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1202	事業名	食を通じた健康づくりの推進	所管部	世田谷保健所 子ども部 総合支所 教育委員会事務局
ねらい	乳幼児期からの食育の推進について、本人、家族だけでなく、地域の人材、関係機関(大学、企業、NPO、保育園、事業所など給食施設、栄養サポート店*1など)と区が連携して取り組むことにより、健康づくりを通じた協働型の地域社会を目指す。				
事業内容	1 高校生、大学生などの若い世代と連携して食情報の発信を進める。 2 食のコミュニケーション会議*2(大学、企業、NPOなど)を中心として、親から子どもへの食育やクッキングカーなどを活用した出前型食育講座に取り組み、区民が実践できる食育を推進する。 3 栄養サポート店や給食施設などが主体的に食を通じた健康づくりに取り組めるよう支援していく。 4 食の安全・安心区民会議*3を通じて食のリスクコミュニケーション*4を推進し、食の情報提供に努める。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 地域の食教育関係者の食のコミュニケーション会議への参加促進 2) 職域での食情報の発信の推進 38商店街	1) 食のコミュニケーション会議による食育事業 年15回 2) 職域での食育の実践 40商店街 3) 若い世代と連携した情報発信 年4回 4) 地域の食育拠点づくり事業 3か所 5) 生活改善食育事業の実施 4か所	3	2
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	若い世代と連携した情報発信 1回 食のコミュニケーション会議による食育事業 15回 地域の食育拠点づくりモデル事業の実施 職域での食育の実践 38商店街 生活改善食育モデル事業*5の実施 1か所	若い世代と連携した情報発信 2回 食のコミュニケーション会議による食育事業 15回 地域の食育拠点づくり事業の実施 1か所 職域での食育の実践 40商店街 生活改善食育モデル事業の実施 2か所	若い世代と連携した情報発信 3回 食のコミュニケーション会議による食育事業 15回 地域の食育拠点づくり事業の実施 2か所 職域での食育の実践 40商店街 生活改善食育事業の実施 3か所	若い世代と連携した情報発信 4回 食のコミュニケーション会議による食育事業 15回 地域の食育拠点づくり事業の実施 3か所 職域での食育の実践 40商店街 生活改善食育事業の実施 4か所	
事業費	8,805 千円	8,820 千円	8,870 千円	8,870 千円	

- * 1 栄養サポート店 メニューの栄養成分表示や健康、栄養情報などを区民に情報提供する店舗。
- * 2 食のコミュニケーション会議 区民、NPO、区内大学、企業などと連携して、食育の普及啓発を検討していく集まり。
- * 3 食の安全・安心区民会議 食の安全・安心に関する区民、食品事業者、行政などの関係者相互間の情報と意見交換の場。
- * 4 食のリスクコミュニケーション 食品のリスクについて消費者(区民)、食品事業者、行政(保健所)、専門家などすべての関係者が必要な情報を共有したうえで、相互対話により問題解決に向けて、意見や情報を交換する取組み。
- * 5 生活改善食育モデル事業 地域の商店街、大学などと連携して食を通じた生活習慣改善に取り組む事業。
《関連する計画》 世田谷区食育推進計画、健康せたがやプラン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1203	事業名	介護予防施策の推進	所管部	介護予防担当部	
ねらい	高齢者の加齢に伴う身体機能低下や認知症*1の予防など、要支援、要介護状態に陥ることを積極的に予防する介護予防事業を展開するとともに、元気高齢者も含めた介護予防知識、方策の普及啓発を推進し、介護予防のまちづくりを目指す。					
事業内容	1 加齢に伴う身体機能低下や認知症の予防などを目的として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上や認知症予防プログラム、介護予防の普及啓発事業に取り組む。 2 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、計画的に認知症サポーター*2を養成する。	計画目標			事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類
		1) 介護予防事業の参加者 7,000人 [内訳]特定高齢者*3の介護予防プログラム 930人 介護予防事業、活動 5,750人 認知症予防プログラム 320人	1) 介護予防事業の参加者 14,000人 [内訳]特定高齢者の介護予防事業 2,000人 介護予防事業、活動 11,370人 認知症予防プログラム 630人		3	2
		2) 認知症サポーター 1,000人	2) 認知症サポーター 5,000人			
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	特定高齢者の介護予防プログラム参加者 1,200人	特定高齢者の介護予防プログラム参加者 1,400人	特定高齢者の介護予防プログラム参加者 1,600人	特定高齢者の介護予防プログラム参加者 2,000人		
	介護予防事業、活動への参加者 6,820人	介護予防事業、活動への参加者 7,960人	介護予防事業、活動への参加者 9,490人	介護予防事業、活動への参加者 11,370人		
	認知症予防プログラム参加者 380人	認知症予防プログラム参加者 440人	認知症予防プログラム参加者 510人	認知症予防プログラム参加者 630人		
認知症サポーター養成数 2,000人	認知症サポーター養成数 3,000人	認知症サポーター養成数 4,000人	認知症サポーター養成数 5,000人			
事業費	456,213(注) 千円	- 千円	- 千円	- 千円		

- *1 認知症 さまざまな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために、さまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態。
- *2 認知症サポーター 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、できる範囲でサポートする人。
- *3 特定高齢者 現在は生活が自立していても、今後、介護を受ける状態になる可能性の高い高齢者(65歳以上)。国が定めた基本チェックリストの結果と医師による生活機能評価の判定をもとに、区が決定する。

《関連する計画》 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

注) 介護保険事業会計

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1204	事業名	生涯現役、地域支えあいの推進		所管部	介護予防担当部 保健福祉部		
ねらい	生涯を通じて元気に暮らすことができる地域社会を目指すため、中高年世代の区民が主体的にさまざまな地域活動に参画できる仕組みづくりと地域支えあいの社会づくりを推進する。							
事業内容	1 ひとりぐらし高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な地域における区民同士のふれあい支えあい活動を支援する。 2 中高年世代の区民が、主体的に地域活動に参画できる仕組みとして地域活動誘導事業や生涯現役ネットワークへの支援、生涯現役ポイントシステム（社会実験）を行う。		計画目標			事業分類		
			現況	平成23年度		L	分類	
			1) 地域支えあい活動*1の参加者数 231,153人	1) 地域支えあい活動の参加者数 295,000人		3	2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度			
	地域支えあい活動の参加者数 延べ 237,000人 地域活動の参加促進講座1回 地域活動参加相談、支援事業の仕組みづくり 情報誌3回発行 せたがや生涯現役ネットワーク*2の拡充 5団体 ポイントシステムの実施 参加者数 年1,200人	地域支えあい活動の参加者数 延べ 256,000人 地域活動の参加促進講座1回 地域活動参加相談、支援事業の開始 せたがや生涯現役ネットワークの拡充 10団体 ポイントシステムの実施と評価、検証 参加者数 年1,200人	地域支えあい活動の参加者数 延べ 276,000人 地域活動の参加促進講座1回 地域活動参加相談、支援事業の開始 せたがや生涯現役ネットワークの拡充 15団体		地域支えあい活動の参加者数 延べ 295,000人 地域活動の参加促進講座1回 地域活動参加相談、支援事業の開始 せたがや生涯現役ネットワークの拡充 20団体			
	事業費	56,622 千円	44,057 千円	29,650 千円		29,757 千円		

* 1 地域支えあい活動

高齢者や子育て中の母親などが、住み慣れた地域の中で、孤独にならず、生き生きと暮らすことができるように、楽しく気軽に話をしたり、相談したりすることができる仲間づくりの活動。

* 2 せたがや生涯現役ネットワーク

いつまでもいきがいをもって地域で暮らしていくことができる「生涯現役社会」づくりをめざして集まった地域団体、NPO、大学、区などのネットワーク組織。

《関連する計画》 世田谷区生涯現役推進行動計画、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

実施計画事業

実施計画 事業名	成長に応じた子どもの支援		関係 所管部	子ども部 世田谷保健所 総合支所 保健福祉部 産業政策部 教育委員会事務局	
目 標	元気な子どもたちが、地域社会でのびのびと活動できるまちを目指す。				
事業目的	子どもたちが健やかに成長するために、各成長段階に応じた社会参加の機会を確保し、「心豊かな元気な子ども」の成長を支援するための健康づくりの充実や障害があるなどの配慮を要する子どもへの一貫した支援を行う。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 発達相談・療育の施設数		8か所	14か所	
	成果指標設定の考え方				
	1) 要配慮児童の支援には、早期発見と療育の実施が有効である。そのため、相談、療育を行う基盤の整備数を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	2,874,690 千円	1,196,156 千円	551,486 千円	563,524 千円	563,524 千円
構成する 事業の 考え方	<p>1 幼児から青年期までを対象に、それぞれの年齢や成長に対応した体験や社会参加の場を確保し、子どもの自主性を尊重しながら、子どもの自立を支援する施策の展開を図る。</p> <p>2 子どもの発育、成長や子育てを支援するために、子どもの健康づくりを地域全体で支える仕組みづくりや相談窓口、普及啓発の充実強化を図る。</p> <p>3 障害の早期発見、療育に取り組み、乳幼児期から就労期までの間の一貫した支援を行うため、一人ひとりのニーズに応じた継続支援の仕組みを作り、療育相談や地域生活支援の充実を図る。</p>				
事業体系	<p>子どもの体験、社会参加の推進 【事業番号 1301】 低年齢児、小学生を対象とした遊び場事業の展開、小中学生を対象とした体験、社会参加を学ぶプロジェクト事業の推進、中高生を対象とした自立に向けた支援を実施する。</p> <p>子どもの健康づくり 【事業番号 1302】 子どもの体力づくり、生活習慣病予防の実践、思春期の性感染症予防、乳幼児期からの歯と口の健全な育成を行う。</p> <p>配慮の必要な子どもへの支援 【事業番号 1303】 障害の早期発見、早期対応の体制づくり、個別的継続支援の実施、（仮称）発達・発育センターの設置、運営、タイムケア事業*1の整備を行う。</p>				

* 1 タイムケア事業 家庭の就労支援や一時的な休息のために、障害のある中高生などに放課後などの活動の場を提供する事業。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1301	事業名	子どもの体験、社会参加の推進	所管部	子ども部 産業政策部 教育委員会事務局
ねらい	幼児から青年期を対象に、それぞれの年齢や成長に対応する体験や社会参加の場を確保し、子どもの自主性を尊重しながら、子どもの自立を応援する。				
事業内容	1 主に低年齢児、小学生を対象とした自然体験遊び場事業を展開する。 2 小中学生を対象とした社会参加、体験型プログラムを実施する。 3 中高生世代などの青年層を対象とした年齢に応じたさまざまな体験をとおして、社会の変化に対応できる力をもった子どもを育成するためのプロジェクトを推進し、施策の確立を目指す。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 新たな自然体験遊び場*1事業 5か所 2) 放課後子どもプランに基づく新BOP**事業での参加型、体験交流活動の充実に向けての検討	1) 新たな自然体験遊び場事業 7か所 2) 放課後子どもプランに基づく新BOP事業での参加型、体験交流活動の定着 3) 中高生などの自立支援モデル実施 5か所	2	2
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	新たな自然体験遊び場の拡充 6か所 放課後子どもプランに基づく新BOP事業での参加型、体験交流活動の推進 子ども夢プロジェクト実施手法の普及に向けた見直し せたがやネチケットづくりの普及と定着 中高生などの自立支援モデル実施 1か所	新たな自然体験遊び場の拡充 7か所 あり方検証 放課後子どもプランに基づく新BOP事業での参加型、体験交流活動の充実 子ども夢プロジェクト見直しに基づく普及と定着 中高生などの自立支援モデル実施 2か所	あり方検証に基づく自然体験遊び場の充実 放課後子どもプランに基づく新BOP事業での参加型、体験交流活動の充実 中高生などの自立支援モデル実施 3か所	あり方検証に基づく自然体験遊び場の充実 放課後子どもプランに基づく新BOP事業での参加型、体験交流活動の定着 中高生などの自立支援モデル実施 5か所	
事業費	39,263 千円	39,263 千円	39,263 千円	39,263 千円	

*1 新たな自然体験遊び場 公有地や民有地を活用して、子どもたちが自然とふれあい、異世代と交流しながら、主体的に外遊びを体験することができる場。

*2 新BOP 区立小学校を活用して実施している小学生の放課後健全育成を目的とした事業。平成11年度から学童クラブ機能も付加し、「新BOP」となった。「BOP」はBase of playing(遊びの基地)の略。

《関連する計画》 世田谷区子ども計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1302	事業名	子どもの健康づくり	所管部	世田谷保健所 総合支所 子ども部 教育委員会事務局
ねらい	親と子が、地域で安心して子育てできる環境の整備や思春期の子どもの健全な育成を目指して、子どもの体と心の健康づくりの仕組みづくり、体力増進プログラムの実践、心の相談環境の整備などを進め、「心豊かな元気な子ども」の成長を支援する。				
事業内容	1 子どもの体力づくりや生活習慣病予防プログラムを作成し、地域の中で実践する。 2 思春期の子どもが心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、地域などと連携して性感染症予防の実践活動を実施する。 3 歯にとって好ましい生活習慣を身につけ、自分の健康管理ができる子どもを増やし、乳幼児期から歯と口の健全な育成を促すような環境整備と仕組みをつくる。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 子どもの体力プログラムの一部地域での試行 2) 子どもの生活習慣病*1予防対策調査・研究 3) 3歳でむし歯のない者の割合 85%	1) 新BOP*2での子どもの体力プログラムの実施 2) 子どもの生活習慣病予防対策プラン策定 3) 3歳でむし歯のない者の割合 90%	2	2
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	子どもの体力プログラムの新BOPでの試行と生活習慣病予防プログラムの検討 性感染症予防調査の実施 口と歯の健康づくり 3歳児むし歯「0」の推進 3歳でむし歯のない者の割合 85%	子どもの体力プログラムの新BOPでの展開、生活習慣病予防のモデル事業の実施 性感染症予防調査の実施、検証 口と歯の健康づくり 3歳児むし歯「0」の推進 3歳でむし歯のない者の割合 88%	子どもの体力プログラムの新BOPでの実施、生活習慣病予防のモデル事業の実施 性感染症予防プログラムの作成 口と歯の健康づくり 3歳児むし歯「0」の推進 3歳でむし歯のない者の割合 89%	子どもの体力プログラムの新BOPでの定着、生活習慣病予防プランの策定 性感染症予防の地域での展開 口と歯の健康づくり 3歳児むし歯「0」の推進 3歳でむし歯のない者の割合 90%	
事業費	12,076 千円	11,974 千円	11,974 千円	11,974 千円	

*1 子どもの生活習慣病 小児期の生活習慣が原因で発症する肥満、高血圧、脂質異常症及び糖尿病などの病気。その後の生活習慣により成人の生活習慣病に移行することも多い。

*2 新BOP 区立小学校を活用して実施している小学生の放課後健全育成を目的とした事業。平成11年度から学童クラブ機能も付加し、「新BOP」となった。「BOP」はBase of playing(遊びの基地)の略。

《関連する計画》 世田谷区子ども計画、健康せたがやプラン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1303	事業名	配慮の必要な子どもへの支援		所管部	子ども部 保健福祉部 総合支所 世田谷保健所		
ねらい	配慮の必要な子どもに対し、関係する機関の連携により、子ども自身や保護者への支援を行う。あわせて、地域での理解を促す取り組みを行い、地域全体で支える仕組みを作る。							
事業内容	1 障害の早期発見、療育に取り組み、乳幼児期から就労期まで一貫した支援を行うため、保護者との信頼関係に基づき、関係機関や教育委員会と連携して、一人ひとりのニーズに応じた継続的な個別支援の仕組みを作り、実施する。 2 不足している療育相談の基盤整備を進める。 3 発達障害*1理解のための啓発を行うとともに、人材育成のための体系的な研修に取り組む。	計画目標				事業分類		
		現況	平成23年度		L	分類		
		1) 4歳6ヶ月児発達発達相談のモデル実施 2) 個別的継続支援システム*2の実施 3) 発達相談事業の実施 1か所 4) タイムケア事業*3 4か所	1) 4歳6ヶ月児発達発達相談の全区実施 2) 個別的継続支援システムの充実 3) 発達相談事業 5か所 療育基盤 1か所 (仮称)発達・発達センター運営 拡充 4) タイムケア事業 5か所		2	3		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
	4歳6ヶ月児発達発達相談の全区での試行 個別的継続支援システムの試行 (仮称)発達・発達センターの開設準備 発達障害理解促進のためのシンポジウム開催、研修体系の検討 総合福祉センターなどの支援機能充実の検討 児童デイサービス、タイムケア事業の評価検証	4歳6ヶ月児発達発達相談の本格的全区実施 個別的継続支援システムの実施 (仮称)発達・発達センターの開設 発達障害理解促進のためのシンポジウム開催、新体系での研修実施 総合福祉センターなどの支援機能充実の実施 児童デイサービス継続実施、タイムケア事業の拡充 5か所	4歳6ヶ月児発達発達相談のシステムの検証 個別的継続支援システムの評価・検証 (仮称)発達・発達センターの運営・評価 発達障害理解促進のためのシンポジウム開催、新体系での研修実施、評価検証 総合福祉センターなどの支援機能充実の評価検証 児童デイサービス、タイムケア事業の実施 5か所	4歳6ヶ月児発達発達相談のシステムの充実 個別的継続支援システムの充実 (仮称)発達・発達センターの運営拡充 発達障害理解促進のためのシンポジウム開催、新体系での研修充実 総合福祉センターなどの支援機能の安定的運営 児童デイサービス、タイムケア事業の評価検証 5か所				
	事業費	1,144,817 千円	500,249 千円	512,287 千円	512,287 千円			

- * 1 発達障害 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これらに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢で発現するもの。
- * 2 個別的継続支援システム 発達障害児童への乳幼児期から就労期までのライフステージを通じての一貫した支援を行うため、関係機関と連携して一人ひとりのニーズに応じた支援を途切れなく行う仕組み。
- * 3 タイムケア事業 家庭の就労支援や一時的な休息のために、障害のある中高生などに放課後などの活動の場を提供する事業。

《関連する計画》 世田谷区子ども計画、世田谷区障害福祉計画

実施計画事業

実施計画 事業名	地域とともに子どもを育てる教育		関係 所管部	教育委員会事務局 子ども部 世田谷保健所	
目 標	地域の人材や教育資源を活用するとともに、地域と学校との連携の基盤強化を図り、児童、生徒の地域との豊かな関わりを通して、次代を担う健全な子どもたちの育成を図る。				
事業目的	学校教育への地域教育資源の活用や地域の学校運営への参画を進め、地域の特性を生かした開かれた学校づくりを進めるとともに、家庭教育への支援を充実する。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 地域運営学校*1の指定校数		17校	42校	
	成果指標設定の考え方				
	1) 一定の権限と責任をもって地域住民が学校運営へ参画する地域運営学校の指定校数を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	126,280 千円	31,603 千円	30,179 千円	31,579 千円	32,919 千円
構成する 事業の 考え方	<p>1 地域運営学校の指定校の拡充や学校協議会活動の充実、学校支援コーディネーター*2の活用、大学などとの連携の拡充など、家庭や地域がもつ教育力を学校運営に生かす体制や制度を一層充実し、学校を核とした地域コミュニティの活性化を図る。</p> <p>2 家庭教育の学習機会を充実するなどにより、保護者や地域における家庭教育に関する知識の普及、啓発活動を支援するとともに、情報提供の一層の充実を図る。</p>				
事業体系	<p>地域教育力の向上 【事業番号 1401】 学校の教育活動を支え、地域の教育力を高める地域教育基盤*3を整備し、充実するなど、地域の多様な教育資源を教育活動に活かす取組みを進め、地域教育力の向上を目指す。</p> <p>地域が参画する学校づくり 【事業番号 1402】 保護者や地域住民などが、学校運営に積極的に参画できる環境を整備し、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進する。</p> <p>家庭教育への支援 【事業番号 1403】 家庭教育に関する学習機会に多くの人に参加できる仕組みづくりや、家庭教育に関する意識を高めるための啓発活動を推進し、地域全体で家庭の教育力の向上を目指す。</p>				

*1 地域運営学校 学校運営委員会を置く学校。世田谷区では、「地域運営学校」と称している。

*2 学校支援コーディネーター 地域の人材などを、学校の教育活動に仲介する役割を担う人材。

*3 地域教育基盤 中学校区を標準とした区域の中で、小中学校などの連携や地域の学校教育への参画などによって、学校を支援するネットワークを構築する仕組み。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1401	事業名	地域教育力の向上	所管部	教育委員会事務局
ねらい	学校の教育活動を支え、地域の教育力を高める地域教育基盤を整備し、充実するなど、地域の多様な教育資源を教育活動に活かす取り組みを進め、地域教育力の向上を目指す。				
事業内容	1 学校支援コーディネーター制度や大学などとの連携を通して、地域や大学などの教育力を学校教育に導入する。 2 中学校区単位の「小中合同学校協議会」の活性化を推進し、世田谷型の地域教育基盤*1（プラットフォーム）を整備する。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 教育活動支援プログラム数 50件 2) 区内大学との連携 16校	1) 教育活動支援プログラム数 100件 2) 大学などとの連携の拡充 22校	2	3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	学校支援コーディネーター*2の充実 延べ20人 教育活動支援プログラム*3の実施 70件 大学、区内高校との連携の拡充の検討 16校	学校支援コーディネーターの充実 延べ24人 教育活動支援プログラムの実施 80件 大学、区内高校との連携拡充 18校	学校支援コーディネーターの充実 延べ28人 教育活動支援プログラムの実施 90件 大学、区内高校との連携拡充 20校	学校支援コーディネーターの充実 延べ31人 教育活動支援プログラムの実施 100件 大学、区内高校との連携拡充 22校	
事業費	3,652 千円	3,892 千円	4,132 千円	4,312 千円	

- * 1 地域教育基盤 中学校区を標準とした区域の中で、小中学校などの連携や地域の学校教育への参画などによって、学校を支援するネットワークを構築する仕組み。
- * 2 学校支援コーディネーター 地域の人材などを、学校の教育活動に仲介する役割を担う人材。(19年度現在16人)
- * 3 教育活動支援プログラム 学校の学習ニーズに応じて、必要な情報や人材などの提供、調整を行う学校支援機能。
《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1402	事業名	地域が参画する学校づくり		所管部	教育委員会事務局	
ねらい	保護者や地域住民などが、学校運営に積極的に参画できる環境を整備し、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進する。						
事業内容	1 学校運営委員会* ₁ が、一定の権限と責任をもって、学校運営に参画する「地域運営学校* ₂ 」を拡充する。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 地域運営学校 17校	1) 地域運営学校 42校		2 5	2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	地域運営学校の検証、見直し 22校	地域運営学校の指定 32校	地域運営学校の指定 37校	地域運営学校の指定 42校			
事業費	12,105 千円	14,089 千円	15,249 千円	16,409 千円			

* 1 学校運営委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校組織の一部として、保護者や地域住民の代表などが一定の権限と責任を持って学校運営に参画する合議制の機関。世田谷区では、「学校運営委員会」と称している。

* 2 地域運営学校 学校運営委員会を置く学校。世田谷区では、「地域運営学校」と称している。
《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1403	事業名	家庭教育への支援		所管部	教育委員会事務局 子ども部 世田谷保健所	
ねらい	家庭教育に関する学習機会に多くの人に参加できる仕組みづくりや、家庭教育に関する意識を高めるための啓発活動を推進し、地域全体で家庭の教育力の向上を目指す。						
事業内容	1 家庭と学校、地域、子育て支援団体などが、主体的、継続的な取組みを行うことができるよう(仮称)家庭教育推進区民会議*1や区内連絡会議を通じて、連携を強化する。 2 区立幼稚園や区立小中学校のPTA活動などへの支援を通じて家庭教育の充実を図る。 3 乳幼児を持つ保護者や私立幼稚園、私立小中学校の保護者に対しても、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供など啓発活動を行う。	計画目標		事業分類		L	分類
		現況	平成23年度				
		1) 家庭教育学級などへの参加の促進 21,828人	1) 家庭教育学級などへの参加の促進 23,000人			2	3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	(仮称)家庭教育推進区民会議の開催 家庭教育関連区内連絡体制の整備 PTA活動と連携した家庭教育の支援 22,028人	家庭教育関連区内連絡会議の開催 PTA活動と連携した家庭教育の支援 22,328人	家庭教育関連区内連絡会議の開催 PTA活動と連携した家庭教育の支援 22,628人	家庭教育関連区内連絡会議の開催 PTA活動と連携した家庭教育の支援 23,000人			
事業費	15,846 千円	12,198 千円	12,198 千円	12,198 千円			

*1 (仮称)家庭教育推進区民会議 家庭教育支援について、家庭と学校や地域、子育て支援団体、産業界など、区民全体で推進するための会議体。

《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン

実施計画事業

実施計画 事業名	魅力ある学校づくり			関係 所管部	教育委員会事務局 子ども部
目標	教育内容の充実と学校経営、学校運営の一層の改善を進め、区立学校の魅力を高める。				
事業目的	体験学習など豊かな人間性を育む教育や特別支援教育*1を充実させるとともに、「世田谷9年教育」の実現や教科「日本語」の充実など質の高い世田谷の教育を推進し、区立小中学校の教育内容を一層充実させる。また、学校経営、学校運営の充実や教員の資質や能力の向上、学校関係者評価の改善、教育の情報化を進め、魅力ある学校をつくる。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 「世田谷9年教育」の実現		「世田谷9年教育」の研究	全小学校 試行実施	
	成果指標設定の考え方				
	1) 小学校、中学校の9年間を見通した教育内容や学校運営により、学校教育の質を高めることが、区民の学校教育に対する期待に応えることになることから、「世田谷9年教育」の実施状況を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	7,664,657 千円	1,811,856 千円	1,975,742 千円	1,963,590 千円	1,913,469 千円
構成する 事業の 考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 学びを支える体験活動を通して、子どもたちの社会性などを育成し、豊かな人間性を育む教育を一層推進する。 2 学校教育に対する区民の期待に応えるために、小学校、中学校9年間を見通した質の高い教育の実現に向けた検討を進める。 3 児童、生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育を行うことにより、特別支援教育を充実する。また、いじめや不登校など児童、生徒が抱えるさまざまな課題への適切な対応を図る。 4 学校に対する信頼を総合的に高めるため、教員の資質や能力の向上、指導体制の整備、持続的な学校改善の仕組みづくりを進める。 5 ICT*2を活用した「わかる授業」や情報教育の推進、校務情報のセキュリティ確保、校務の効率化などの校務の情報化を進め、教育内容の質の向上を図る。 6 学校施設の耐震化や改築、改修を計画的に進めるとともに、学校の適正規模化などを推進し、小中学校の教育環境を充実する。 7 区内の幼児教育（保育）に携わる教員や保育士の資質や能力の向上を図り、幼稚園や保育園から小学校への円滑な接続を推進するなど、幼児教育の充実を図る。 				
事業体系	<p>豊かな人間性を育む体験教育の推進 【事業番号 1501】 学びを支える体験活動を通して、豊かな人間性を育む教育を推進する。</p> <p>9年間を見通した質の高い学校教育の実現 【事業番号 1502】 教科「日本語」や「世田谷9年教育」など、世田谷独自の学校教育を進めることにより、確かな学力と主体的に物事を探求する態度、総合的な判断力や思考力などを育む質の高い学校教育を推進する。</p> <p>特別支援教育の充実、いじめ、不登校問題への取組み 【事業番号 1503】 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を充実し、特別な配慮を要する児童、生徒の自立や社会参加に向けた支援、いじめや不登校など児童、生徒が抱えるさまざまな課題への適切な対応を図る。</p> <p>信頼される学校経営の推進 【事業番号 1504】 教員の資質や能力の向上によって、質の高い授業などを実現するとともに、学校関係者評価（学校外部評価）*3や学校からの情報発信を充実し、学校の透明性を高め、保護者や地域住民に信頼される学校経営を推進する。</p> <p>教育の情報化の推進 【事業番号 1505】 ICTを活用した「わかる授業」や情報教育の推進、校務情報のセキュリティ確保や校務の効率化などを通じて学校教育の質の向上を図るため、教育の情報化を推進する。</p> <p>教育環境の整備 【事業番号 1506】 子どもたちが、将来にわたって、より充実した学校生活をおくることができるよう、学校の適正規模化を推進するとともに、変化する社会状況にも対応できる安全で安心な教育環境の整備を図る。</p> <p>就学前（幼児）教育の充実 【事業番号 1507】 多様化する幼児教育へのニーズに対応するため、幼稚園教員や保育士の研修などを充実し、就学前（幼児）教育と小学校教育の連携を推進する。また、幼稚園による、家庭や地域における幼児教育への支援の充実を図る。</p>				

実施計画事業

- * 1 特別支援教育 これまで、心身障害教育の対象とされていた障害に加え、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの障害のある児童、生徒を対象に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や指導を通して支援すること。
- * 2 ICT アイシーティー（Information and Communication Technology）。情報通信技術。ネットワーク通信による情報、知識の共有が念頭に置かれた表現。
従前は、IT（Information Technology）と言われていた。
- * 3 学校関係者評価（学校外部評価） 学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の自己評価の結果を踏まえ、当該学校の児童、生徒の保護者その他の当該学校の関係者が行う評価。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1501	事業名	豊かな人間性を育む体験教育の推進		所管部	教育委員会事務局	
ねらい	学びを支える体験活動を通して、豊かな人間性を育む教育を推進する。						
事業内容	1 豊かな自然の中での宿泊体験や農作業体験など、子どもたちの心に残る自然体験活動を実施する。 2 部活動支援員制度やスポーツ指導員制度の活用、大学などとの連携を推進し、中学校の部活動を支援する。 3 科学、芸術、文化、スポーツなどの分野で、国内外で活躍している方から子どもたちが直接指導を受ける機会を設け、才能の芽を育てる体験学習を推進する。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 自然体験活動の調査・検討 2) 中学校部活動の加入率 82.7%	1) 自然体験活動10校 2) 中学校部活動の加入率 85%		2	4	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	自然体験活動の充実に向けた調査、検討 中学校部活動支援制度の検証（制度と要綱の見直し） 「才能の芽を育てる体験学習」の検証	自然体験活動の試行（小学校）2校 中学校部活動支援制度の検証（制度と要綱の見直し） 「才能の芽を育てる体験学習」の講座内容の充実	自然体験活動の試行（小学校）10校 中学校部活動への支援の充実 「才能の芽を育てる体験学習」の対象児童の拡大	自然体験活動の試行（小学校）10校 中学校部活動への支援の充実 「才能の芽を育てる体験学習」の実施			
事業費	103,839 千円	109,459 千円	132,300 千円	134,705 千円			

《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1502	事業名	9年間を見通した質の高い学校教育の実現		所管部	教育委員会事務局	
ねらい	教科「日本語」や「世田谷9年教育」など、世田谷独自の学校教育を進めることにより、確かな学力と主体的に物事を探求する態度、総合的な判断力や思考力などを育む質の高い学校教育を推進する。						
事業内容	1 小中学校の9年間を見通し、発達段階に応じたカリキュラム、教材を開発するとともに、学校運営体制を整える。 2 新たなカリキュラムに対応するため、独自の教員配置を含めた指導体制を検討する。 3 教科「日本語」や少人数教育を充実させる。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度	L	分類		
		1) 「世田谷9年教育」検討委員会の設置、運営	1) 「世田谷9年教育」の試行(小学校)	2	4		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	「世田谷9年教育」検討委員会の運営 新たな指導体制の検討 「世田谷9年教育」パイロット校による実践研究 教科「日本語」の充実(全領域の授業実施) 少人数教育の充実(区費講師配置基準の拡大)	「世田谷9年教育」検討委員会の運営 新たな指導体制の検討 カリキュラム、教材開発 「世田谷9年教育」パイロット校による実践研究 教科「日本語」の充実(「世田谷9年教育」に対応した指導の研究) 少人数教育の実施	「世田谷9年教育」検討委員会の運営 新たな指導体制の検討 カリキュラム、教材開発 「世田谷9年教育」パイロット校による試行 教科「日本語」の充実(「世田谷9年教育」に対応した指導の試行) 少人数教育の実施	「世田谷9年教育」試行(小学校) 新たな指導体制の検討 カリキュラム、教材開発(中学校) 「世田谷9年教育」パイロット校による試行(中学校) 教科「日本語」の充実(「世田谷9年教育」に対応した指導の実践) 少人数教育の実施			
事業費	221,762 千円	221,522 千円	221,304 千円	225,107 千円			

《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1503	事業名	特別支援教育の充実、いじめ、不登校問題への取組み		所管部	教育委員会事務局	
ねらい	一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を充実し、特別な配慮を要する児童、生徒の自立や社会参加に向けた支援、いじめや不登校など児童、生徒が抱えるさまざまな課題への適切な対応を図る。						
事業内容	1 特別な配慮を要する児童、生徒などへの教育的な支援を充実するため、小中学校、幼稚園における特別支援教育*1体制を強化するとともに、特別支援学級の計画的整備などに取り組む。 2 都立特別支援学校などの機関との連携により、乳幼児期から学校卒業までの継続した支援体制を検討、整備する。 3 学校内外の教育相談機能などの充実や関係機関との連携を強化し、いじめや不登校など児童、生徒が抱えるさまざまな課題への対応力を強化する。	計画目標		事業分類		L	分類
		現況	平成23年度				
		1) 特別支援学級 36校	1) 特別支援学級 47校			2	4
		2) 教育相談の機能検討	2) 教育相談機能の充実 3) 新たな不登校対策の実施、検証				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	特別支援教育体制の充実（非常勤講師の配置） 年18,600時間 特別支援学級の整備 38校 教育相談体制の充実 新たな不登校対策の検討	特別支援教育体制の充実（非常勤講師の配置） 年18,600時間 特別支援学級の整備 40校 教育相談機能の検討 新たな不登校対策の構想	特別支援教育体制の充実（非常勤講師の配置） 年23,560時間 特別支援学級の整備 43校 教育相談機能の見直し 新たな不登校対策の実施	特別支援教育体制の充実（非常勤講師の配置） 年23,560時間 特別支援学級の整備 47校 教育相談体制の充実 新たな不登校対策の検証			
事業費	608,926 千円	649,267 千円	682,956 千円	691,156 千円			

*1 特別支援教育 これまで、心身障害教育の対象とされていた障害に加え、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症などの障害のある児童、生徒を対象に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や指導を通して支援すること。

《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1504	事業名	信頼される学校経営の推進	所管部	教育委員会事務局
ねらい	教員の資質や能力の向上によって、質の高い授業などを実現するとともに、学校関係者評価（学校外部評価）や学校からの情報発信を充実し、学校の透明性を高め、保護者や地域住民に信頼される学校経営を推進する。				
事業内容	1 教員の資質や能力を向上させるため、研究、研修体制を改善する。 2 学校関係者評価（学校外部評価）*1の改善、充実を図る。 3 学校ホームページの再整備など、学校からの情報発信の活性化を進める。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) 学校関係者評価（学校外部評価）の実施 95校	1) 改善した学校関係者評価（学校外部評価）の実施 95校	2	3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	教員の研究、研修体制の現状分析 学校関係者評価の現状分析、改善 学校からのPR活動の充実（学校ホームページの再整備） 29校	教員の研究、研修体制の検討 学校関係者評価の実施 学校からのPR活動の充実（学校ホームページの再整備） 49校	新たな体制による研究、研修の試行 学校関係者評価の実施 学校からのPR活動の充実（学校ホームページの再整備） 69校	新たな体制による研究、研修の実施 学校関係者評価の実施 学校からのPR活動の充実（学校ホームページの再整備） 89校	
事業費	16,839 千円	16,745 千円	16,439 千円	17,079 千円	

* 1 学校関係者評価（学校外部評価） 学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の自己評価の結果を踏まえ、当該学校の児童、生徒の保護者その他の当該学校の関係者が行う評価。

《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン、世田谷区教育の情報化推進計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1505	事業名	教育の情報化の推進		所管部	教育委員会事務局		
ねらい	ICTを活用した「わかる授業」や情報教育の推進、校務情報のセキュリティ確保や校務の効率化などを通じて、学校教育の質の向上を図るため、教育の情報化を推進する。							
事業内容	1 ICT*1活用授業研究員（マイスター）の活動や研究校、推進校の活動などを通じて、教職員のICTを活用した授業力の向上を図るとともに、情報教育を推進する。 2 区立小中学校全校への校務用パソコン整備など、学校のICT化を推進し、校務情報の効率とセキュリティを高める。	計画目標			事業分類			
		現況	平成23年度	L	分類			
		1) ICT活用授業研究員（マイスター）の育成 18人	1) ICT活用授業研究員（マイスター）の育成 95人	2	4			
		2) 校務用パソコンの整備 700台	2) 校務用パソコンの整備 2,350台					
		3) 校内LANの整備 14校	3) 校内LANの整備 77校					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
	校務のICT化の推進 校務用パソコン 1,950台 教室のICT環境の整備 授業用ICT機器の配備 30校 特別支援学級 5学級 教育の情報化とICTを活用した授業の推進 ICT活用授業研究員 30人 校内LANの整備 16校	校務のICT化の推進 校務用パソコン 2,250台 教室のICT環境の整備 授業用ICT機器の配備 50校 特別支援学級 11学級 教育の情報化とICTを活用した授業の推進 ICT活用授業研究員 67人 ICT活用教育センター校の指定 12校 校内LANの整備 35校	校務のICT化の推進 校務用パソコン 2,350台 教室のICT環境の整備 授業用ICT機器の配備 70校 特別支援学級 16学級 教育の情報化とICTを活用した授業の推進 ICT活用授業研究員 95人 ICT活用教育センター校の指定 24校 校内LANの整備 56校	校務のICT化の推進 校務用パソコン 2,350台 教室のICT環境の整備 授業用ICT機器の配備 95校 特別支援学級 21学級 教育の情報化とICTを活用した授業の推進 ICT活用授業研究員 95人 ICT活用教育センター校の指定 36校 校内LANの整備 77校				
	事業費	860,490 千円	978,749 千円	910,591 千円	845,422 千円			

*1 ICT アイシーティー（Information and Communication Technology）。情報通信技術。ネットワーク通信による情報、知識の共有が念頭に置かれた表現。従前は、IT（Information Technology）と言われていた。

《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン、世田谷区教育の情報化推進計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1506	事業名	教育環境の整備		所管部	教育委員会事務局	
ねらい	子どもたちが、将来にわたって、より充実した学校生活をおくることができるように、学校の適正規模化を推進するとともに、変化する社会状況にも対応できる安全で安心な教育環境の整備を図る。						
事業内容	1 小規模化が進んだり、大規模化している学校について、通学区域の見直し、学校適正配置*1、学校施設の整備を総合的に検討し、それぞれの状況に対応した教育環境の整備を図る。	計画目標				事業分類	
		現 況		平成23年度		L	分類
		1) 学校の適正規模化の推進 2) 学校施設の整備	1) 学校の適正規模化の推進 2) 学校施設の整備			4	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	学校の適正規模化の推進 学校施設の整備	学校の適正規模化の推進 学校施設の整備	学校の適正規模化の推進 学校施設の整備	学校の適正規模化の推進 学校施設の整備			
事業費	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円			

*1 学校適正配置 集団の学習効果などを得られる学校規模を確保すること。

《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン

事業番号	1507	事業名	就学前（幼児）教育の充実		所管部	教育委員会事務局 子ども部	
ねらい	多様化する幼児教育へのニーズに対応するため、幼稚園教員や保育士の研修などを充実し、就学前（幼児）教育と小学校教育の連携を推進する。また、幼稚園による、家庭や地域における幼児教育への支援の充実を図る。						
事業内容	1 幼児教育にかかる研究を進め、教員や保育士の研修内容の充実を図るとともに、幼稚園や保育園と小学校との連携を推進する。 2 国などの動向を注視しながら、幼稚園による、家庭や地域における幼児教育の支援の充実を図る。	計画目標				事業分類	
		現 況		平成23年度		L	分類
		1) 幼稚園教員と保育園保育士の合同研修の検討	1) 幼稚園教員と保育園保育士の合同研修の実施		2	4	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	幼稚園教員と保育士の合同研修の試行 幼稚園による家庭や地域における幼児期の教育への支援策の検討	幼稚園教員と保育士の合同研修の実施 幼稚園による家庭や地域における幼児期の教育への支援策の推進	幼稚園教員と保育士の合同研修の充実 幼稚園による家庭や地域における幼児期の教育への支援策の推進	幼稚園教員と保育士の合同研修の充実 幼稚園による家庭や地域における幼児期の教育への支援策の推進			
事業費	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円			

《関連する計画》 世田谷区教育ビジョン

実施計画事業

実施計画 事業名	多様な子育て支援			関係 所管部	子ども部 総合支所 世田谷保健所
目 標	家庭で、ゆとりをもって子育てができる環境整備と保育サービスの充実を進める。				
事業目的	家庭での子育て不安を解消するため、相談、支援体制を整備し、在宅子育て支援を充実する。 また、多様な手法により保育サービスの種類、量を拡充するとともに、質の向上を図る。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 乳児期家庭訪問率		40%	100%	
	成果指標設定の考え方				
	1) 乳児期の家庭訪問は、児童虐待の早期発見、子育て支援に関する情報提供と保護者への助言を行い、家庭での子育ての不安を解消できる子育て支援の重要な取り組みである。そのため、乳児期の家庭訪問の実施率を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	8,961,671 千円	1,940,971 千円	2,203,766 千円	2,384,504 千円	2,432,430 千円
構成する 事業の 考え方	<p>1 保育サービス需要の増大に対応し、認可保育園、認証保育所の拡充を図り、保育サービス受入枠の拡大を図る。また、多様な保育ニーズに対応し、病児、病後児保育室の拡充を図る。</p> <p>2 子育てのストレスや不安を軽減し、子育ての喜びや楽しさを実感できるように、多様な手法による支援策を展開し、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進める。</p>				
事業体系	<p>保育サービスなどの充実 【事業番号 1601】 多様なサービス提供主体による保育サービスの充実を図る。</p> <p>在宅子育て支援 【事業番号 1602】 在宅子育てを支援するため、子育てカレッジ*₁による支援者の育成、体験保育の拡大、子育てステーション*₂、おでかけひろば*₃の拡充を図る。乳児期家庭訪問の拡充により、乳児期から安心して子育てできる環境を整備する。</p>				

* 1 子育てカレッジ 大学や民間との連携による調査研究、人材育成などを通じて、家庭や地域の子育てを支援する仕組み。

* 2 子育てステーション 利便性の高い駅前に設置する「あそび」、「そうだん」、「あずかり」、「ほいく」の4つのサービスを集中させた多機能型の子育て支援拠点施設。

* 3 おでかけひろば 在宅子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由に集い、親同士の交流や子育て相談ができる場。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1601	事業名	保育サービスなどの充実		所管部	子ども部	
ねらい	就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスなどの展開を図るとともに、誰もが保育サービスを選択し、利用できるよう、早期の保育サービス待機児ゼロを目指し、基盤整備を図っていく。また、保育の質を高めていくことで、子育て支援の強化を図っていく。						
事業内容	1 認可保育園、認証保育所、認定こども園などの多様なサービス提供主体により、定員枠の拡大や延長保育、一時保育などの拡充を図るとともに、認証保育所の利用者に対する負担軽減補助を実施することにより、保育サービスを充実させる。 2 補助と評価の仕組みや認証保育所などへの指導検査体制の整備、強化、世田谷型の保育プログラムの策定、活用により、保育サービスの質の向上に努める。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 認可保育園 83か所	1) 認可保育園の 拡充 86か所	2	2		
		2) 認証保育所 28か所	2) 認証保育所の 拡充 43か所				
		3) 病児、病後児 保育室 3か所	3) 病児、病後児 保育室の拡充 6か所				
		4) 認定こども園 3か所	4) 認定こども園 の拡充 5) 世田谷型保育 プログラム充実				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	認可保育園の拡充 新設1か所 改築1か所 認証保育所の拡充 33か所 病児、病後児保育室 の拡充 5か所 世田谷型保育プログラムの策定	認可保育園の拡充 新設1か所 認証保育所の拡充 38か所 病児、病後児保育室 の拡充 6か所 病児、病後児保育 室の評価、検証 世田谷型保育プログラムの実施 28園	認可保育園の拡充 新設1か所 改築1か所 認証保育所の拡充 43か所 病児、病後児保育室 の検証を踏まえた取 組み 6か所 世田谷型保育プログラムの実施 全園	認可保育園の拡充 認証保育所の拡充 43か所 病児、病後児保育室 の検証を踏まえた取 組み 6か所 世田谷型保育プログラムの検証			
事業費	1,724,543 千円	1,978,217 千円	2,158,955 千円	2,204,206 千円			

《関連する計画》 世田谷区子ども計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1602	事業名	在宅子育て支援		所管部	子ども部 総合支所 世田谷保健所	
ねらい	子育てのストレスや不安を軽減し、子どもを育てる喜びや楽しさを実感できるよう、地域社会で子育てを支援する体制づくりを進め、在宅子育て支援を充実していく。						
事業内容	1 子育てカレッジ* ₁ を通して、さまざまな場で活動する支援者の育成、調査研究を推進するとともに、保護者や次世代のための親の子育て力の向上、地域との協働による子育て支援の充実を目指す。 2 子育てステーション* ₂ 、おでかけひろば* ₃ の増設や児童館などの子ども施設での子育て支援を充実し、また、ひとり親家庭の支援など、さまざまな在宅子育て支援策を展開する。 3 乳児のいる家庭を訪問し、母と子の健康面のサポート、母親の心のケアなどを行い、虐待の予防と早期発見を図る。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度	L	分類		
		1) 子育て支援者スキルアップの実施 2) 乳児期家庭訪問の実施 訪問率40% 3) 子育てステーション 2か所 4) おでかけひろば 6か所	1) 子育て支援人材の養成プログラム充実 2) 乳児期家庭訪問の拡充 訪問率100% 3) 子育てステーション 5か所 4) おでかけひろば 24か所	2	2		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	子育て支援人材の養成プログラム検討 子育てステーションの運営、整備 4か所 おでかけひろばの整備 11か所 乳児期家庭訪問の拡充検討 訪問率 45%	子育て支援人材の養成プログラム構築・開始 子育てステーションの運営、整備 5か所 おでかけひろばの整備 16か所 乳児期家庭訪問の拡充 訪問率 70%	子育て支援人材の養成プログラム拡充 子育てステーションの運営 5か所 おでかけひろばの整備 20か所 乳児期家庭訪問の拡充 訪問率 85%	子育て支援人材の養成プログラム検証・充実 子育てステーションの運営 5か所 おでかけひろばの整備 24か所 乳児期家庭訪問の拡充 訪問率 100%			
事業費	216,428 千円	225,549 千円	225,549 千円	228,224 千円			

*1 子育てカレッジ 大学や民間との連携による調査研究、人材育成などを通じて、家庭や地域の子育てを支援する仕組み。

*2 子育てステーション 利便性の高い駅前に設置する「あそび」、「そうだん」、「あずかり」、「ほいく」の4つのサービスを集中させた多機能型の子育て支援拠点施設。

*3 おでかけひろば 在宅子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由に集い、親同士の交流や子育て相談ができる場。

《関連する計画》 世田谷区子ども計画、健康せたがやプラン

実施計画事業

実施計画 事業名	子どもを守る仕組みづくり			関係 所管部	子ども部 総合支所 保健福祉部 世田谷保健所
目 標	児童虐待の早期発見や予防に取り組み、安心して子育てができる環境を整備する。				
事業目的	児童虐待を防止するため、虐待の早期発見と見守りの仕組みづくり、身近な相談機能の充実など子育てセーフティネットの整備を推進する。また、子どもの急な病気やけがに早期に対応するための小児初期救急医療の充実を図る。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 子育て相談の利用件数		21,324件	25,000件	
	成果指標設定の考え方				
	1) 児童虐待を防止するためには、子育て不安の解消に効果的な身近な相談機能の充実が不可欠であり、子育て相談の利用者数を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	1,937,060 千円	484,265 千円	484,265 千円	484,265 千円	484,265 千円
構成する 事業の 考え方	<p>1 児童虐待の予防には、孤立した子育て家庭の育児不安をなくすことが重要であり、相談機能の充実や自立支援に向けた援助の強化、虐待防止ネットワークの強化を進める。</p> <p>2 子どもの急な病気やけがに早期に対応するため、区内医療機関と協力し、平日準夜などの初期救急診療の活用の充実を図る。また、かかりつけ医制度の推進や急な病気やけがなどへの対応の基礎知識の普及啓発を図る。</p>				
事業体系	<p>児童虐待防止対策の推進 【事業番号 1701】 増え続ける児童虐待に機敏に対応し、虐待の進行防止、再発防止に取り組むため、児童虐待対策支援チーム*1の設置、運営を図る。また、心身が不安定になりやすい産後期に効果的な援助を行うため、産後ケア事業*2の拡充を進める。</p> <p>小児救急医療の充実 【事業番号 1702】 区内3か所の診療所（松原、玉川、烏山）で行っている小児科の救急診療について、パンフレットの充実やさまざまな機会、手法により普及啓発の充実を図る。</p>				

* 1 児童虐待対策支援チーム 困難ケースの緊急対応や人材育成、虐待対策ネットワークの調整や調査研究、サービスの基準管理などを実施し、総合支所相談窓口を支援するチーム。

* 2 産後ケア事業 心身ともに不安定になりやすい生後4ヶ月未満の子どもがいる家庭を対象に、育児不安の解消を目的とした、宿泊ケア（母子ショートステイ）や通所ケア（母子デイケア）を実施する事業。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1701	事業名	児童虐待防止対策の推進		所管部	子ども部 総合支所 世田谷保健所	
ねらい	児童虐待の予防施策として、孤立した子育て家庭の育児不安を軽減し、子どもに関する相談機能の充実や自立支援への援助、虐待防止ネットワークの構築を進める。						
事業内容	1 育児不安の早期発見、早期対応による虐待予防への取組みを行う。 2 子どもを守るネットワークとしてのすくすくiネット* ₁ や要保護児童支援協議会* ₂ などの充実により、虐待対策機能強化を図る。 3 児童虐待対策、予防施策全体を評価、検証し、施策体系の拡充を進める。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 産後ケア事業* ₃ の開始 2) 児童虐待防止にむけた要保護児童支援協議会の設置 3) 児童虐待対策支援チーム* ₄ の設置	1) 産前から産後までの効果的な児童虐待予防施策の充実 2) 児童虐待防止ネットワークの拡充強化 3) 児童虐待対策支援チームのサポート機能の確立		2	3	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	訪問事業等による産後不安解消事業の拡充と産後ケア事業の本格実施 要保護児童支援協議会と要配慮児童支援ネットワーク* ₅ との連携体制の検討 児童虐待対策支援チームによるサポート、緊急介入機能の充実 養育困難家庭の自立支援援助と被虐待児童ケアの本格実施	訪問事業等による産後不安解消事業の拡充と産後ケア事業の検証 要保護児童支援協議会と要配慮児童支援ネットワークとの連携体制整備 児童虐待対策支援チームによるサポート、緊急介入機能の検証 養育困難家庭の自立支援援助と被虐待児童ケアの検証	検証を踏まえた産後ケア事業及び訪問事業などによる産後不安解消事業の充実 要保護児童支援協議会と要配慮児童支援ネットワークとの連携強化 検証を踏まえ拡充したサポート、緊急介入などの児童虐待対策支援チームによる実施 検証を踏まえた養育困難家庭の自立支援援助と被虐待児童ケアの実施	検証を踏まえた産後ケア事業及び訪問事業などによる産後不安解消事業の充実 要保護児童支援協議会と要配慮児童支援ネットワークとの連携強化 検証を踏まえ拡充したサポート、緊急介入などの児童虐待対策支援チームによる実施 検証を踏まえた養育困難家庭の自立支援援助と被虐待児童ケアの実施			
事業費	148,666 千円	148,666 千円	148,666 千円	148,666 千円			

- * 1 すくすくiネット 子どもへの虐待、配偶者からの暴力などの被害の早期発見や保護を目指し、関係機関相互の連携を図るためのネットワーク。
- * 2 要保護児童支援協議会 被虐待児童を含む要保護児童の早期発見と適切な支援、虐待の予防的取組みの推進を図るためのネットワーク。
- * 3 産後ケア事業 心身ともに不安定になりやすい生後4ヶ月未満の子どものいる家庭を対象に、育児不安の解消を目的とした宿泊ケア（母子ショートステイ）や通所ケア（母子デイケア）を実施する事業。
- * 4 児童虐待対策支援チーム 困難ケースの緊急対応や人材育成、虐待対策ネットワークの調整や調査研究、サービスの基準管理などを実施し、総合支所相談窓口を支援するチーム。
- * 5 要配慮児童支援ネットワーク 発達障害の児童の支援に関する関係機関が連携した支援の仕組み。
《関連する計画》 世田谷区子ども計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1702	事業名	小児救急医療の充実		所管部	保健福祉部	
ねらい	子どもの急な病気やけがに早期に対応するため、区内医療機関と協力し、平日準夜などの初期救急診療を計画的に充実する。						
事業内容	1 区内3か所の診療所（松原、玉川、烏山）での小児科の救急診療の活用を充実する。 2 急な病気やけがに対応できる基礎知識の普及を進め、子どもの状態に合わせた対応を促す。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 子ども初期救急診療所 3か所 2) 普及啓発の充実	1) 子ども初期救急診療所 3か所 2) 普及啓発の充実			2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		
	診療所の周知強化など事業の普及促進 急病時の基礎知識普及など事業の効果的な啓発手法の検討 初期救急診療の充実	診療所の周知強化など事業の普及促進 急病時の基礎知識普及など事業の効果的な啓発手法の実施 初期救急診療の充実	診療所の周知強化など事業の普及促進 急病時の基礎知識普及など事業の効果的な啓発手法の実施 初期救急診療の充実		診療所の周知強化など事業の普及促進 急病時の基礎知識普及など事業の効果的な啓発手法の実施 初期救急診療の充実		
事業費	335,599 千円	335,599 千円	335,599 千円		335,599 千円		

実施計画事業

実施計画事業名	世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり		関係所管部	生活文化部 スポーツ振興担当部 教育委員会事務局	
目標	世田谷の文化やまちの個性を活かして、より魅力的で活力ある世田谷のまち「文化の世田谷」、「スポーツの世田谷」を創造する。				
事業目的	世田谷の文化施設やまちの個性などを活用した区民の体験活動や交流機会を充実し、区民の文化活動や創作活動を支援する。また、区民が身近な地域で文化や芸術に親しむ機会を提供するとともに、主体的に生涯学習活動やスポーツレクリエーション活動に親しめる環境づくりを進める。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 「世田谷芸術百華*1」参加者数		21万人	25万人	
	2) 総合型地域スポーツクラブ*2設立モデル事業数		3地域	5地域	
	成果指標設定の考え方				
事業費	総事業費		平成20年度	平成21年度	平成22年度
	574,792 千円		144,069 千円	144,349 千円	143,589 千円
構成する事業の考え方	<ol style="list-style-type: none"> 文化や芸術を通して、まちの魅力を高めていく。 音楽事業の充実を図るとともに、音楽文化の場のあり方を検討し、世田谷の個性を活かした音楽文化の展開を図る。 区民が、身近な地域で、主体的に文化、生涯学習活動に参加できる仕組みづくりを推進する。 区民が、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりを推進する。 地域の学習拠点としての図書館づくりを進める。 				
事業体系	<p>世田谷の地域文化の創造 【事業番号 1801】 区民が身近なところで文化や芸術に触れる機会を拡充するとともに、区民の文化、芸術活動を支援する。</p> <p>音楽文化の振興 【事業番号 1802】 身近な場所でのコンサート事業の展開や、小中学生を中心としたさらなる教育普及を進めるとともに、音楽文化の場のあり方を検討する。</p> <p>生涯学習の推進 【事業番号 1803】 区民が生涯にわたって学習できる機会の提供や環境づくりを推進する。また、区民との連携、協力による文化財保護活動を推進し、文化財を区民共通の財産として継承する。</p> <p>生涯スポーツの振興 【事業番号 1804】 区民が、生涯を通じて「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ、レクリエーションに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会（「スポーツの世田谷」）の実現を目指す。</p> <p>地域の学習拠点としての図書館の充実 【事業番号 1805】 図書館機能を地域の学習拠点として充実し、生涯学習活動の基盤となる地域の読書環境づくりを推進する。</p>				

* 1 世田谷芸術百華 区民が身近なところで、気軽に文化や芸術に親しむことができる機会を提供するため、コンサート事業や大道芸などを区内全域で展開する事業。

* 2 総合型地域スポーツクラブ 学校体育施設などを拠点に地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態。複数の種目が用意され、子どもから高齢者まで地域の誰もが定期的にスポーツ活動や文化活動を行うことができる。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1801	事業名	世田谷の地域文化の創造		所管部	生活文化部	
ねらい	「文化・芸術振興計画」の中長期ビジョンである「文化・芸術を育む個性あふれるまち世田谷」を目指し、文化や芸術によりまちの魅力を高めていく。						
事業内容	1 区民の身近なところで、文化や芸術に触れる機会を提供する「世田谷芸術百華*1」を開催する。 2 子どもの創造性を育む取組みとして、(仮称)「チルドレンズ・ミュージアム*2」を実施する。 3 次代の文化芸術を担う若手アーティストをはじめとした区民の文化芸術活動への支援を推進する。 4 NPOや区内活動団体のネットワークと協働して文化芸術を振興する。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 世田谷芸術百華の開催 参加者数21万人 2) 創造的文化・芸術活動支援の検討	1) 世田谷芸術百華の開催 参加者数25万人 2) 創造的文化・芸術活動支援の継続実施		3 5	2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	世田谷芸術百華の開催 参加者数 22万人 世田谷アート・ネットワーク会議*3の開催 1回 全国子ども文化・芸術サミット*4の開催 1回 (仮称)「チルドレンズ・ミュージアム」事業の検討 次代の文化芸術を拓く若手アーティストが飛躍できる機会の提供 地域の文化芸術活動への支援事業の実施 5件 アートな商店街プロジェクト*5事業の実施	世田谷芸術百華の開催 参加者数 23万人 世田谷アート・ネットワーク会議の開催 1回 _____ (仮称)「チルドレンズ・ミュージアム」事業の実施 次代の文化芸術を拓く若手アーティストが飛躍できる機会の提供 地域の文化芸術活動への支援事業の実施 5件 「文化・芸術振興計画」の改定 アートな商店街プロジェクト事業の実施	世田谷芸術百華の開催 参加者数 24万人 世田谷アート・ネットワーク会議の開催 1回 _____ _____ 次代の文化芸術を拓く若手アーティストが飛躍できる機会の提供 地域の文化芸術活動への支援事業の実施 5件 新たな「文化・芸術振興計画」による取組みの推進 アートな商店街プロジェクト事業の実施	世田谷芸術百華の開催 参加者数 25万人 世田谷アート・ネットワーク会議の開催 1回 _____ _____ 次代の文化芸術を拓く若手アーティストが飛躍できる機会の提供 地域の文化芸術活動への支援事業の実施 5件 新たな「文化・芸術振興計画」による取組みの推進 アートな商店街プロジェクト事業の実施			
事業費	17,448 千円	12,448 千円	13,948 千円	12,448 千円			

*1 世田谷芸術百華 区民が身近なところで、気軽に文化や芸術に親しむことができる機会を提供するため、コンサート事業や大道芸などを区内全域で展開する事業。

*2 (仮称)「チルドレンズ・ミュージアム」 子どもを対象に、区や民間の施設を活用して実施する多様な教育普及啓発事業。

*3 世田谷アート・ネットワーク会議 民間、公共の文化施設や各種団体との連携により、文化や芸術の振興を図るための会議体。

*4 全国子ども文化・芸術サミット 子どもを対象とした文化や芸術の教育普及事業についてのパネルディスカッションと、区の施設でのワークショップを行うイベント。

*5 アートな商店街プロジェクト 商店街と若手アーティストを結び、まちの魅力向上やアーティストの表現の場の提供などを目的とした事業。

《関連する計画》 世田谷区文化・芸術振興計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1802	事業名	音楽文化の振興		所管部	生活文化部	
ねらい	「文化・芸術振興計画」の重点取組みとして、音楽事業の充実を図るとともに、音楽文化の場のあり方を検討し、世田谷らしい個性ある音楽文化の展開を目指す。						
事業内容	1 ホールやロビーなどを使用した身近な場所でのコンサートなどを実施し、音楽に親しむ機会の拡充を図る。 2 小中学生を対象としたクラシック音楽のワークショップを開催し、これを発展させ、ジュニアオーケストラを発足させる。 3 世田谷の音楽事業の充実にふさわしい音楽施設のあり方を検討する。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度	L	分類		
		1) 音楽事業の実施 コンサート事業 9回 教育普及事業の検討	1) 音楽事業の充実 コンサート事業 14回 教育普及事業の実施 7回	3 5	3		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	コンサート事業の実施 14回 教育普及事業 7回 ジュニア世代のクラシック音楽ワークショップの開催 音楽文化の場のあり方の調査研究	コンサート事業の実施 14回 教育普及事業 7回 ジュニア世代のクラシック音楽ワークショップの開催 音楽文化の場のあり方の調査研究	コンサート事業の実施 14回 教育普及事業 7回 ジュニアオーケストラの発足 音楽文化の場のあり方の調査研究	コンサート事業の実施 14回 教育普及事業 7回 ジュニアオーケストラ活動の展開 音楽文化の場のあり方の調査研究			
事業費	61,971 千円	61,971 千円	61,971 千円	61,971 千円			

《関連する計画》 世田谷区文化・芸術振興計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1803	事業名	生涯学習の推進		所管部	教育委員会事務局	
ねらい	区民が、生涯にわたって学習できる機会の提供や環境づくりを推進する。また、区民との連携、協力による文化財保護活動を推進し、文化財を区民共通の財産として継承する。						
事業内容	1 生涯学習を推進するための方向性や取組みについて、検討、整備する。 2 区内大学などと連携した区民向け講座など、区民が地域で学習できる機会を充実する。 3 文化財の普及、啓発、保護のため、保護制度を充実する。			計画目標		事業分類	
				現況	平成23年度	L	分類
				-	1) 生涯学習の推進	3	2
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	生涯学習事業分析とニーズ調査の実施 区民文化財ボランティア養成の検討 文化財保護、保存の拡充 3件	生涯学習のあり方検討 区民文化財ボランティアの養成 文化財保護、保存の拡充 6件	生涯学習計画の策定 区民文化財ボランティアの活動支援 文化財保護、保存の拡充 9件	生涯学習の推進 区民文化財ボランティアの活動支援 文化財保護、保存の拡充 12件			
事業費	29,357 千円	31,247 千円	31,897 千円	31,897 千円			

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1804	事業名	生涯スポーツの振興		所管部	スポーツ振興担当部 教育委員会事務局	
ねらい	区民が、生涯を通じて「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ、レクリエーションに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会（「スポーツの世田谷」）の実現を目指す。						
事業内容	1 区内5地域に総合型地域スポーツクラブ*1を設立し、その支援を通じて地域スポーツの振興を図る。 2 拠点施設となる総合運動場の整備や身近なスポーツの場となる区立学校施設の充実を図る。 3 スポーツ振興財団との連携を強化し、「スポーツの世田谷」の実現を目指す。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 総合型地域スポーツクラブ 3地域	1) 総合型地域スポーツクラブ 5地域		3 5	2	
		2) スポーツまつり、ハーフマラソンの参加者 73,000人	2) スポーツまつり、ハーフマラソンの参加者 75,000人				
		3) 区立学校の夜間照明 5か所	3) 区立学校の夜間照明 10か所				
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	総合型地域スポーツクラブへの支援 延べ4地域 総合運動場の中長期整備計画の策定、整備 世田谷246ハーフマラソンの実施 イベント参加者数 73,500人 高齢者、障害児（者）スポーツ施策の検討 区立学校の校庭への夜間照明の設置 6か所	総合型地域スポーツクラブへの支援 延べ5地域 総合運動場の整備 世田谷246ハーフマラソンの実施 イベント参加者数 74,000人 高齢者、障害児（者）スポーツ事業の実施 4種 区立学校の校庭への夜間照明の設置 8か所	総合型地域スポーツクラブへの支援 延べ5地域 総合運動場の整備 世田谷246ハーフマラソンの実施 イベント参加者数 74,500人 高齢者、障害児（者）スポーツ事業の実施 5種 区立学校の校庭への夜間照明の設置 10か所	総合型地域スポーツクラブへの支援 延べ5地域 総合運動場の整備 世田谷246ハーフマラソンの実施 イベント参加者数 75,000人 高齢者、障害児（者）スポーツ事業の実施 5種 区立学校の校庭の夜間開放の検証 10か所			
事業費	23,696 千円	23,097 千円	23,097 千円	23,097 千円			

*1 総合型地域スポーツクラブ 学校体育施設などを拠点に地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態。複数の種目が用意され、子どもから高齢者まで地域の誰もが定期的にスポーツ活動や文化活動を行うことができる。

《関連する計画》 世田谷区スポーツ振興計画

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1805	事業名	地域の学習拠点としての図書館の充実		所管部	教育委員会事務局	
ねらい	図書館機能を地域の学習拠点として充実し、生涯学習活動の基盤となる地域の読書環境づくりを推進する。						
事業内容	1 地域の学習拠点として求められる図書館について、これからの図書館像を示す図書館ビジョンを策定し、地域の読書環境づくりを推進する。また、地域の特性に応じた図書館の運営、手法の導入などの取組みを進める。 2 「世田谷区子ども読書活動推進計画」を推進し、家庭、地域、学校における子どもたちの読書活動の充実を図る。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) 経堂図書館の運営方法などの検証 2) 子ども読書活動推進（第1期行動計画の推進と検証、第2期計画の策定）	1) 図書館ビジョンの推進 2) 子ども読書活動推進（第2期行動計画の推進）		2	3	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	図書館機能の調査、研究とこれからの図書館のあり方の検討 家庭、地域、学校における読書活動の推進 ブックリスト*1の作成 44,000部 団体貸出 年95,000冊	これからの図書館像を示す図書館ビジョンの策定 家庭、地域、学校における読書活動の推進 ブックリストの作成 50,000部 団体貸出 年96,000冊	これからの図書館像を示す図書館ビジョンの推進 家庭、地域、学校における読書活動の推進 ブックリストの作成 50,000部 団体貸出 年97,000冊	これからの図書館像を示す図書館ビジョンの推進 家庭、地域、学校における読書活動の推進（子ども読書活動推進計画の評価と検証）			
事業費	11,597 千円	15,586 千円	12,676 千円	13,372 千円			

*1 ブックリスト 図書館員が薦める絵本などのリスト。
《関連する計画》 世田谷区子ども読書活動推進計画

実施計画事業

実施計画 事業名	協働のまちづくりの推進			関係 所管部	生活文化部 総合支所 政策経営部
目 標	地域における自主的なコミュニティ活動を支援するとともに、市民活動団体の活動を促進し、協働によるまちづくりを目指す。 区民との情報共有を一層進めるとともに、地域のコミュニティ活動の担い手である区民、事業者、区相互の協働をさらに推進する。				
事業目的	町会、自治会をはじめとする区民団体やボランティア、NPO、事業者など、多様で自主的な地域活動を支援するとともに、区民、事業者、区が、互いの役割や責任を自覚、尊重し、相互に連携することにより、身近な地域課題を自ら解決できるコミュニティづくりを進める。 また、区政に関する情報の提供を充実させるとともに、区の主要な計画などに区民の意見を反映する仕組みを整備し、協働の前提となる区民参画の仕組みを強化する。				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 地域活動団体などが行う自主的な活動への支援件数		37件	90件	
	成果指標設定の考え方				
	1) 町会や自治会などの地縁団体を中心とした団体との連携を前提とした市民活動をより効果的に支援するため、「地域の絆再生支援事業」を実施する。この取組みにより、新たな活動の展開や団体相互の交流が図られることから、実施件数を成果指標とする。				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	400,909 千円	98,472 千円	104,815 千円	104,245 千円	93,377 千円
構成する 事業の 考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域活動への区民の参加を促し、自主的なコミュニティ活動を支援する。 2 区民の区政への参加、参画を促進するため、パブリックコメント*1や区民意見募集などで区民の意見や提案を受けるとともに、区政情報を提供する機能の一層の充実を図る。 3 世田谷区で活動する市民活動団体の自立を促進するとともに、市民活動団体と区との協働を推進していく。 				
事業体系	<p>区民によるコミュニティづくりの支援 【事業番号 1901】 地域活性化に向けた、地域活動団体などの自主的なコミュニティ活動を支援する。</p> <p>区民参加、参画の促進 【事業番号 1902】 区民への行政情報提供や区民の声への対応の一層の充実を図り、区民の区政への参加、参画を促進する。</p> <p>市民活動の促進 【事業番号 1903】 市民活動団体の自立を支援し、市民活動を促進させることにより、区との協働を推進する。</p>				

*1 パブリックコメント 区民意見提出手続といい、区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策などを策定する過程において区民が意見を述べる機会を設け、区政への区民参加の促進を図るための制度。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1901	事業名	区民によるコミュニティづくりの支援		所管部	生活文化部 総合支所	
ねらい	地区のコミュニティを向上させる事業の展開によって、区民の地域活動への参加を促し、自主的なコミュニティ活動を支援する。						
事業内容	1 地域コミュニティを活性化するため、地域活動団体の自主的活動の支援やネットワークの拡充（地域の絆再生支援事業）を行う。 2 地域活性化に向け、町会、自治会への加入促進を行うなどの取組みに対する支援を行う。 3 災害時に備えた地域の助けあい活動に対し、支援体制の充実を図る。	計画目標			事業分類		
		現 況	平成23年度	L	分類		
		1) 地域コミュニティ活性化支援事業の見直し検討	1) 地域活動への参加の促進			3	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	地域活動団体などの自主的活動の支援とネットワークの拡充 町会、自治会への加入促進など、地域活性化へ向けた取組み支援 災害時に備えた地域の助けあい活動の推進に向けた支援	地域活動団体などの自主的活動の支援とネットワークの拡充 町会、自治会の地域活性化へ向けた取組み支援 災害時に備えた地域の助けあい活動の推進に向けた支援	地域活動団体などの自主的活動の支援とネットワークの拡充 町会、自治会の地域活性化へ向けた取組み支援 災害時に備えた地域の助けあい活動の推進に向けた支援	地域活動団体などの自主的活動の支援とネットワークの拡充 町会、自治会の地域活性化へ向けた取組み支援 災害時に備えた地域の助けあい活動の推進に向けた支援			
事業費	31,193 千円	31,393 千円	31,348 千円	31,348 千円			

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1902	事業名	区民参加、参画の促進		所管部	政策経営部	
ねらい	区政に関する情報提供を充実し、区民、事業者などと情報や課題の共有化を図るとともに、条例の制定や計画の策定などの過程で意見や提案を受けるなど、区民の区政への参加参画を促進する。						
事業内容	1 広報紙やホームページなどの情報提供の手法をよりわかりやすく利用しやすいように整備して広報機能を充実するとともに、パブリックコメント*1のより効果的な活用策や区民の意見や要望を施策に反映する方策の検討などにより広聴機能の充実を図る。	計画目標			事業分類		
		現況	平成23年度	L	分類		
		1) ホームページへのアクセス数 約270万件	1) ホームページへのアクセス数 10%増	1	4		
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	ホームページの拡充に向けた検討 政策広報の充実方法の検討 パブリックコメントの周知方法の検証	ホームページの1次改善 政策広報の充実策の実施 パブリックコメントの周知方法の改善	ホームページの2次改善 政策広報の充実策の検証 パブリックコメントの周知方法の検証	新たなホームページの運用、検証 政策広報の充実策の推進 パブリックコメントの周知、推進			
事業費	54,632 千円	60,775 千円	60,250 千円	49,382 千円			

*1 パブリックコメント 区民意見提出手続といい、区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策などを策定する過程において区民が意見を述べる機会を設け、区政への区民参加の促進を図るための制度。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	1903	事業名	市民活動の促進		所管部	生活文化部	
ねらい	市民活動団体が自立していけるよう支援し、市民活動を促進させることにより、市民活動団体と区との協働を推進する。						
事業内容	1 NPOセンターや地域保健福祉等推進基金の活用により、市民活動の促進と区との協働を推進する。 2 職員研修などを通じて、NPOなどの市民活動団体に対する理解や協働に対する意識を高める。	計画目標				事業分類	
		現況	平成23年度		L	分類	
		1) NPOなどとの協働事業件数（連携・協力・委託）174件	1) NPOなどとの協働事業件数（連携・協力・委託）210件			2	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	NPOセンターを活用したNPO支援の実施 区民と市民活動団体の交流の促進 市民活動団体と区との協働の推進 協働事業件数 183件	NPOセンターを活用したNPO支援の実施 区民と市民活動団体の交流の促進 市民活動団体と区との協働の推進 協働事業件数 192件	NPOセンターを活用したNPO支援の実施 区民と市民活動団体の交流の促進 市民活動団体と区との協働の推進 協働事業件数 201件	NPOセンターを活用したNPO支援の実施 区民と市民活動団体の交流の促進 市民活動団体と区との協働の推進 協働事業件数 210件			
事業費	12,647 千円	12,647 千円	12,647 千円	12,647 千円			

実施計画事業

実施計画事業名	男女共同参画の推進		関係所管部	生活文化部 産業政策部	総合支所 子ども部
目標	男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、互いに協力し合って、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指す。				
事業目的	<p>家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場と機会を通して男女共同参画についての意識改革に取り組む。</p> <p>仕事と家庭の両立支援に向けて、区民や事業者への啓発や事業者への支援などの取組みを促進し、一人ひとりが生活や仕事の中での将来展望を描き、実現できる環境を整備していく。</p>				
成果指標	指標名		現状値	平成23年度目標値	
	1) 男女共同参画に関する各種講座などの参加者数		2,100人	4,100人	
	2) 区の審議会などで女性委員の占める割合		28.4%	35%	
	成果指標設定の考え方				
	<p>1) 区が実施する男女共同参画についての意識改革の取組みとして、各種講座やイベントを開催する。講座などに参加した人数の増加が、男女共同参画の取組みに対する関心を示す数値として計ることができるため、参加者数を成果指標とする。</p> <p>2) 区の政策、方針決定過程への女性の参画が進むことは、女性の意見を反映し、男女共同参画社会の構築を進めるうえで重要なため、割合を成果指標とする。</p>				
事業費	総事業費	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	201,270 千円	47,366 千円	56,244 千円	51,039 千円	46,621 千円
構成する事業の考え方	<p>1 子育てに夢が持てる環境づくりや企業の男女共同参画促進への支援などを通じ、男女がともに「仕事と生活の調和（ワークライフバランス*1）」の取れた生き方ができる社会を築く。</p> <p>2 男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画センター“らぶらす”の機能を充実させる。</p> <p>3 ドメスティック・バイオレンス(DV)*2根絶への取組みを通じて、男女がともに人権を尊重し合う社会をつくる。</p>				
事業体系	<p>男女共同参画による地域社会の活性化 【事業番号 2001】 女性の就業や起業などへのチャレンジ、再チャレンジを支援する事業や企業の男女共同参画促進への支援などを実施する。</p> <p>男女共同参画センターの機能充実 【事業番号 2002】 男女共同参画センター“らぶらす”の事業の充実や情報発信の強化などの取組みを通じた機能の充実を進め、認知度を向上させて区民利用の拡大を図る。</p> <p>ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶 【事業番号 2003】 関係機関とも連携しながら、事業の充実を図り、ドメスティック・バイオレンス(DV)根絶に向けた啓発や被害者への支援を進める。</p>				

*1 ワークライフバランス

働く人が、家庭や余暇などの仕事以外の生活と仕事を両立して行くことができる状態。

*2 ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係の中での身体的、心理的暴力や子どもを巻き込んだ暴力。

実施計画事業を構成する事業

事業番号	2001	事業名	男女共同参画による地域社会の活性化		所管部	生活文化部 産業政策部 子ども部	
ねらい	「世田谷区男女共同参画プラン」に基づく取組みを進め、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を構築する。						
事業内容	1 「仕事と生活を考える1週間* ₁ 」を開催し、ワークライフバランス* ₂ （仕事と生活の調和）の理念の周知を図る。 2 ワークライフバランスの観点から、働きやすい職場づくりに取り組む企業を表彰し、企業の男女共同参画促進への支援を行う。		計画目標			事業分類	
			現況	平成23年度		L	分類
			1) 「仕事と生活を考える1週間」の参加者数 1,500人 2) 区内企業におけるポジティブ・アクション* ₃ の認知度 50%	1) 「仕事と生活を考える1週間」の参加者数 2,000人 2) 区内企業におけるポジティブ・アクションの認知度 60%		3	
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	「仕事と生活を考える1週間」の開催 参加者数 1,600人 企業の男女共同参画促進への支援 企業表彰実施 1回	「仕事と生活を考える1週間」の開催 参加者数 1,700人 企業の男女共同参画促進への支援 企業表彰実施 1回 区民意識調査実施 1回	「仕事と生活を考える1週間」の開催 参加者数 1,800人 企業の男女共同参画促進への支援 企業表彰実施 1回 企業意識調査実施 1回	「仕事と生活を考える1週間」の開催 参加者数 2,000人 企業の男女共同参画促進への支援 企業表彰実施 1回 「世田谷区男女共同参画プラン」調整計画の策定			
事業費	4,118 千円	14,072 千円	8,108 千円	4,118 千円			

- * 1 仕事と生活を考える1週間 1週間にわたり、女性の起業を支援する「わくわくワークフェスタ」をメインイベントとして、企業のトップによるセミナーや女性のチャレンジを支援する事業。
- * 2 ワークライフバランス 働く人が、家庭や余暇などの仕事以外の生活と仕事を両立して行くことができる状態。
- * 3 ポジティブ・アクション 雇用の場において、事業者等が期限を設定して行う男女均等確保、格差解消のための取組み。

《関連する計画》 世田谷区男女共同参画プラン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	2002	事業名	男女共同参画センターの機能充実		所管部	生活文化部	
ねらい	男女共同参画センターが、男女共同参画推進の拠点施設としての役割を十分に果たすことができるよう機能の充実を図る。						
事業内容	1 「男女共同参画プラン」の重点取組みとなっている男女共同参画センター“らぶらす”の充実に向け、新たな運営体制の確立を図り、多様な男女共同参画事業の実施と施設の有効活用を進めながら、認知度向上と利用者拡大につなげる。	計画目標				事業分類	
		現況		平成23年度		L	分類
		1) 男女共同参画センター“らぶらす”年間利用延べ人数 80,000人 2) “らぶらす”認知度 14.1%		1) 男女共同参画センター“らぶらす”年間利用延べ人数 82,000人 2) “らぶらす”認知度 24.1%			3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	男女共同参画講座の内容充実 区民企画講座の実施 1回 子ども室を利用した事業の検討 相談事業充実の検討	男女共同参画講座の内容充実 区民企画講座の実施 2回 子ども室を利用した事業の実施 相談事業の充実	男女共同参画講座の内容充実 区民企画講座の実施 3回 子ども室を利用した事業の実施 相談事業の充実	男女共同参画講座の内容充実 区民企画講座の実施 4回 子ども室を利用した事業の実施 相談事業の充実			
事業費	38,612 千円	37,944 千円	38,703 千円	38,275 千円			

《関連する計画》 世田谷区男女共同参画プラン

実施計画事業を構成する事業

事業番号	2003	事業名	ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶	所管部	生活文化部 総合支所 子ども部
ねらい	ドメスティック・バイオレンス(DV)*1は、深刻な人権侵害であるという認識を社会全体で共有できるよう啓発を進め、区民、関係機関、区が連携して、DVの根絶に取り組んでいく。				
事業内容	1 DV被害者が、公的機関などで手続きなどを行う際に同行する事業を実施する。 2 DVに関する電話相談を週1回に拡大して実施する。 3 区の職員が、窓口や施設などで被害者に適切な対応ができるよう、研修を実施する。被害者の相談や支援を担当する職員に対しては、被害者支援者団体との連絡会の場を活用し、より専門的な研修を行う。	計画目標		事業分類	
		現況	平成23年度	L	分類
		1) DV被害者同行支援事業*2の検討 2) 相談事業の実施 電話相談 月4回	1) DV被害者同行支援事業の実施 2) 相談事業の実施 電話相談枠の拡大 週1回		3
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	DV被害者同行支援事業の試行 相談事業の実施 電話相談枠の拡大 週1回 職員研修の実施 1回 被害者支援者団体との共同研修の実施 1回	DV被害者同行支援事業の実施 相談事業の継続実施 電話相談 週1回 職員研修の実施 1回 被害者支援者団体との共同研修の実施 1回	DV被害者同行支援事業の実施 相談事業の継続実施 電話相談 週1回 職員研修の実施 1回 被害者支援者団体との共同研修の実施 1回	DV被害者同行支援事業の実施 相談事業の継続実施 電話相談 週1回 職員研修の実施 1回 被害者支援者団体との共同研修の実施 1回	
事業費	4,636 千円	4,228 千円	4,228 千円	4,228 千円	

*1 ドメスティック・バイオレンス(DV) 配偶者や恋人など親密な関係の中での身体的、心理的暴力や子どもを巻き込んだ暴力。

*2 DV被害者同行支援事業 単独での外出や手続きをする際に対人関係に不安を持つDV被害者に対し、付き添いを行う事業。

《関連する計画》 世田谷区男女共同参画プラン

第4章 財政計画

- 1 財政見通し
- 2 実施計画事業費

1 財政見通し（平成20～22年度）

平成20年度から平成22年度までの財政収支の見通しは、以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	20年度			21年度			22年度			
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率	
歳入	特別区税	113,665	3,358	3.0%	115,503	1,838	1.6%	117,159	1,656	1.4%
	特別区交付金	47,400	6,400	15.6%	48,100	700	1.5%	49,600	1,500	3.1%
	国庫・都支出金	37,061	3,692	11.1%	40,350	3,289	8.9%	36,872	3,478	8.6%
	特別区債	1,000	3,091	75.6%	3,000	2,000	200.0%	5,000	2,000	66.7%
	繰入金	4,247	1,665	28.2%	2,300	1,947	45.8%	2,700	400	17.4%
	その他	32,035	280	0.9%	31,933	102	0.3%	30,522	1,411	4.4%
	歳入合計	235,409	8,974	4.0%	241,186	5,777	2.5%	241,853	667	0.3%
歳出	人件費	48,477	912	1.8%	48,196	281	0.6%	47,871	325	0.7%
	実施計画事業費	29,493	2,900	10.9%	34,733	5,240	17.8%	27,726	7,007	20.2%
	その他の経常経費	157,439	6,987	4.6%	158,257	818	0.5%	166,255	7,999	5.1%
	歳出合計	235,409	8,974	4.0%	241,186	5,777	2.5%	241,853	667	0.3%

(「平成20年度 当初予算(案)概要」より)

「実施計画事業費」は、世田谷区実施計画に基づく事業の経費(特別会計を除きます。)です。

「その他の経常経費」は、人件費、実施計画事業費以外のすべての経費を含みます。

この財政見通しは、経済状況などの変化に対応し、再調整を行います。

(1) 歳入

特別区税

特別区民税については、引き続き、景気回復の流れが持続することを前提として、一定の増額を見込んでいます。なお、21年度以降における「ふるさと納税」制度の導入による影響は、現時点では見込んでいません。

特別区交付金

特別区交付金については、19年度における決算見込み額を基本に、市街地再開発などの大型需要における今後の需要算定の増などを見込みました。

国庫・都支出金

今後予定されている主な補助事業について、その事業費の見込みに応じて増減を反映しています。

特別区債

特別区債については、安定した財政基盤の構築に向けて、さらなる抑制を目指し、単年度あたりの発行水準（限度）を50億円としています。なお、各年度における予算編成にあたっては、収支の状況を踏まえて、さらなる抑制を目指します。

繰入金

都市整備基金、みどりのトラスト基金、義務教育施設整備基金については、事業量に応じて一定の繰入れを予定しています。なお、今後の安定した財政基盤の構築のため、年度間の財政調整を目的とする財政調整基金については、残高の確保のための繰入れを予定していません。

(2) 歳出

人件費

定員適正化計画による定数削減効果を見込むとともに、再任用職員や再雇用職員の増減、退職手当の増などを反映しています。なお、退職手当は、今後も高い水準で推移します。

実施計画事業費

平成20年度を初年度とする新たな世田谷区実施計画に基づき、各年度の実施計画事業費を見込んでいます。

その他の経常経費

歳入見込みの総額から、人件費、実施計画事業費を除いた額を「その他の経常経費」の額としています。この経常経費の総枠の中で、公共施設の改築、改修経費の増などの行政需要の増加に対応していくことが必要となります。

2 実施計画事業費

(1) 平成20年度～23年度実施計画事業費

(単位:百万円)

将来目標 主要テーマ 実施計画事業名	事業費			
	20年度	21年度	22年度	23年度
安全で安心なまち	9,015	9,626	9,933	9,680
地域社会の安全の確保	1,882	2,651	2,685	2,481
1 災害に強いまちづくり	1,631	2,400	2,434	2,229
2 犯罪のないまちづくり	251	251	251	252
安全に移動できる都市基盤と区民生活を支える公共交通の整備	6,317	6,210	6,545	6,494
3 ユニバーサルデザインのまちづくり	753	1,103	1,411	1,364
4 地域道路、交通ネットワークの構築	5,564	5,107	5,134	5,130
区民生活の安心の実現	816	766	703	706
5 サービスを安心して利用できる環境の整備	126	120	120	119
6 地域に住み続けられるまちづくり	690	646	583	587
魅力的で活力あふれるまち	6,159	9,438	7,727	2,358
にぎわいのあるまちづくり	6,094	9,320	7,608	2,313
7 世田谷のにぎわいアップ	6,094	9,320	7,608	2,313
世田谷だからできる魅力ある産業の振興	65	118	119	45
8 地域産業の活性化	30	22	23	23
9 魅力ある都市農業の推進	34	96	96	22
健康でやすらぎのあるまち	8,563	10,117	4,339	5,835
水と緑が豊かで美しいまちなみのある世田谷づくり	8,319	9,874	4,094	5,575
10 やすらぎのあるまちづくり	8,319	9,874	4,094	5,575
快適な環境で持続可能な地域社会の実現	164	176	191	206
11 「環境都市」世田谷の実現	164	176	191	206
健康づくり・疾病予防の推進	80	67	54	54
12 健康づくりから介護予防までの一貫した取り組み	80	67	54	54
世田谷の文化を育み、未来が輝くまち	5,609	5,390	5,571	5,569
次代を担う人づくり	3,040	2,557	2,559	2,510
13 成長に応じた子どもの支援	1,196	551	564	564
14 地域とともに子どもを育てる教育	32	30	32	33
15 魅力ある学校づくり	1,812	1,976	1,964	1,913
安心して子どもを育てられる環境づくり	2,425	2,688	2,869	2,917
16 多様な子育て支援	1,941	2,204	2,385	2,432
17 子どもを守る仕組みづくり	484	484	484	484
世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり	144	144	144	143
18 世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり	144	144	144	143
区民が創るまち	146	161	155	140
協働のまちづくり	98	105	104	93
19 協働のまちづくりの推進	98	105	104	93
男女共同参画推進のまちづくり	47	56	51	47
20 男女共同参画の推進	47	56	51	47
計	29,493	34,733	27,726	23,583

世田谷区実施計画（平成 20 年度～23 年度）は、世田谷区基本計画（平成 17 年度～26 年度）を具体的実現するため、世田谷区実施計画（平成 17 年度～19 年度）の取組みを踏まえ、引き続き、平成 20 年度を初年度とする 4 年間の計画を年次別に示したものです。

この実施計画は、基本計画にある 13 の主要テーマに示された問題解決の方向性に沿って、横断的な取組みを計画化しており、毎年度、実施計画事業の成果指標（実施計画事業の目標の実現に向けて、目指すべき水準を数値などを用いて、定量的に分かりやすく示したもの）などに基づき、評価し、評価結果を計画や事業の見直し（追加、修正など）に活用するとともに、その推進状況を明らかにしていきます。

（2）複数年度予算

「複数年度予算」は、あらかじめ定めた期間の中で、優先すべき事業を着実かつ効率的に進めるため、財源配分の計画を策定し、各年度における予算計上額を、その期間内の事業進捗等にあわせて調整していくものです。

世田谷区では、前実施計画の策定にあわせて、平成 17 年度から、この複数年度予算の考え方を取り入れた財政運営を行っており、財政計画（財政見通し）に、あらかじめ実施計画事業に要する事業費を見込んだ上で、各年度の事業費について、事業進捗などを踏まえながら、調整を図っています。

新たな実施計画に基づく期間（平成 20 年度～23 年度）においても、この複数年度予算の考え方を基本に、引き続き、計画的な財政運営を進めていきます。

なお、区財政を取り巻く環境変化などにより、今後の収支見込みを大幅に変更する必要がある場合には、実施計画の取組みについても見直しを行います。

行政経営改革計画

第1章 計画の考え方

第2章 基本方針

第3章 行政経営改革計画年次別計画

第1章 計画の考え方

- 1 計画策定の考え方
- 2 計画の位置づけ
- 3 区の実組みの経緯

第2章 基本方針

- 1 基本方針
- 2 重点取組み

第 1 章 計画の考え方

1 計画策定の考え方

(1) 現状認識

① 行政経営の必要性

景気は回復基調にあるものの、個人住民税所得割の 10% 比例税率化（フラット化）など一連の税制改正の影響により、区税収入をめぐり環境が不透明なか、小中学校をはじめとして公共施設の更新需要が高まるなど、引き続き、厳しい財政運営が求められています。

その一方で、国庫補助負担金の自主財源化などの地方分権や各種規制緩和が進み、自治体が主体的に判断し、資源を適切に配分する自律的な行政経営や地域経営が求められています。

② 区民の目線に立った行政経営改革の推進

重点課題に集中的に財源と人員を投入し、新たな課題にすばやく対応するためには、行政手法の転換を図るとともに、従来の仕事のやり方を見直し、少数精鋭で、効率的にサービスを提供することができる強い組織力を築く必要があります。

サービスの質の向上や手続きのスピードアップなど、区民が実感できる成果を挙げ、区民の理解を得ながら、区民の目線に立った行政経営改革を継続的に進めることが求められています。

(2) 取組みの考え方

① 行政手法の転換による見直し

従来の行政手法を見直して、転換を図ることにより、新たなニーズに対応できる財源と人員を生み出します。

入札・契約事務の改善など新たな取組みに着手するとともに、今後の都区制度改革や公共サービス改革法の動向などに対応していきます。

② 現場の発想を活かした主体的な改善

区民満足度を高めるため、区の窓口やサービスを利用する区民の立場に立って、現場の創意工夫を活かしながら、区民への対応やサービスをきめ細かく改善し、区民が実感できる取組み成果を挙げます。

③ 継続的な取組み

定員適正化、債権管理の強化、補助金の見直し、外郭団体の改善、職員の福利厚生の見直しなど、継続して取り組むべき項目は、引き

続きこの計画で取り扱います。

なお、職員の定員適正化については、民間活力の活用など事業手法の見直しや組織など取組み体制の見直しと連動させて進めます。

2 計画の位置づけ

①計画の位置づけ

行政経営改革計画は、基本計画の第6章「計画の推進に向けて」実現のための計画と位置づけ、「公共施設整備方針」、「外郭団体改善方針」などとの整合性を確保しています。

②計画期間

平成20年度から23年度の4か年を計画期間とし、行政改革と経営改革を進めます。

3 区の実行の経緯

- ① 「区民の目線に立って点検し、見直すべきは見直す」という区長公約に基づき、平成15年度に外部委員による政策評価委員会が設置され、同委員会は、区の実施する約2,600の全事務事業を点検して、改善に向けた提言を行いました。区では、この提言に基づいて事務事業を見直し、平成16年度予算に反映するとともに、これ以降の取組みについては、平成17年度を初年度とする3か年の「行政経営改革計画」を策定し、経営の視点から、行財政改革を計画的に進めてきました。
- ② 行政経営改革計画（平成17～19年度）では、地方分権の推進、少子高齢化の進展など区を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、従来の行財政改善から一歩進め、区民の目線に立った「行政経営」の確立を目指し、事務事業の見直しや執行体制の効率化を進めるとともに、行政経営の仕組みづくりを進めました。
- ③ 全事務事業の点検に基づく見直し、行政経営改革計画の推進、職員費の抑制、内部経費の抑制などにより、平成15年度から18年度までの4年間の財政効果（次年度予算への反映額の合計）は、110億円以上にのぼっています。
- ④ 区では、こうして確保した財源を、安全安心施策、子ども施策などの重点施策に優先的に配分し、「いつまでも住み続けたい『魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷』」の実現に向け、取り組んでいます。

第2章 基本方針

1 基本方針

(1) 自治体運営の自律の推進

- ① 都区制度改革に取り組み、自律性をさらに高めます。
- ② 近隣自治体との連携を強化します。

(2) 新たな時代にふさわしい地域行政の推進

- ① 安全で安心なまちづくりを身近な地域で推進します。
- ② 地域におけるコミュニティの活性化を図ります。
- ③ 執行体制の簡素化を進めます。

(3) 区民の目線に立った行政経営の確立

- ① 区民の目線に立った行政経営を確立します。
- ② 区政への区民参加を促進し、区政の透明性を向上します。
- ③ 安定した財政基盤の確立と計画的な財政運営を進めます。
- ④ 組織の簡素化や職員定数の適正化を推進します。

(4) 資源の有効活用による区民サービスの向上

- ① 民間活力を積極的に活用します。
- ② 外郭団体の改善と活用を進めます。
- ③ 区有財産を有効に活用します。
- ④ 電子政府の取組みを推進します。

(5) 継続的な事務改善の推進

- ① 行政の役割の変化や成果重視の視点から、事業の目的、内容、手法の見直しを進めます。
- ② 主体的な事務改善を継続的に進めます。

2 重点取組み

○この計画の期間中に、特に、重点的に取り組むものについては、「重点取組み」として掲げ、推進します。

(1) 自律した自治体の実現

○取組み項目

都区制度改革、区民参加の促進、公会計手法の改善、行政評価の充実、政策研究機能の充実 など

(2) 区民満足度の向上

○取組み項目

窓口の改善、窓口開庁・サービス提供時間の延長、ICTなどを活用した情報やサービスの提供、相談体制の改善 など

(3) 実施効率の向上

○取組み項目

民間活力の活用、外郭団体の改善、課題に柔軟に即応できる組織体制の整備、定員適正化の推進、職員福利厚生等の見直し、公共施設の経営改善、公共施設の機能・役割の転換、納付方法の拡張・電子化、入札・契約事務の改善、子ども施策の実施手法の改善、事務の集中化、情報の共有化・有効活用 など

(4) 行財政の改善

○取組み項目

債権管理の強化、利用者負担の適正化、区有財産の有効活用、広告事業の実施、補助金の見直し、貸付金の見直し、現金給付の見直しなど

(5) 改革の継続的推進

○取組み項目

現場からの改善運動の推進、人材育成の充実、職員の率先行動の推進、区民との協働の推進 など

第3章 行政経営改革計画年次別計画

- 1 年次別計画の考え方
- 2 行政経営改革計画取組み項目
- 3 行政経営改革計画年次別計画（取組み項目個表）

第3章 行政経営改革計画年次別計画

1 年次別計画の考え方

(1) 年次別計画の考え方

区民の目線に立った効率的な行政経営を進めるためには、区民ニーズの変化、民間サービス市場の動向、行政に求められる役割の変化などを的確に踏まえ、不断に見直しを続ける必要があります。このため、この計画では、区政の経営状況を踏まえ、年度ごとの取組みを見直し、必要に応じて追加し、変更することとします。

こうした見直しにより、取組みの中身が入れ替わっていくことを前提として、この年次別計画では、5つの重点取組みに沿って、取組みの大きな枠組み（取組み項目）を示すこととしました。

(2) 年次別計画の内容

取組み項目ごとに、次の①から⑤までを計画個表として示します。

① 現況・課題

なぜ、この取組み項目が必要なのか、平成19年度末の時点での問題の状況をわかりやすく示します。

② 対応の方向

現況・課題に対し、計画期間中にどう取り組むかを示しています。

③ 取組み目標

計画期間中に何を達成すべきかを示しています。

④ 取組み内容

目標達成のための取組みのうち、主なものを示しています。

⑤ 年次別計画（年度ごとの取組み内容と効果額）

年度ごとの具体的な取組み内容を示しています。毎年度、必要に応じて改定します。効果額は、計画の初年度について具体的な額を示しています。それ以降は、年度ごとの計画改定時に明らかにしていきます。

(3) 推進状況の報告と計画の改定について

年度ごとに、各取組み項目の推進状況を把握して評価し、それに基づいて、必要に応じて、取組みを追加し、変更するなど、計画を改定していきます。なお、計画の推進状況と改定内容については、毎年3月に公表します。

2 行政経営改革計画取組み項目

(1) 取組み項目一覧

重点取組み	番号	取組み項目
(1) 自律した自治体の実現	101	都区制度改革
	102	区民参加の促進
	103	公会計手法の改善
	104	行政評価の充実
	105	政策研究機能の充実
(2) 区民満足度の向上	201	窓口の改善
	202	窓口開庁・サービス提供時間の延長
	203	ICTなどを活用した情報やサービスの提供
	204	相談体制の改善
(3) 実施効率の向上	301	民間活力の活用①（施設運営）
	302	民間活力の活用②（事業推進・内部事務）
	303	外郭団体の改善
	304	課題に柔軟に即応できる組織体制の整備
	305	定員適正化の推進
	306	職員福利厚生等の見直し
	307	公共施設の経営改善
	308	公共施設の機能・役割の転換
	309	納付方法の拡張・電子化
	310	入札・契約事務の改善
	311	子ども施策の実施手法の改善
	312	事務の集中化
	313	情報の共有化・有効活用
(4) 行財政の改善	401	債権管理の強化
	402	利用者負担の適正化
	403	区有財産の有効活用
	404	広告事業の実施
	405	補助金の見直し
	406	貸付金の見直し
	407	現金給付の見直し
(5) 改革の継続的推進	501	現場からの改善運動の推進
	502	人材育成の充実
	503	職員の率先行動の推進
	504	区民との協働の推進

(2) 取組み項目個表の見方

計画期間中に何を達成すべきかを示しています。

目標達成のための取組みのうち、主なものを示しています。

年度ごとの具体的な取組み内容を示しています。毎年度、必要に応じて改定します。

番号	101	項目名	都区制改革	所管	策経営部
現況・課題		性	地方分権の進展確保に向けて必要となっ	省まえ、特別区における区のあり方を根本的に	層の自主性、自立発展的に検討する
対応の方向		る	都区のあり方検討を進める。都	委員会*1の中で、都区財政調整制度*2に関	事務配分等に関する区の独自調査を継続
取組み目標			地方分権の時代にふ	わしい都区のあり方に	け、改善の取組みを進
取組み内容			都区の事務配分等に関する検討、新たな		区財政調整制度に向
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	都区事務配分等に関する検討	都区事務配分等に関する検討	都区事務配分等に関する検討	都区事務配分等に関する検討	
	都区財政調整制度に関する区独自調査と研究	都区財政調整制度に関する区独自調査と研究	都区財政調整制度に関する区独自調査と研究	都区財政調整制度に関する区独自調査と研究	
効果額	—	—	—	—	—

*1 都区のあり方検討委員会 都区の事務配分、特別区の区域のあり方、都区の税財政制度など、都区のあり方について検討するため、都区協議会の中に設置された委員会。

*2 都区制度（都区財政調整制度） 大都市における行政事務を一体的に実施するため、市町村事務の一部を都が行い、市町村税の一部を都が徴収する制度。都と特別区との間の財源配分や、特別区相互間の財源調整の機能をもつ。

取組みによる歳出減、歳入増の20年度予算反映額です。21年度以降の効果額は、今後、順次、示していきます。

計画事業で使用している用語を解説しています。表中に*で表示しています。

3 行政経営改革計画年次別計画（取組み項目個表）

（1）自律した自治体の実現

【重点取組みとして選定した背景】

地方分権が進み、自治体の権限や財政の自由度が増してきていますが、その反面、自治体の責任はますます重くなっています。構造改革特区の実施や各種規制緩和とあいまって、自治体にとって政策の選択の幅が広がるということは、自治体が、何を、どのように進めるかが、常に問われるということです。

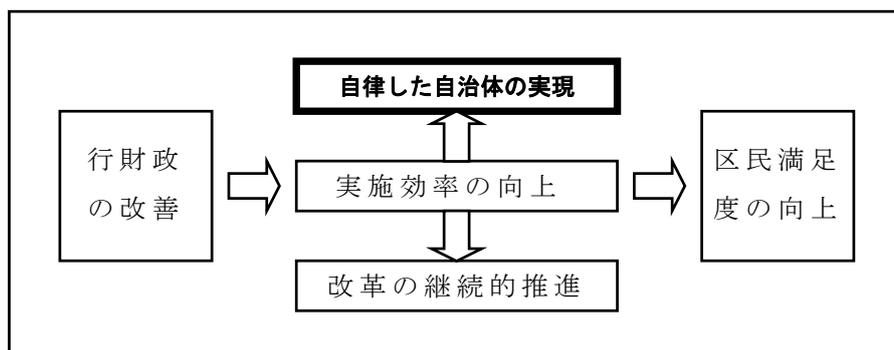
これまでの全国横一線の政策のあり方から、地域の実情に応じ、ニーズにきめ細かく対応する政策のあり方へと転換するためには、自ら考え、自ら行動する「自律した自治体の実現」のあり方を念頭に置いて、区の行政経営を進める必要があります。

【取組み項目を選定した理由】

「自律した自治体の実現」に向けた取組みとして、区政の基本理念である「区民自治の確立」の実現が最も重要です。そこで、計画期間中の取組みとして、区民に対する情報提供の充実と区民意見把握の拡充に関わる「②区民参加の促進」と「③公会計手法の改善」を挙げました。

「自律した自治体の実現」に向けては、都との関係の整理、改善が重要です。このため「①都区制度改革」を挙げました。

「自律した自治体の実現」とは、行政経営の視点のもと、自ら考え、自ら行動する自治体のことです。その前提として、区民満足度の向上を目標として見据えることや、財源や人材の確保、既存資源の有効活用による事業実施の効率化、不断の見直しによる改革の継続などが必要となりますが、これらは別の「重点取組み」として掲げました。さらに、より経営の根幹に関わるものとして、取組みの成果を踏まえて、新たな政策を生み出す「④行政評価の充実」、「⑤政策研究機能の充実」を挙げました。



番号	101	項目名	都区制度改革		所管部	政策経営部
現況・課題	地方分権の進展を踏まえ、特別区における一層の自主性、自立性の確保に向けて、都区のあり方を根本的かつ発展的に検討することが必要となっている。					
対応の方向	都区のあり方検討委員会* ₁ の中で、都区の事務配分等に関する検討を進める。都区財政調整制度* ₂ に関する区の独自調査を継続する。					
取組み目標	地方分権の時代にふさわしい都区のあり方に向け、改善の取組みを進める。					
取組み内容	都区の事務配分等に関する検討、新たな都区財政調整制度に向けた取組み					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	都区事務配分等に関する検討 都区財政調整制度に関する区独自調査と研究	都区事務配分等に関する検討 都区財政調整制度に関する区独自調査と研究	都区事務配分等に関する検討 都区財政調整制度に関する区独自調査と研究	都区事務配分等に関する検討 都区財政調整制度に関する区独自調査と研究	都区事務配分等に関する検討 都区財政調整制度に関する区独自調査と研究	
効果額	—	—	—	—		

*1 都区のあり方検討委員会 都区の事務配分、特別区の区域のあり方、都区の税財政制度など、都区のあり方について検討するため、都区協議会の中に設置された委員会。

*2 都区制度（都区財政調整制度） 大都市における行政事務を一体的に実施するため、市町村事務の一部を都が行い、市町村税の一部を都が徴収する制度。都と特別区との間の財源配分や、特別区相互間の財源調整の機能をもつ。

番号	102	項目名	区民参加の促進		所管部	政策経営部
現況・課題	豊かな地域社会を形成するためには、区政への区民参加をさらに進め、区民主体のまちづくりを推進する必要がある。					
対応の方向	区政の現況や主要課題などを区民にわかりやすく情報提供するとともに、区民意見をきめ細かくとらえることにより、区民参加を促進する。					
取組み目標	区民参加の促進に向け、区政情報をわかりやすく提供するとともに、広聴機能の充実を図る。					
取組み内容	身近な課題を取り上げた政策広報紙の発行、パブリックコメント*1の周知、区民意識調査や区政モニターの活用手法の検討など					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	政策広報の充実方法の検討	政策広報の充実策の実施	政策広報の充実策の検証	政策広報の充実策の推進		
	パブリックコメントの周知方法の検討	パブリックコメントの周知方法の改善	パブリックコメントの周知方法改善の検証	パブリックコメントの周知、推進		
	区民意識調査項目の検討、整備	区民意識調査項目の検証				
	区政モニター活用手法の検討	区政モニター活用手法の検証				
効果額	—	—	—	—		

*1 パブリックコメント 区民意見提出手続といい、区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策などを策定する過程において区民が意見を述べる機会を設け、区政への区民参加の促進を図るための制度。

番号	103	項目名	公会計手法の改善		所管部	政策経営部
現況・課題	中長期的な視点に立ち、将来負担なども見通した計画的な財政運営と自治体財政の透明化が求められている。					
対応の方向	新たな財政健全化判断指標の公表をはじめ、ストック情報やコスト情報などの財務状況を区民にわかりやすく公表する。					
取組み目標	区の財政情報をわかりやすく公表し、健全財政の維持と区政の透明性の向上を図る。					
取組み内容	各種財政指標の公表、公会計*1の整備の推進					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	財政指標のわかりやすい公表	公会計の整備推進の検討	公会計の整備推進	公会計の整備推進		
効果額	—	—	—	—		

*1 公会計 国や地方自治体の会計制度。これまで、各年度における現金収支の把握を中心としていたため、民間企業における会計制度（企業会計）と比較すると、資産や負債などのストック情報やコスト情報などの会計的管理が不十分とされている。

番号	104	項目名	行政評価の充実		所管部	政策経営部
現況・課題	限りのある資源を有効に活用し、効率的な行政経営を進めるためには、計画(P)－実施(D)－評価(C)－改善(A)のPDCAサイクルにより、区の実績の成果を検証、評価していく必要がある。					
対応の方向	区の実績を必要性や有効性、効率性などの多角的視点から点検し、経営改善を進める。					
取組み目標	評価手法の転換により行政評価を充実するとともに、これに基づく行政経営改善手法を確立する。					
取組み内容	事業分析の導入など行政評価手法の改善と評価結果の活用					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	行政評価手法の改善	新たな行政評価の実施と評価結果に基づく経営改善	評価の継続実施と評価結果の活用	評価の継続実施と評価結果の活用		
効果額	—	—	—	—		

番号	105	項目名	政策研究機能の充実		所管部	政策経営部
現況・課題	地方分権の推進や規制緩和の促進などの動向をとらえ、質の高いまちづくりを進めていくためには、地域の課題を的確に把握し、地域の人材や関係機関のネットワークと連携しながら、区自らが独自の政策を切り開く力を強化する必要がある。					
対応の方向	せたがや自治政策研究所*1を中心として、中長期的な視野のもと調査や政策研究を進める。また、政策研究などの活動を通じて職員の政策形成能力の向上を図るとともに、さまざまな情報や知恵を蓄積していくため、民間や大学の研究機関などとのネットワークを構築する。					
取組み目標	中長期的な視点からの調査や政策研究の成果や関係機関とのネットワークの構築により、区の政策形成力の基盤の確保と向上を図る。					
取組み内容	調査・政策研究、情報の収集・発信、所管部課の政策立案支援、職員の人材育成、関係機関などとのネットワークづくり					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	調査・政策研究 政策形成支援 情報発信	調査・政策研究 政策形成支援 情報発信 ネットワークづくり	調査・政策研究 政策形成支援 情報発信 ネットワークづくり	調査・政策研究 政策形成支援 情報発信 ネットワークづくり		
効果額	—	—	—	—		

*1 せたがや自治政策研究所 区政に関する総合的な調査研究を行うため、平成19年4月に政策経営部内に設置された組織。

(2) 区民満足度の向上

【重点取組みとして選定した背景】

行政経営改革とは、不断の見直しと改善にほかなりません。そして、改革を継続するためには、区民に対してその成果を明らかにし、理解を得ながら進める必要があります。

これまでは事務事業の改廃や職員定数の適正化によって確保した財源や人材を新規や重点の施策に投入し、区民福祉の向上を図ってきました。

しかし、これら改革の成果は区民にとって見えにくい面があります。今後は、実施手法の転換により効率を改善し、コストを削減しながら、行政の質を向上させる改革が求められています。

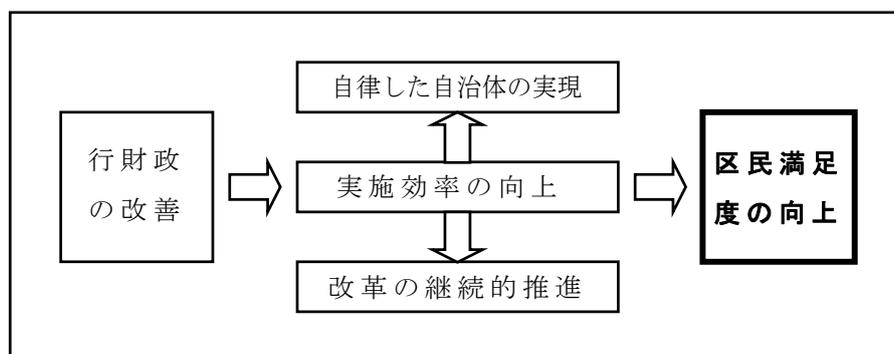
区民満足度の向上を目標として、改善の取組みを進めることにより、区民が実感できる成果を挙げ、区民の理解を得ながら、さらなる改革を継続的に進める必要があります。

【取組み項目を選定した理由】

先に述べたように、「区民満足度の向上」は、今回の行政経営改革計画の総合的な目標であり、計画のすべての取組み項目に関わってきます。ここでは、計画期間中に区民が実感できる成果を挙げることを目指し、区民と区の直接の接点である窓口、情報提供やサービス提供の現場、あるいは相談などの場面に着目し、これらの質を高めることを通じて、区民満足度の向上を目指すこととしました。

このため、次の取組み項目を挙げています。

- ① 「窓口の改善」
- ② 「窓口開庁・サービス提供時間の延長」
- ③ 「ICTなどを活用した情報やサービスの提供」
- ④ 「相談体制の改善」



番号	201	項目名	窓口の改善		所管部	総合支所 各部	
現況・課題	自治の主体であり、納税者である区民と区との信頼関係の構築に向け、区民との重要な接点である窓口において、サービスの質と効率のさらなる向上に取り組む必要がある。						
対応の方向	区民の目線からの区役所づくりに全庁的に取り組み、区民満足度の向上を図る。						
取組み目標	区民満足度の向上、区のイメージアップ、区民との信頼関係の構築を図る。						
取組み内容	カウンターや待合スペースの改善など窓口環境の改善、案内やサインなどの改善、マニュアルやチェックリストの活用による窓口対応能力の向上 など						
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	窓口環境の改善実施	窓口環境の改善実施	窓口環境の改善実施	窓口環境の改善実施			
効果額	—	—	—	—			

番号	202	項目名	窓口開庁・サービス提供時間の延長		所管部	各部	
現況・課題	区民のライフスタイルの多様化に対応したサービス提供時間の拡大が求められている。						
対応の方向	窓口開庁日やサービス提供時間を拡大し、利便性の向上を図る。						
取組み目標	窓口開庁日やサービス提供時間の拡大により、これまでサービスを利用しにくかった区民も利用しやすい環境を整備する。						
取組み内容	出張所土曜日窓口の各地域1か所ずつの開設、認可保育園の長時間延長保育の拡充						
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	出張所土曜日窓口の開設（各地域1か所）	実施	実施	実施			
	認可保育園の長時間延長保育の拡充	拡充	拡充	拡充			
効果額	—	—	—	—			

番号	203	項目名	ICTなどを活用した 情報やサービスの提供		所管部	政策経営部 各部
現況・課題	区では、電話やインターネットの活用により、自宅にしながら知りたい情報が得られる仕組みを整備したが、さらなる利用環境の整備が求められる。					
対応の方向	ICT*1環境の整備や制度の周知案内を進め、利用の促進を図る。					
取組み目標	ICTなどの活用により、必要な時に必要な情報やサービスが得られる。					
取組み内容	お問い合わせセンターの利用促進、区ホームページによる情報提供や電子申請の充実 など					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	検討	実施	実施	実施		
効果額	—	—	—	—		

*1 ICT アイシーティー(Information and Communication Technology)。情報通信技術。ネットワーク通信による情報、知識の共有が念頭に置かれた表現。従前はIT(Information Technology)と言われていた。

番号	204	項目名	相談体制の改善		所管部	政策経営部 各部
現況・課題	社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に伴う区民ニーズの変化に柔軟に対応するため、現在実施している各種相談業務の体系や内容を見直す必要がある。					
対応の方向	各種相談窓口に関する情報をよりわかりやすく区民に提供するとともに、区が実施する相談業務の内容を見直し、時代に合わせて整理し、拡充を図る。					
取組み目標	日常生活で起こる困りごとについて、気軽に相談できる体制を整備する。					
取組み内容	相談利用者のニーズの把握、相談業務改善の検討、各種相談に関する情報提供の改善 など					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	業務内容の点検、検討	業務内容の改善	改善内容の評価、検証	評価、検証に基づく改善		
	情報提供の改善検討	情報提供の改善				
効果額	—	—	—	—		

(3) 実施効率の向上

【重点取組みとして選定した背景】

限られた資源を有効に活用して、区民満足度の向上を目指すためには、実施効率の向上が必要不可欠です。かつては、さまざまな規制や国による補助金の規定などにより、事業手法やその改善の余地も制限されていました。しかし、規制緩和が進み、公共的分野に多くの民間事業者が進出する一方で、構造改革特区*₁や公共サービス改革法*₂の実施などにより、自治体が創意工夫を活かしやすい環境の整備が進もうとしています。

こうしたことを踏まえ、地域のニーズと資源の状況に応じて、実施手法を改善し、実施の効率化を図る必要があります。なお、実施効率の向上を目指すにあたっては、効率のみを追い求めるのではなく、「区民満足度の向上」や「自律した自治体の実現」のあり方を踏まえ、スピードアップや質の向上など、総合的な視点から取り組む必要があります。

【取組み項目を選定した理由】

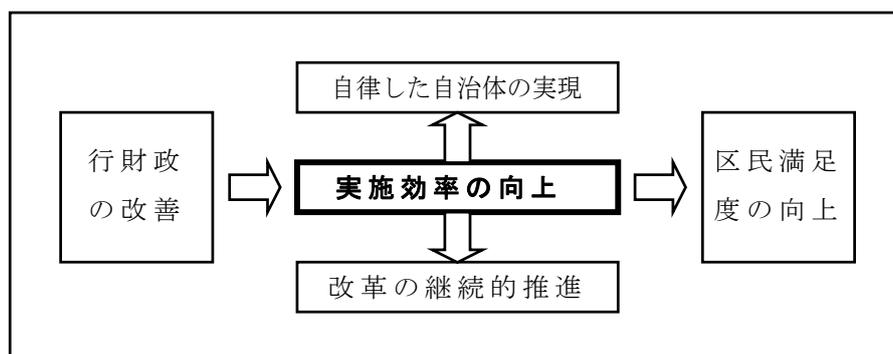
実施の効率化を図るにはさまざまな手法が考えられますが、ここでは大きく「取組み体制の改善」と「実施手法の転換」の2つの視点から取組みを整理しています。

まず「取組み体制の改善」として、民間活用、外郭団体、庁内体制の3点について、それぞれ「①②民間活力の活用」、「③外郭団体の改善」、また、庁内体制にかかわる「④課題に柔軟に即応できる組織体制の整備」、「⑤定員適正化の推進」、「⑥職員福利厚生等の見直し」を挙げました。

続いて「実施手法の転換」として、「⑦公共施設の経営改善」、「⑧公共施設の機能・役割の転換」、「⑨納付方法の拡張・電子化」、「⑩入札・契約事務の改善」、「⑪子ども施策の実施手法の改善」、「⑫事務の集中化」、「⑬情報の共有化・有効活用」を挙げました。

* 1 構造改革特区 自治体や民間企業の申請に基づき、国が例外的に規制を緩和した特別区域を設ける政策。平成 15 年 4 月から認定申請が開始された。

* 2 公共サービス改革法 公共サービスの民間開放による、サービスの質の向上と経費節減を目指し、公共サービスの担い手を官民の競争で決める市場化テストの実施手続きを定めた法律。



番号	301	項目名	民間活力の活用①(施設運営)		所管部	各部
現況・課題	公共施設運営について、指定管理者制度*1の円滑な導入をはじめ、民間のノウハウを有効に活用し、サービスの質の向上と運営効率の改善、経費の節減などを図る必要がある。					
対応の方向	施設が対応すべきニーズの状況や運営主体となる民間事業者の動向を見極めながら、施設運営の民間委託や民営化などを進める。					
取組み目標	施設運営の民間委託、民営化により、サービス向上、経営改善、経費節減などを達成する。					
取組み内容	区立保育園の民営化、学校給食調理業務の民間委託、図書館運営の見直し、指定管理者制度の円滑な運営 など					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	給食調理業務民間委託	給食調理業務民間委託	給食調理業務民間委託	給食調理業務民間委託		
	区立保育園民営化1園	区立保育園民営化1園	区立保育園民営化1園、民営化の検証	民営化の検証を踏まえた対応		
	経堂図書館の運営・手法の評価、検証	これからの図書館像を示す図書館ビジョンの策定	図書館ビジョン実現に向けた取組み	図書館ビジョン実現に向けた取組み		
効果額	—	—	—	—		

*1 指定管理者制度 地方自治法の改正により、公の施設の管理委託先(指定管理者)に民間事業者などの参入を可能とした制度。

番号	302	項目名	民間活力の活用②(事業推進・内部事務)		所管部	各部
現況・課題	規制緩和や公共的分野への民間参入が進むなかで、内部事務を含め、これまで区が直接実施していた分野における民間のノウハウの活用について検討し、推進する必要がある。					
対応の方向	公共的事業への民間事業者の参入状況などを踏まえ、民間活用が可能であり、有効な事業から取り組み、実施の効率化を図る。					
取組み目標	民間活用による事業のさらなる推進、事業実施の効率化、事務の効率化、省力化、経費の節減などを達成する。					
取組み内容	区債権に係る電話催告の民間委託、広報、啓発分野での民間協働、内部事務に係る民間委託の検討と推進、委託範囲の拡大やプロポーザル方式*1による事業者選定の拡大 など					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施		
効果額	—	—	—	—		

*1 プロポーザル方式 提案要求仕様に基づき、提案(プロポーザル)を募集する事業者選定方式。通常の競争入札よりも、事業者の専門性や独自のアイデアなどを活かしやすい。

番号	303	項目名	外郭団体の改善		所管部	政策経営部 各部
現況・課題	外郭団体*1改善方針に基づき、引き続き、団体の経営改善や効率化に向けた取組みや区の支援、関与のあり方の見直しを進める必要がある。					
対応の方向	団体の経営改善に向け、適切な指導調整を行うとともに、区の支援や関与のあり方をさらに見直す。					
取組み目標	区職員の派遣や財政的支援のバランスを適正なものとし、団体の主体的経営を確立する。					
取組み内容	平成21年度を初年度とする新たな改善計画の策定と推進、団体の経営改善に向けた継続的な指導調整					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	前計画の実績評価の公表、新たな「改善計画」の策定	新たな「改善計画」の推進	新たな「改善計画」の推進と実績評価の公表	新たな「改善計画」の推進と実績評価の公表		
効果額	—	—	—	—		

*1 外郭団体 区が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体や継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導・調整の必要がある団体として「世田谷区外郭団体の指導調整要綱」に定めている財団法人、社団法人、会社法人などの13団体。

番号	304	項目名	課題に柔軟に即応できる組織体制の整備		所管部	政策経営部
現況・課題	多様化する区民ニーズに的確かつ迅速に対応することを基本に、団塊の世代の職員の大量退職に伴う職員構成の大きな変化を見据え、効率的で効果的な組織体制を構築する必要がある。					
対応の方向	中長期的な展望のもと、対症療法型行政から予防型行政への転換をより一層推進するための組織体制を整備する。					
取組み目標	組織のスリム化を含め、全体として簡素化、効率化、スピード化を目指す体制を構築するとともに、役割分担と責任の所在を明確にし、適正かつ確実なチェック機能が働く組織体制とする。					
取組み内容	国の法改正などや区政の重点課題、緊急課題に対応するための組織改正、プロジェクトチーム*1など組織横断的な取組み体制の活用					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	実施	実施	実施	実施		
効果額	—	—	—	—		

*1 プロジェクトチーム 定められた期間内に特定の目的を達成するため、必要な人材を選定し、編成した臨時の作業班のこと。

番号	305	項目名	定員適正化の推進		所管部	総務部
現況・課題	区の将来役割を見極めながら、適正規模の人員体制の構築に向け、職員一人ひとりの資質や能力を最大限に引き出し、また、組織活性化による組織力の向上を図りながら、職員定数の削減を計画的に進める必要がある。					
対応の方向	組織の合理化、業務整理や手法転換による効率化とともに、計画的な職員採用や配置、人材育成を進め、少数精鋭の組織づくりを目指す。					
取組み目標	平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で、合計 550 名の職員定数を削減する（19 年度までに 256 名を削減済み）。					
取組み内容	業務内容や手法あるいは取組み体制の見直しによる効率化、再任用職員や非常勤職員の活用					
年次別計画	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		
	集中改革プラン* ₁ （平成 18～22 年度）の推進など 目標 550 名の削減（19 年度までの実績△256 名）			新たな定員適正化計画* ₂ の検討	人材育成計画* ₃ と整合させた新たな定員適正化計画の推進	
効果額	1,140,000 千円	—	—	—		

- * 1 集中改革プラン 平成 16 年 12 月に国において閣議決定された「今後の行政改革の方針」と、これを踏まえて平成 17 年 3 月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、区として取り組むべき目標や方向性を定めたプラン。
- * 2 定員適正化計画 中長期的な視点から区が担う役割を見定め、適切な規模の組織、人員体制の構築に向け、職員定数の適正化を進めるための目標を定めた計画。
- * 3 人材育成計画 新たな時代のまちづくりを支え、多様な課題を解決することのできる職員を育成するための施策をまとめた計画。

番号	306	項目名	職員福利厚生等の見直し		所管部	総務部
現況・課題	職員の福利厚生制度などについて、業務の実態や公務員を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、これまでの制度のあり方を適宜見直ししていく必要がある。					
対応の方向	制度のあり方を見直し、実施の効率化や、時代に合わないものを廃止し、転換を進める。					
取組み目標	適切で効率的な職員の福利厚生制度などを実現する。					
取組み内容	職員住宅の利用基準の見直し、各種手当制度の点検と見直し					
年次別計画	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施		
効果額	—	—	—	—		

番号	307	項目名	公共施設の経営改善		所管部	各部
現況・課題	各所管部課では、それぞれ施設運営の効率化に努めているが、同規模施設の運営経費を横断的に評価するなど、全庁的な経営改善の仕組みが必要である。					
対応の方向	施設運営経費を全庁的に把握し、この分析評価に基づき、課題を抽出し、対応策を講ずる仕組みを整備して取り組む。					
取組み目標	運営手法や設備などの見直しにより、光熱水費をはじめ、施設運営経費を節減する。また、熱や二酸化炭素の排出量も削減する。					
取組み内容	施設経営改善のための仕組みづくり、光熱水費、業務委託経費、改修経費などの分析とこれに基づく改善、公共施設利用システムの改善					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	施設運営経費の調査分析 公共施設利用システムの改善	施設運営経費削減策の実施	施設経営改善の継続実施	施設経営改善の継続実施		
効果額	—	—	—	—		

番号	308	項目名	公共施設の機能・役割の転換		所管部	各部
現況・課題	法制度改正や区民ニーズの変化に対応して、施設の機能や役割の転換を計画的に図る必要がある。					
対応の方向	少子化対策の推進、障害者自立支援法の施行、医療制度改革などの社会環境の変化に対応し、施設の機能や役割の転換を計画的に進める。					
取組み目標	新たな時代のニーズに的確に対応できるよう、施設の役割を見直し、機能、体制、業務内容を改善する。					
取組み内容	総合福祉センター・保健センターの機能の見直し、ふじみ荘・ひまわり荘の機能検討、区広報板の配置や管理の改善 など					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	次ページの表を参照					
効果額	—	—	—	—		

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保健センター	医療制度改革 などに基づく 健康増進事業 の再構築			
総合福祉センター	介護保険事業、 児童療育 相談訓練事業 などの見直し			
老人休養ホーム ふじみ荘	機能検討	検討結果に基 づいた対応	検討結果に基 づいた対応	検討結果に基 づいた対応
障害者休養ホーム ひまわり荘	機能検討	検討結果に基 づいた対応	検討結果に基 づいた対応	検討結果に基 づいた対応
野毛図書室	機能転換の検討	機能転換の検討	機能転換の検討	機能転換の実施
青年の家	新たな青少年 施設の構想策定	周辺公共施設 との複合化	周辺公共施設 との複合化	
広報板	再配置のモデル 実施(2地区) 再配置ガイド ラインの作成	再配置の実施 (5地区)	再配置の実施 (10地区)	再配置の実施 (10地区)

番号	309	項目名	納付方法の拡張・電子化		所管部	会計室 財務部 各部	
現況・課題	区民の利便性を高め、さらには、税や保険料などの収納率を高めるためには、いつでもどこでも簡単に納付ができる環境の整備に向け、納付方法の拡張・電子化を図る必要がある。						
対応の方向	納付方法の選択肢の拡大に努め、区民ができるだけ簡単に納付できる環境づくりを進めるとともに、口座振替やコンビニ納付の利用促進により区収納窓口の省力化を図る。						
取組み目標	納付方法の電子化と利用促進により、区民の利便性の向上、収納率の向上、収納事務の効率化を実現する。						
取組み内容	口座振替やコンビニ納付の利用促進、納付方法の電子化の実施検討						
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	口座振替等の促進 納付方法の電子化の実施検討	口座振替等の促進 納付方法の電子化の実施検討	口座振替等の促進 検討結果に基づく改善	口座振替等の促進 検討結果に基づく改善			
効果額	—	—	—	—			

番号	310	項目名	入札・契約事務の改善		所管部	財務部	
現況・課題	世田谷区入札制度改革検討委員会*1による「入札制度改革の提言（答申）」を踏まえ、区内事業者の育成や地域経済の発展などを考慮しつつ、入札・契約事務の競争性、透明性、公平性のさらなる向上に努める必要がある。						
対応の方向	入札・契約事務の競争性、透明性、公平性の向上を目指し、段階的に改善を進める。						
取組み目標	入札・契約事務における競争性、透明性、公平性の向上と事務の効率化を達成する。						
取組み内容	希望制指名競争入札*2の適用範囲の拡大、世田谷区独自格付けの廃止、入札監視委員会の運営、電子入札の円滑な運営、財務会計、電子入札と連携した契約、検査システムの開発・運用						
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	希望制指名競争入札の拡大検討 独自格付けの廃止	希望制指名競争入札の拡大 新たな契約・検査システムの設計	新たな契約・検査システムの開発	新たな契約・検査システムの運用			
効果額	—	—	—	—			

*1 世田谷区入札制度改革検討委員会 区が発注する公共工事などの入札制度について、競争性、透明性、公平性の向上を検討するため設置された外部委員で構成する委員会。

*2 希望制指名競争入札 契約案件の概要や入札参加のための条件を公表し、入札参加希望事業者を募ったうえで入札を実施する制度。

番号	311	項目名	子ども施策の実施手法の改善		所管部	子ども部
現況・課題	子ども施策を取り巻く社会環境や法制度が大きく転換するなかで、子ども施策の実施手法を改善し、的確な対応を図ることが求められている。					
対応の方向	「放課後子どもプラン」、認定こども園など新たな制度に対応しながら、子ども施策の実施手法の改善を図る。					
取組み目標	「放課後子どもプラン」などに対応した新 BOP 事業の改善、認定こども園や認証保育所を活用した提供体制の拡充					
取組み内容	「放課後子どもプラン」などに対応した新 BOP 事業の改善、民間施設の認定こども園への移行、保育室の認証保育所への移行、保育室のあり方検討					
年次別計画	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		
	新 BOP 事業改善の検討、実施	新 BOP 事業改善の実施				
	民間施設の認定こども園への移行促進 認証保育所への移行	民間施設の認定こども園への移行促進 認証保育所への移行	民間施設の認定こども園への移行促進 認証保育所への移行	民間施設の認定こども園への移行促進 認証保育所への移行		
効果額	—					

番号	312	項目名	事務の集中化		所管部	各部
現況・課題	庁内のマンパワーを有効に活用するためには、類似事務の集中化による事務処理の効率化を図る必要がある。					
対応の方向	区民ニーズの変化や制度改正など、事務量や事務処理手法を変動させる要素を見極め、集中化が事務効率を高めるものについて計画的に推進する。					
取組み目標	類似事務の集中化により、事務効率を向上させ、人件費を削減する。					
取組み内容	現行集中処理の適用範囲の拡大、類似業務の統合化					
年次別計画	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		
	検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施		
効果額	—					

番号	313	項目名	情報の共有化・有効活用		所管部	政策経営部
現況・課題	サービスの質の向上や事務の効率化に向け、さまざまな創意工夫が求められており、こうした経営改善に有益な情報を庁内で共有化し、有効に活用する必要がある。					
対応の方向	専門人材や手法改善の成功事例など、行政経営の質の向上に役立つ情報について、共有化・有効活用を進める。					
取組み目標	区イントラネット* ₁ の活用などにより、役に立つ有益な情報を簡単に公開・利用できる仕組みを構築する。					
取組み内容	専門人材、改善成功事例、他自治体や民間企業のグッドプラクティス* ₂ などの紹介ページの作成、庁内向けメール・マガジンの発行					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	庁内向けメール・マガジンの発行、改善事例や専門人材の紹介	庁内向けメール・マガジンの発行、改善事例や専門人材の紹介	庁内向けメール・マガジンの発行、改善事例や専門人材の紹介	庁内向けメール・マガジンの発行、改善事例や専門人材の紹介		
効果額	—	—	—	—		

*1 イン트라ネット 全世界に広がるインターネットに対して、特定の自治体や企業などの内部に使用を限定した閉じられたコンピュータ・ネットワークのこと。

*2 グッドプラクティス ある目的を達成するためにこれまで実施された取組みのうち、最も優れていて、これから実施する者の模範となる取組みを指す。

(4) 行財政の改善

【重点取り組みとして選定した背景】

区は、これまでも計画的に「行財政の改善」に取り組んできました。しかし、今後とも新たな区民ニーズ、区政課題に的確かつ迅速に対応していくためには、さらに柔軟な財政運営のできる余地が求められています。引き続き「行財政の改善」に取り組み、中長期的な視点に立った計画的な行財政運営が必要です。

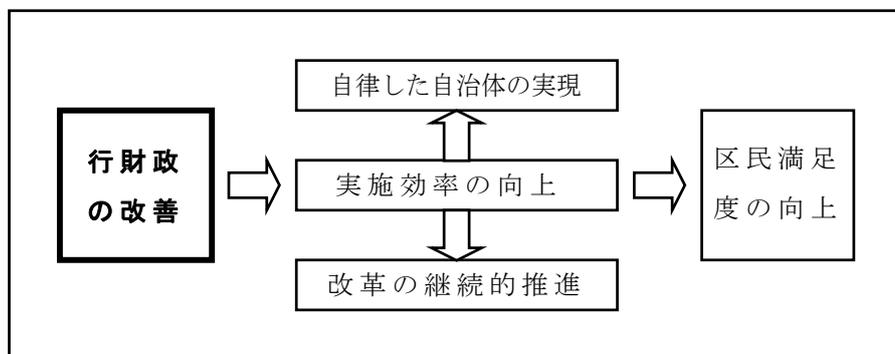
「行財政の改善」は行政経営の基本であり、「区民満足度の向上」、「自律した自治体の実現」という大きな目標を達成するための前提条件となるものです。区民が安心できる健全な財政運営を継続することは、将来、市場からの資金調達が必要になった場合にも、区にとって有利に働くものと考えられます。

【取り組み項目を選定した理由】

行財政の改善を図るためには、まず「重点取り組み」として別途掲げた「実施効率の向上」や「改革の継続的推進」により、細かな改善を積み上げながら、コスト意識を庁内隅々にまで浸透させ、日々の取り組みの中で改善を進める必要があります。

そのうえで、さらなる歳入確保策として、「①債権管理の強化」、「②利用者負担の適正化」、「③区有財産の有効活用」を引き続き、進める一方で、これまでより、さらに一歩進んだ区有財産の活用手法として、新たに「④広告事業の実施」に取り組むこととします。

これとともに「⑤補助金の見直し」、「⑥貸付金の見直し」、「⑦現金給付の見直し」により、支出の見直しを進めることとします。



番号	401	項目名	債権管理の強化		所管部	財務部 各部
現況・課題	特別区民税、国民健康保険料、保育料などの滞納が依然として多い。必要な財源と負担の公平性、公正性を確保するため、各種債権を適切に管理する必要がある。					
対応の方向	新たな債権管理重点プラン* ₁ （平成20～23年度）を策定し、これに基づき、コンビニ収納など納付機会の拡大、電話催告の機会拡大による滞納の防止、滞納者に対する強制徴収や法的措置の実施など、収納率の向上と滞納整理の強化を図る。なお、平成21年度以降の目標収納率などについては、新たな債権管理重点プランで定める。					
取組み目標	各種債権について、収納率の向上と収入未済額の縮小を実現する。					
取組み内容	債権管理重点プランに基づく取組み（納付機会の拡大、電話催告の機能充実、強制徴収や法的措置の実施など）					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	新たな債権管理重点プランの策定 現年分目標収納率 特別区民税 98.5% 国民健康保険料 92.0% 保育園保育料 99.2%	債権管理重点プランに基づく取組み	債権管理重点プランに基づく取組み	債権管理重点プランに基づく取組み		
効果額	—	—	—	—		

*1 債権管理重点プラン 特別区民税や国民健康保険料などの各種債権について、収納率向上や滞納整理など債権管理の強化に向けた具体的取組みをまとめた計画。

番号	402	項目名	利用者負担の適正化		所管部	各部
現況・課題	施設使用料、保育園や区立幼稚園の保育料をはじめ、区のサービスの利用者負担について、区民間の負担の公平性の確保、税による負担と利用者による負担の適正なバランスの確保の観点から見直す。					
対応の方向	利用者による負担と税による負担の適正なバランス、区民間の負担の公平性の視点から、利用者負担額を見直す。					
取組み目標	順次、利用者負担額の見直しを進め、利用者負担の適正化を段階的に実現する。					
取組み内容	施設使用料、保育園や区立幼稚園の保育料の改定、手数料の見直しの実施					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	施設使用料、保育園と区立幼稚園の保育料の改定	利用者負担の見直しの実施	利用者負担の見直しの実施	利用者負担の見直しの実施		
効果額	290,000千円	—	—	—		

番号	403	項目名	区有財産の有効活用		所管部	財務部 各部
現況・課題	民間市場で進められている資産活用手法の多様化を踏まえ、区有地などの有効活用と財政の健全化の視点から、区有財産の有効活用をさらに進める必要がある。					
対応の方向	区が所有する土地や建物などについて、未活用地を中心に、世田谷区公有財産有効活用指針* ₁ に基づき、有効活用を図る。					
取組み目標	維持管理経費の削減と売払い、貸付などによる財産運用収入の増額を実現する。					
取組み内容	世田谷区公有財産有効活用指針に基づく未活用地の売払い、貸付や暫定利用の推進					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	未活用地の売払い、貸付や暫定利用の実施	未活用地の売払い、貸付や暫定利用の実施	未活用地の売払い、貸付や暫定利用の実施	未活用地の売払い、貸付や暫定利用の実施		
効果額	80,000千円	—	—	—		

*1 世田谷区公有財産有効活用指針 区が所有する公有財産について、財政の健全化を図るため、その有効活用や管理の一層の効率化に関して基本的な事項を定めたもの。

番号	404	項目名	広告事業の実施		所管部	政策経営部 各部
現況・課題	区の資源の有効活用と財源の確保の視点から、印刷発行物をはじめ、区の資源を民間事業者の広告媒体として活用することにより、新たな財源の開拓を目指す必要がある。					
対応の方向	全庁的な広告掲載基準や審査の仕組みを定めるなど、区民に誤解を与えることのないよう十分注意しながら、広告事業を推進し、新たな財源の確保を目指す。					
取組み目標	広告料金収入として新たな財源を確保するとともに、事業経費を縮減する。					
取組み内容	広告事業実施要綱や広告掲載基準の制定、広告審査会の設置、印刷発行物などへの広告掲載					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	広告審査の仕組みの整備	広告審査の仕組みの運営	広告審査の仕組みの運営	広告審査の仕組みの運営		
	広告掲載の実施	広告掲載の実施	広告掲載の実施	広告掲載の実施		
効果額	—	—	—	—		

番号	405	項目名	補助金の見直し		所管部	政策経営部 各部	
現況・課題	補助金交付の有効性を高めるためには、交付手続きの公正性や透明性を確保するとともに、補助金交付が生み出した成果を検証し、社会環境の変化を踏まえながら、制度を定期的に見直す必要がある。						
対応の方向	必要性、公平性、有効性の視点から、各補助金の制度内容、交付状況、成果を定期的を検証し、不断の改善を図る。						
取組み目標	定期的な見直しにより、区の補助制度を適正かつ効果的なものとする。						
取組み内容	補助金交付要綱の点検、補助金の見直し等に係るガイドライン*1に基づく見直し、補助金見直し状況のよりわかりやすい公表						
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	ガイドラインに基づく見直し、公表方法の見直し検討	ガイドラインに基づく見直し、公表方法の見直し	ガイドラインに基づく見直し、公表方法の検証	ガイドラインに基づく見直し、公表方法の検証			
効果額	—	—	—	—			

*1 補助金の見直し等に係るガイドライン 必要性、公平性、有効性、説明責任の4原則を柱に、補助金の継続的見直し、透明性の確保を目的とする区の基本方針（平成16年度策定）。

番号	406	項目名	貸付金の見直し		所管部	保健福祉部	
現況・課題	現行の貸付金制度の中には、戦後の動乱期に制定され、その後都から事業移管されたものも多く、制度の役割や仕組みが時代状況に合わなくなっている。						
対応の方向	区の福祉貸付金制度について、社会環境の変化を踏まえ、区民ニーズの変化、他の公的制度や金融機関による貸付の状況を見極めながら見直しを図る。						
取組み目標	区の貸付金制度について、体系的に整理する。						
取組み内容	生活事業資金の見直し、福祉資金貸付制度の見直し						
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	区民生活事業資金貸付見直しの検討・調整	区民生活事業資金貸付の見直しの実施					
	福祉資金貸付に係る口座振替の推進など徴収の強化 福祉資金貸付制度のあり方の検討	徴収の強化 福祉資金貸付制度の見直しの実施	徴収の強化	徴収の強化			
効果額	—	—	—	—			

番号	407	項目名	現金給付の見直し		所管部	保健福祉部
現況・課題	平成 16 年度の条例改正により、指定難病を支給要件として心身障害者福祉手当を受給する場合には、都難病医療費助成の医療券の交付を受けることが要件とされた。この医療券の交付を受けていない受給者に対する手当支給について見直す必要がある。					
対応の方向	経過措置を設け、見直しを進める。					
取組み目標	平成 23 年 9 月まで支給額を段階的に減額し、10 月以降、手当支給を廃止する。					
取組み内容	この医療券の交付を受けていない非課税者への手当支給の段階的廃止（課税者については 18 年 9 月で廃止）					
年次別計画	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		
	区民周知医療券交付申請の勧奨	経過措置による手当支給額減	経過措置による手当支給額減	経過措置による手当支給額減（10 月以降廃止）		
効果額	—	—	—	—		

(5) 改革の継続的推進

【重点取組みとして選定した背景】

「区民満足度の向上」、「自律した自治体の実現」を目指す改革の取組みが、区民の目に見える成果を挙げられるかどうかは、改革の必要性や重要性が職員一人ひとりに浸透し、定着するかどうかにかかっています。窓口で区民に対応し、あるいは、自らの仕事を日々評価し、改善を心がけるのは、一人ひとりの職員だからです。

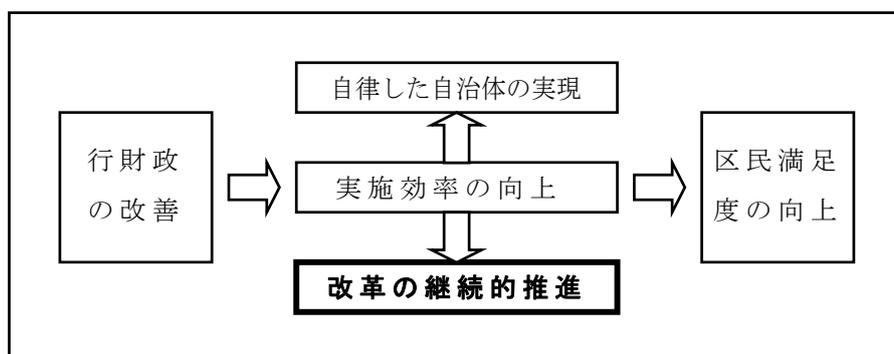
「改革」の本質は、不断の見直しにあります。すなわち、改革を継続することは、職員一人ひとりが仕事を日々見直し、改善に取り組む職場風土をつくりあげることにはほかなりません。

区民と接することの多い職場では、区民の目線に立って考えさせられる機会も多く、それだけ課題に敏感です。そうした問題意識を速やかに改善に結びつけていく仕組みが求められています。

【取組み項目を選定した理由】

職場提案を活かした窓口改善をはじめ、「①現場からの改善運動の推進」に取り組み、実践を通じて「区民満足度の向上」に向けた改革への意識づくりを進めます。あわせて「②人材育成の充実」により、区民の声に耳を傾け、ニーズを的確に把握し、自ら考え、行動できる職員を育成します。

区民から求められる行動を職員自らが率先して実践し、さらに、あらゆる場面で区民との協働を進めるため、「③職員の率先行動の推進」、「④区民との協働の推進」を挙げました。



番号	501	項目名	現場からの改善運動の推進		所管部	政策経営部 各部
現況・課題	サービスの質の向上と実施の効率化を図るためには、普段から区民に直接接していて、区民のニーズや事業課題を熟知している現場からの主体的取組みが必要不可欠である。					
対応の方向	庁内連携による支援のもと、現場の発想を活かした主体的改善運動を継続的に進める。					
取組み目標	継続的な改善取組みにより、区民満足度を向上するとともに、職員満足度の向上をも実現する。					
取組み内容	「現場の発想を活かした主体的改善提案」に基づく取組みの継続実施、職員提案制度の有効活用、改善取組みに対する区民の評価の把握					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	改善提案の募集と実施、改善成果の検証	改善提案の募集と実施、改善成果の検証	改善提案の募集と実施、改善成果の検証	改善提案の募集と実施、改善成果の検証		
効果額	—	—	—	—		

番号	502	項目名	人材育成の充実		所管部	総務部 研修調査室
現況・課題	地方分権の推進により、自立した行政経営が求められるなか、自ら考え行動し、多様化する区民ニーズに迅速かつ的確に対応することができる人材を育成していく必要がある。					
対応の方向	平成13年に策定した「人材育成計画」*1に、「本人の意欲向上」「その意欲をサポート、盛り上げる職場環境の醸成」を目的とした施策を盛り込み、新たな時代のまちづくりを支えることのできる人材、組織の育成を目指す。					
取組み目標	多様な課題解決を可能とする独自性のある政策形成能力を備えた活力ある組織運営を目標とする。					
取組み内容	人材育成計画に基づく取組み（人事考課制度の充実、人材育成につながる人事異動制度の検討、再任用や非常勤職員の育成、メンタルヘルスの向上、人材育成のための人材の育成など）					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	人材育成計画に基づく取組み	人材育成計画に基づく取組み	人材育成計画に基づく取組み	人材育成計画に基づく取組み		
効果額	—	—	—	—		

*1 人材育成計画 新たな時代のまちづくりを支え、多様な課題を解決することのできる職員を育成するための施策をまとめた計画。

番号	503	項目名	職員の率先行動の推進		所管部	各部
現況・課題	安全安心の確保、リサイクル推進やごみ減量、二酸化炭素排出削減など、区民一人ひとりの努力の積み重ねにより取り組むべき課題については、まず、区職員が率先して行動することが必要である。					
対応の方向	全庁一丸となって率先行動に取り組むことにより、活動の成果を挙げるとともに、職員の意識改革を進める。					
取組み目標	まず、職員が率先して行動することにより、区民との新たな信頼関係を構築する。					
取組み内容	職員一人ひとりの環境配慮活動の推進（省エネ行動の実施、リユース情報の交換など）、街路灯・街路消火器の不具合の通報 など					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	職員の環境配慮活動の推進 職員通報の実施	継続的な実施	継続的な実施	継続的な実施		
効果額	—	—	—	—		

番号	504	項目名	区民との協働の推進		所管部	各部
現況・課題	地域の課題にきめ細かく対応し、質の高いまちづくりを進めるためには、区民と協働し、地域の潜在力を有効に引き出すことが必要である。					
対応の方向	地域人材やマンパワーが活躍しやすい場や機会の提供など、区民との協働手法の質の向上を図る。					
取組み目標	区民が主体的に参加し、活躍しやすい、新たな協働手法を開拓し、推進する。					
取組み内容	地域防災力向上に向けた大学生のマンパワー活用、子育て支援へのボランティアの活用 など					
年次別計画	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
	大学生との防災における連携のあり方検討	大学生との防災における連携のあり方検討	順次実施	順次実施		
効果額	—	—	—	—		

